

史跡 築瀬二子塚古墳保存活用計画



2023

安中市教育委員会

史跡 築瀬二子塚古墳保存活用計画

2023

安中市教育委員会

序 文

安中市築瀬に所在する築瀬二子塚古墳は、5世紀末から6世紀初頭頃に造られた前方後円墳です。東日本でも最古段階の横穴式石室を有する古墳として学術的価値が極めて高いものと評価され、平成30年10月15日に国史跡に指定されました。

安中市には古代東山道、近世中山道と宿場町、明治期の碓氷線の開通など、関東方面や北信越方面へ至る交通の要衝として古くから現在まで続く特色があります。これまでの学術研究の成果から、史跡築瀬二子塚古墳も交通の要衝である安中の地を治めた有力な地域首長の墓であることが明らかになってきました。こうした点からも本史跡が安中市を代表する歴史遺産の一つであるといっても過言ではありません。

史跡築瀬二子塚古墳が位置する築瀬地区は、現在、住宅地化が進行している地域でもあります。こうした史跡を取り巻く情勢は、史跡と地域住民の距離が近く史跡への愛着を育みやすい一方、未指定地にとどまっている史跡地の損失や史跡を取り巻く景観が阻害される、といった事態も想定されます。

史跡を将来にわたって継承していくためにも、史跡を地域の中でどのように位置づけるかが大きな課題としてあげられます。願わくは本史跡が適切に保存され、かつ郷土愛を育み、親しまれる史跡となることを切に望みます。

このような状況を鑑み、本史跡の適切な保存と活用に向けた方針を定めるため、『史跡築瀬二子塚古墳保存活用計画』を策定いたしました。今後は、本計画をもとに市民の皆様をはじめ関係機関と力を合わせて保存と活用に取り組んでまいります。

本計画策定に際し、ご指導・ご協力を賜りました策定委員会委員の皆様や関係者、文化庁、群馬県文化財保護課の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和5年3月

安中市教育委員会
教育長 竹内 徹

例 言

1. 本書は、群馬県安中市築瀬字八幡平に所在する史跡築瀬二子塚古墳の保存活用計画である。
2. 本書の作成は、安中市単独事業として安中市教育委員会が事業主体となり、令和3・4年度の2か年で作成した。
3. 本書は、有識者と地元代表者で構成される「築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会」の委員と、指導・助言者である文化庁文化財第二課、群馬県地域創生部文化財保護課の担当者と協議した内容を、事務局である安中市教育委員会がまとめたものである。
4. 本計画書に関連する法令、使用した参考文献については巻末資料として記載した。

目次

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革・目的	1
第2節 委員会の設置・経緯	1
第3節 他の計画との関係	5
(1) 上位計画	5
(2) 関連計画	7
第4節 保存活用計画の発効	8

第2章 史跡 築瀬二子塚古墳等の概要

第1節 史跡を取り巻く諸環境	9
(1) 安中市の市勢	9
(2) 地理的環境	10
(3) 自然環境・植生	12
(4) 安中市の埋蔵文化財包蔵地	12
(5) 安中市の文化財	12
(6) 歴史的環境	16
第2節 築瀬二子塚古墳の概要	27
(1) 史跡に至る経緯	27
(2) 指定内容	30
(3) 指定理由	31
(4) 指定地の状況	32
(5) 調査の成果	33
(6) 研究成果	37
(7) 築瀬二子塚古墳保存整備事業の概要	39
(8) 関連法規	51

第3章 史跡 築瀬二子塚古墳の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示	55
(1) 東日本最古級の横穴式石室を有する古墳	55
(2) 古東山道を意識した選地	55
(3) ヤマト王権や朝鮮半島とのつながりを示唆する副葬品	56
(4) 護り伝えられてきた古墳	56
第2節 構成要素の特定	57
(1) A：史跡指定地内	57
(2) B：今後、保護を要する古墳範囲	59
(3) C：AまたはB以外（計画範囲外）	59

第4章 史跡の現状と課題	
第1節 史跡の保存・活用・整備・運営体制に係る計画範囲	62
第2節 計画範囲の現状と課題	64
(1) 保存管理	65
(2) 活用	76
(3) 整備	81
(4) 運営・体制	85
第5章 大綱・基本方針	86
第6章 保存管理	
第1節 保存管理の方向性	87
第2節 保存管理の方法	87
第3節 現状変更等の内容と許可	90
第4節 現状変更の取り扱い基準	91
第7章 活用	
第1節 活用の方向性	94
第2節 活用の方法	94
第8章 整備	
第1節 整備の方向性	97
第2節 整備の方法	97
第9章 管理・運営体制の整備	
第1節 管理・運営体制の方向性	99
第2節 管理・運営体制の方法	99
第10章 施策の実施計画	100
第11章 経過観察	
第1節 経過観察の方向性	101
第2節 経過観察の方法	101
巻末資料	103

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革と目的

築瀬二子塚古墳は安中市築瀬字八幡平に所在する、安中市唯一の大型前方後円墳である。

明治12年(1879)に、当時の古墳の土地所有者である小森谷啓作らによって横穴式石室が開口された。この明治期の古墳調査以降、古墳は小森谷家で代々大切に護られ、平成24年(2012)に地権が安中市へ移るまで良好な状態で継承されてきた。

築瀬二子塚古墳の保存と指定に向けた動きは、平成6年から開始された安中市史編纂事業を契機とする。この時、当時の市史編纂委員会で築瀬二子塚古墳の基礎的情報を得るための発掘調査を実施し、古墳の全容が明らかとなった。

調査成果を受け、平成23年(2011)には安中市独自で築瀬二子塚古墳保存整備事業が実施されることとなった。事業は平成23年から実施され、平成27年(2015)には公園的要素を持つ史跡としてガイダンス棟とともに一般公開している。こうした経過を経た平成30年(2018)10月15日、築瀬二子塚古墳は国史跡に指定された。現在では古墳の見学者のみならず、近隣住民の憩いの場としても利用されている。

本墳は史跡化に先駆けて史跡の保存・整備を行った経緯から、改めて今後の古墳の保存・活用、管理・運営体制の方法等を検討する必要がある。そのため、本計画は史跡築瀬二子塚古墳の歴史的価値、現状と課題を整理・明示し、今後の保存・活用、管理・運営体制の方針と方向性を示し、将来にわたり保存と積極的な活用を推進していく指針を策定することを目的とする。

第2節 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては地域に根差した計画を策定するため、有識者だけでなく地元関係者を含めて委員を構成し、市民の声を計画に反映できる形とした。

策定委員会の構成は次のとおりである。安中市教育委員会を事務局とし、考古学、都市計画、保存科学の分野の学識者4名、地元関係者3名の地元委員によって「築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会」を設置した。また、指導・助言者として文化庁文化財第二課、群馬県地域創生部文化財保護課の担当者、市関係部局として安中市教育委員会教育長、教育部長、安中市産業環境部観光経済課、安中市建設部都市整備課も加わり、保存活用計画策定のための検討と協議を行った。

上記、委員、オブザーバーによる委員会を受け、令和5年(2023)3月に保存活用計画を策定した。設置要綱、委員の構成、協議経過は次のとおりである。

築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡築瀬二子塚古墳の保存と積極的な活用の推進に当たり築瀬二子塚古墳保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画を策定するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 築瀬二子塚古墳の保存及び活用の方針及び方法に関すること。
- (2) その他築瀬二子塚古墳の保存及び活用に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあっては委員の互選により、副委員長にあっては委員長の指名により定めるものとする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(解散)

第7条 委員会は、保存活用計画が策定されたときをもって解散するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

令和3年度 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会 委員構成

役職	氏名	所属・役職等	専門分野等
委員長	右島和夫	群馬県立歴史博物館特別館長	考古学
副委員長	朽津信明	東京文化財研究所修復計画研究室長	保存科学(地質学)
委員	杉浦榮	前橋工科大学総合デザイン工学科准教授	都市計画
委員	平野進一	安中市文化財調査委員	考古学
委員	吉田賢二	原市9区区長	築瀬地区代表
委員	高山茂男	安中市立第二中学校校長	地元中学校
委員	須賀博之	安中市立原市小学校校長	地元小学校
オブザーバー	浅野啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
	笹澤泰史	群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係主幹(総括)	
市関係部局	倉繁亨	産業環境部観光経済課長	
	赤見孝仁	建設部都市整備課長	
事務局	竹内徹	安中市教育委員会教育長	
	高橋信秀	教育部長	
	井上昇	文化財保護課長	
	井上慎也	埋蔵文化財係長	
	鳥居貴庸	埋蔵文化財係主事	
	関根史比古	埋蔵文化財係主事	

令和4年度 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会 委員構成

役職	氏名	所属・役職等	専門分野等
委員長	右島和夫	群馬県立歴史博物館特別館長	考古学
副委員長	朽津信明	東京文化財研究所修復計画研究室長	保存科学(地質学)
委員	杉浦榮	前橋工科大学総合デザイン工学科准教授	都市計画
委員	平野進一	安中市文化財保護審議委員会委員	考古学
委員	吉田賢二	原市9区区長	築瀬地区代表
委員	磯貝博昭	安中市立第二中学校校長	地元中学校
委員	須賀博之	安中市立原市小学校校長	地元小学校
オブザーバー	浅野啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
	岩上千鶴	群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係主幹	
市関係部局	倉繁亨	産業環境部観光経済課長	
	恩田敦	建設部都市整備課長	
事務局	竹内徹	安中市教育委員会教育長	
	小黒勝明	教育部長	
	久保庭高明	文化財保護課長	
	井上慎也	埋蔵文化財係長	
	鳥居貴庸	埋蔵文化財係主事	
	関根史比古	埋蔵文化財係主事	

協議経過

- ・ **第1回委員会（令和3年（2021）7月26日）**
保存計画の概要とスケジュール確認、現地視察
- ・ **第2回委員会（令和3年（2021）10月20日）**
保存活用計画内容の検討
（第1章 策定の沿革・目的、第2章 史跡の概要、第3章 史跡の本質的価値）
- ・ **第3回委員会（令和4年（2022）2月24日）**
保存活用計画内容の検討
（第2回会議の修正所について、第4章、第5章、横穴式石室の現状と課題について）
- ・ **第4回委員会（令和4年（2022）7月11日）**
保存活用計画内容の検討
（第3回会議の修正点について、第6章、第7章、第8章）
- ・ **第5回委員会（令和4年（2022）10月5日）**
保存活用計画内容の検討
（第4回会議の修正点について、第9章、第10章、第11章）
- ・ **パブリックコメントの実施**
令和4年（2022）10月24日～11月25日
- ・ **第6回委員会（令和5年（2023）1月17日）**
保存活用計画内容の検討
（第4回会議の修正点について、パブリックコメント結果報告、最終承認）



写真：1 第1回委員会 現地視察

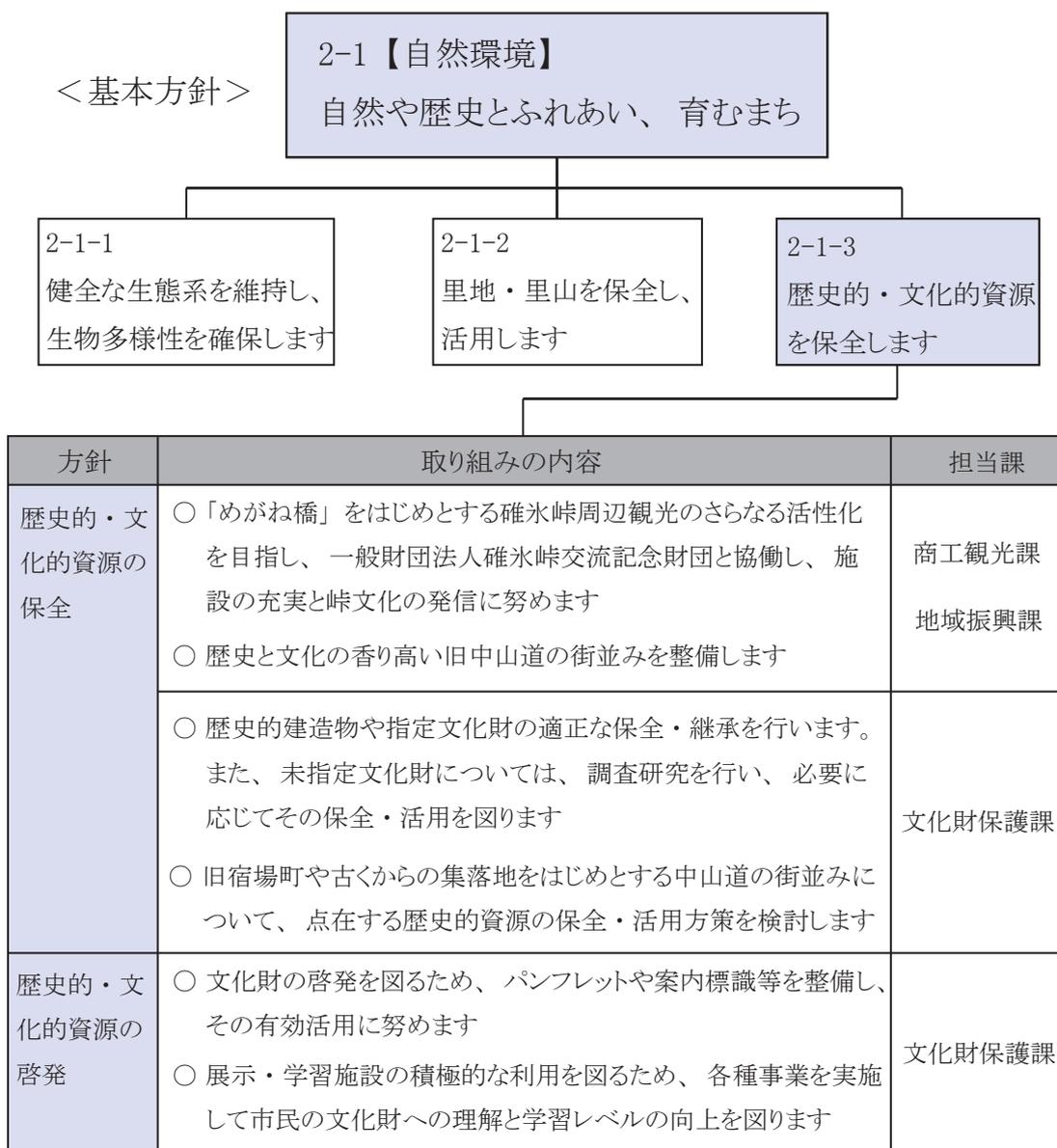


写真：2 第4回委員会 会議風景

② 安中市環境基本計画（平成28年（2016）3月策定）

安中市環境基本計画は、本市の望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の保全及び環境の創造に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、市民・事業者・市が共通の理念と方針を共有し、協働して、環境の保全等に取り組んでいくことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図り、持続可能な社会を形成していくことを目的として策定されている。

安中市環境基本計画では、「4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて」の「基本目標 2-1-3 歴史的・文化的資源を保全します」に、歴史的・文化的資源の保全と歴史的・文化的資源の啓発が掲げられており、築瀬二子塚古墳は上記目標に含まれる。



第2図 安中市環境基本計画方針（安中市環境基本計画2016より一部加筆して転載）

② 安中市社会教育推進計画（平成31年（2019）3月策定）

安中市社会教育推進計画は、平成30年度に策定した第2次安中市総合計画における将来像の実現に向けて、国や県の教育振興基本計画に示された方針や方向性を踏まえながら新たな計画を策定したものである。

築瀬二子塚古墳に関連する計画としては、基本計画の【芸術・文化】の箇所で示された方針の「1：市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画・実施を推進」、「2：文化的資源の適切な保全を推進する」とともに、関係機関等との連携によりまちづくりへの活用を図る「3：芸術・文化の拠点となる施設の適正かつ計画的な維持管理・機能拡充を図る」がある。

③ 安中市景観計画（令和4年（2022）2月策定）

第2次安中市総合計画を上位計画とするもので、安中市が平成31年（2019）4月1日に景観法に定める景観行政団体になったことを受け、安中市の自然・歴史・文化によって育まれた特色ある景観を守り、未来に向けた地域の魅力向上を目指す目的で策定された。

計画内で史跡が所在する原市地区は住宅地地区に区分されており、景観形成方針を定めている。景観計画にあわせて、安中市景観条例（詳しくは第2章－第2節－（8）関連法規で後述）も策定されており、令和4年10月1日に施行されている。

④ 群馬県文化財保存活用大綱（令和2年（2020）3月策定）

群馬県文化財保存活用大綱（以下、大綱と略す）は、平成30年（2018）6月に文化財保護法が改正されたことを受け、現代の社会問題を背景に文化財の滅失や散逸の防止を緊急の課題と捉え、文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことのできる体制整備と、地域における未指定を含めた文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財行政の推進力を図るために策定されたものである。

大綱では、「第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題」「第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針」「第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」にて、個別文化財の保存活用の在り方が示されており、これに該当する築瀬二子塚古墳保存活用計画も大綱を踏まえて策定する。

第4節 保存活用計画の発効

本保存活用計画は、令和5年（2023）4月1日より発効する。また、今後の史跡の保存・活用の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。

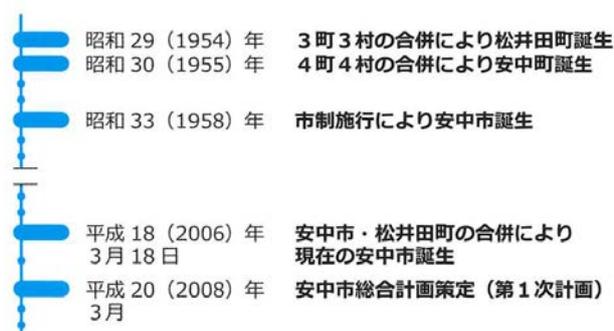
第2章 史跡 築瀬二子塚古墳等の概要

第1節 史跡を取り巻く諸環境

(1) 安中市の市勢

① 沿革 (第4図)

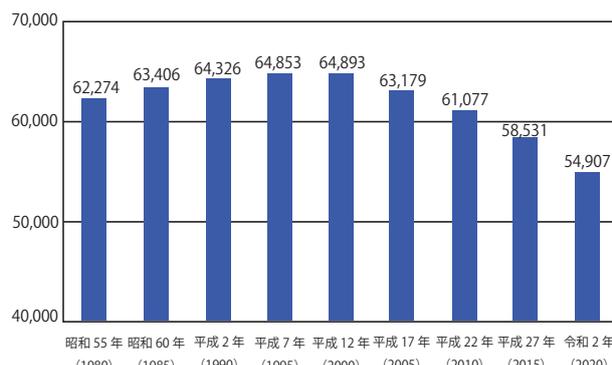
昭和29年(1954)、3町3村が合併して松井田町、昭和30年(1955)、4町4村が合併して安中町が誕生した。昭和33年(1958)、安中町は市制施行し、安中市となった。平成の大合併の流れの中で、平成18年(2006)3月18日に安中市と松井田町が合併し、現在の安中市が誕生した。



第4図 安中市の沿革

② 現状 (第5図)

国勢調査によると、安中市の人口は平成12年(2000)の64,893人をピークに、それ以降減少しており、令和2年(2020)には54,907人となっている。人口の推移を年齢別の構成比で見ると、0～64歳までの生産人口の割合が低下しており、老年人口(65歳以上)の割合が高くなっている。また、世帯数は増加傾向にあるものの、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和2年(2020)には2.48人となっている。このように、本市における人口と構成比は減少・高齢化が進行している。



第5図 安中市の人口推移(資料:国勢調査)

③ 交通 (第6図)

安中市域には、市域を東西に国道18号、松井田妙義、碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを擁する上信越自動車道を軸にした道路網が整備されている。また、前橋方面、富岡方面と本紙の都市拠点を南北につなぐ西毛広域幹線道路の整備が進んでおり、道路交通の利便性の向上が期待される。

鉄道は、市内を東西方向にJR信越本線が通り、安中、磯部、松井田、西松井田、横川の5



第6図 安中市の交通機関

つの鉄道駅がある。また、市域北部には JR 北陸新幹線の安中榛名駅があり、JR 信越本線とともに市内の鉄道公共交通を担っている。

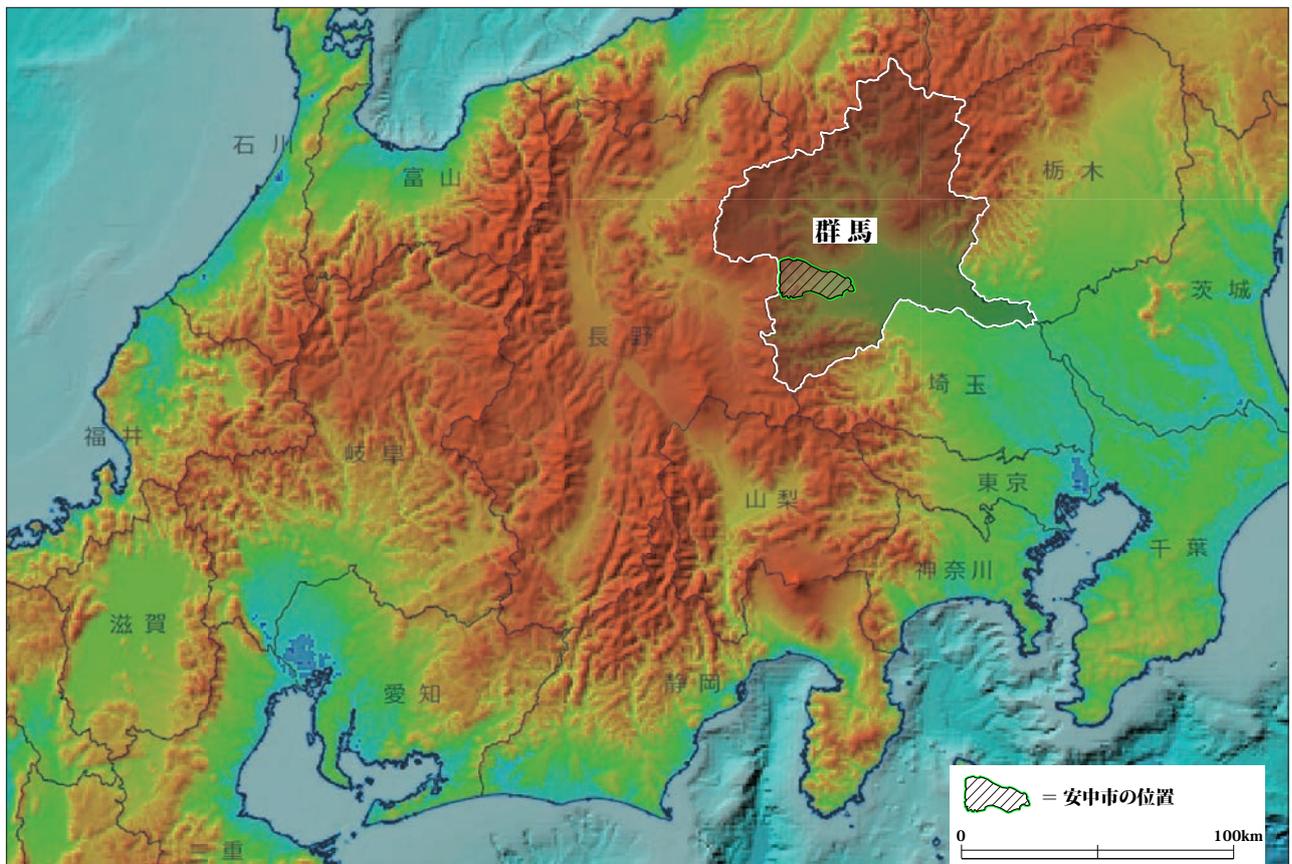
バス交通は、乗合バス・乗合タクシー 7 路線を運行するほか、民間バス 1 路線が運航され、一部の路線では、事前予約（デマンド）型が採用されている。

(2) 地理的環境 (第 7・8 図)

安中市は、群馬県の西部に位置し、高崎市、富岡市、下仁田町及び長野県軽井沢町と接する。地理学的には、関東平野の周辺部に位置し、西に妙義山と碓氷峠、北西に榛名山等の霧積山地の山々に囲まれた地である。

碓氷峠付近の水源からは数多くの小河川が流出している。それらの小河川は合流を重ねつつ市域東部で平野に至り、やがては高崎市の烏川に合流する。安中市域を流れる河川の中で比較的大規模なものが碓氷川と九十九川である。碓氷川は西から東へ流れ、市域を南北に分断する。また、碓氷川の北側に並行して九十九川が流れ、安中東部で碓氷川に合流する。これらの河川流域には河岸段丘が発達し、下位段丘（磯部地区）、中位段丘（原市・安中地区）、上位段丘（東横野地区）が存在する。また、市の北部や南東部には丘陵（秋間丘陵、岩野谷丘陵、松井田丘陵）が分布する。

築瀬二子塚古墳は碓氷川左岸の中位段丘にあたる安中・原市台地縁辺部に位置する。古墳付近の標



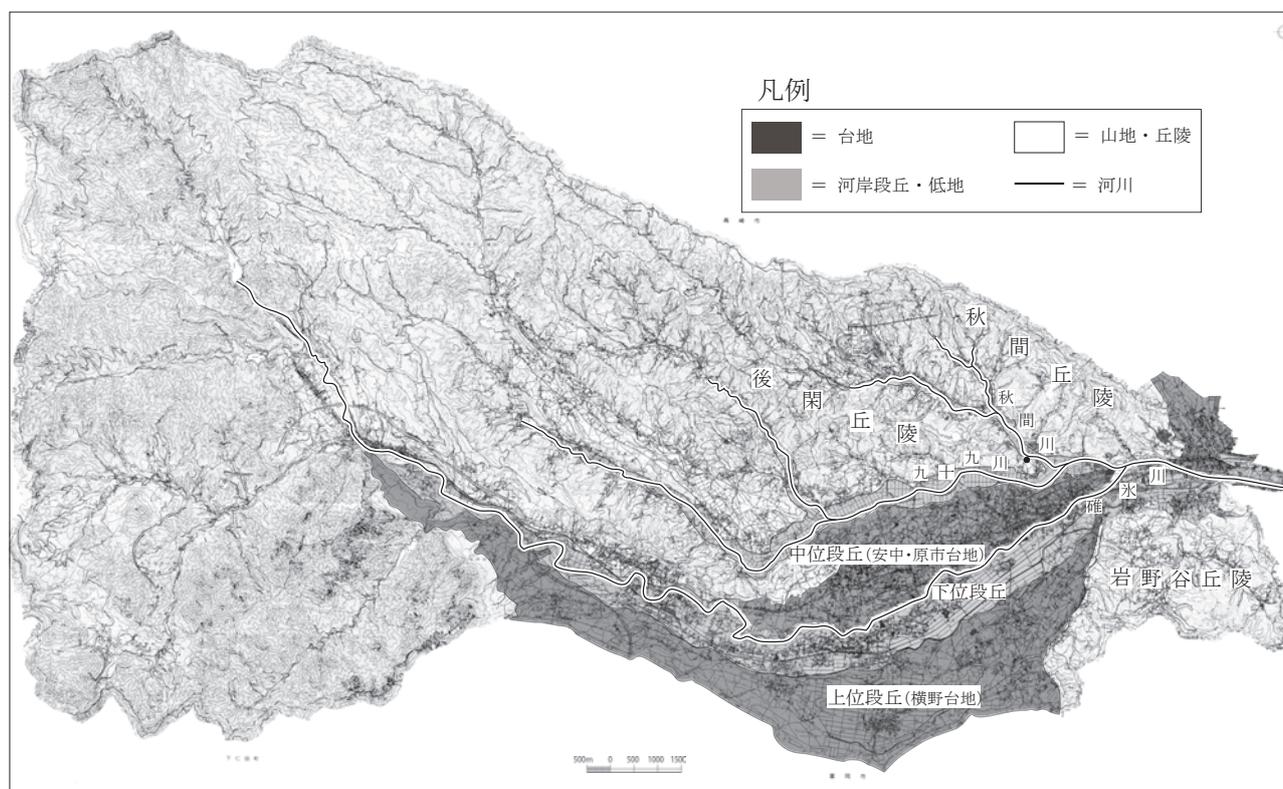
第 7 図 安中市位置図（国土地理院地図をもとに作成）

高は約 215m を測る。本墳の南約 200m のところに中位段丘に伴う段丘崖があり、南へ約 400m の地に現在の碓氷川の流路がある。

本市では、浅間山等の火山噴出物（テフラ）が厚く堆積している。これらの堆積物は、関東ローム層と呼ばれる。市内では、後期更新世以降に南九州地方の始良カルデラから噴出した始良丹沢火山灰（約 2.8～3 万年前）、関東地方北西部における指標となる浅間山の噴火による浅間板鼻褐色軽石群（約 2.4～2.9 万年前、最下層に室田軽石）、浅間大窪沢軽石群（約 2 万年前）、浅間板鼻黄色軽石（約 1.5～1.65 万年前）等が確認されている。また、発掘調査等で検出される浅間山の噴火による浅間D軽石（縄文時代中期）、浅間C軽石（古墳時代初頭）、浅間B軽石（1108 年）、浅間A軽石（1783 年）等の軽石あるいは混入土層は、遺跡、遺物の考古学的年代を推定する鍵層となっている。

なお、板鼻地区の一部では、古墳時代に噴出した榛名山による火砕流台地が確認されている。しかし、当時の風向きとの関係から、火山灰などの火山噴出物は板鼻以外の市内の地域ではほとんど検出されていない。

本市の地質は安山岩を基盤としている。市北部に広がる秋間丘陵には第三紀層中の茶白山溶結凝灰岩（秋間石）が丘頂付近を東西に連続して分布する。この秋間石は古墳時代の石室構築材や近世の石造物等として用いられている。また、同地域に分布する粘土層は古代より須恵器等の原料となり、垂炭層は燃料として採掘が行われてきた。碓氷川流域に分布する段丘礫層の安山岩は、古墳の葺石、石室等の石材に用いられている。



第 8 図 安中市地形図（安中市教育委員会 2011 を使用して作成）



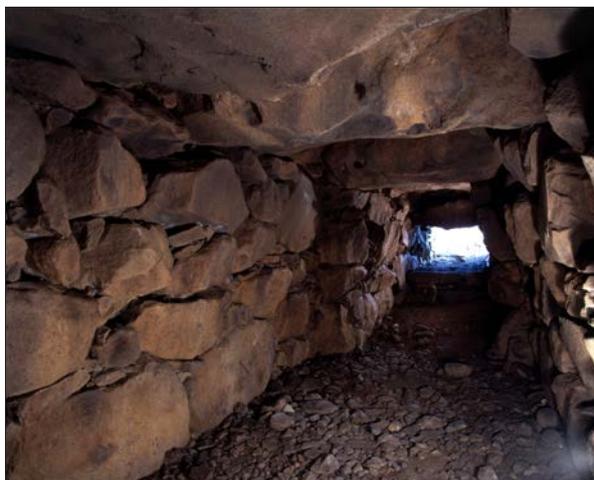
写真：3 後閑3号墳の現状



写真：4 下増田上田中1号墳の現状



写真：5 野殿天皇塚古墳の外観



写真：6 野殿天皇塚古墳の石室



写真：7 万福原古墳の外観



写真：8 万福原古墳の石室

第1表 安中市指定文化財一覧(2023年3月現在)

通番	指定	区別	名称	所在
1	国	重要文化財	旧碓氷峠鉄道施設	松井田町坂本・横川
2	国	無形民俗文化財	安中中宿の燈籠人形	中宿
3	国	名勝	妙義山	松井田町五料
4	国	天然記念物	安中原市のスギ並木	原市
5	国	史跡	築瀬二子塚古墳	築瀬
6	国	登録有形文化財	日本基督教団安中教会礼拝堂(新島襄記念会堂)	安中
7	国	登録有形文化財	日本基督教団安中教会温古亭(旧牧師館)	安中
8	国	登録有形文化財	日本基督教団安中教会義圓亭(旧柏木義圓書齋)	安中
9	国	登録有形文化財	日本基督教団安中教会宣教師館(旧ペーゲン邸)	安中
10	県	重要文化財	栄朝禅師の木像	中宿
11	県	重要文化財	古鐘	松井田町峠
12	県	重要文化財	石塔婆	松井田町松井田
13	県	重要文化財	不動寺木彫不動明王	松井田町松井田
14	県	重要文化財	松井田八幡宮本殿	松井田町新堀
15	県	重要文化財	不動寺の仁王門	松井田町松井田
16	県	重要文化財	松岸寺の五輪塔	磯部
17	県	重要文化財	聞名寺の笈	板鼻
18	県	重要文化財	短刀 銘鋼家作 堀秀政帯	安中
19	県	重要文化財	木造地藏菩薩立像	上後閑
20	県	重要文化財	満行寺木彫神像等	上後閑
21	県	重要文化財	旧碓氷社本社事務所・来賓便所・棟札・建築縮図	原市
22	県	重要文化財	小野直文書(文書2,884点、絵図等80点)	上間仁田
23	県	史跡	小野良佐栄重の墓	板鼻
24	県	史跡	碓氷関所跡	松井田町横川
25	県	史跡	五料の茶屋本陣 お西	松井田町五料
26	県	史跡	横川の茶屋本陣	松井田町横川
27	県	史跡	千駄木遺跡	松井田町西野牧
28	県	史跡	五料の茶屋本陣 お東	松井田町五料
29	県	史跡	後閑3号墳	下後閑
30	県	史跡	下増田上田中1号墳	松井田町下増田
31	県	天然記念物	細野のヒガンザクラ	松井田町土塩
32	県	天然記念物	中木のサザンカ	松井田町五料
33	県	天然記念物	西広寺のツバキ	安中
34	市	重要文化財	安中宿本陣古文書	上間仁田
35	市	重要文化財	三角の橋供養塔	東上秋間
36	市	重要文化財	恵宝沢の道標	西上秋間
37	市	重要文化財	聖観音碑	鷺宮
38	市	重要文化財	北野寺所蔵文書	下後閑
39	市	重要文化財	熊野神社社殿・祭典絵巻・指図・絵馬・唐金下げ燈籠	安中
40	市	重要文化財	萩原家所蔵文書	東上磯部
41	市	重要文化財	天竈朝陽・古賀錦山の碑	松井田町新堀
42	市	重要文化財	大般若経六百巻	松井田町行田
43	市	重要文化財	曾根家古文書	松井田町峠
44	市	重要文化財	芭蕉句碑	松井田町坂本
45	市	重要文化財	正齋雲霧集・三川雲霧集	上間仁田
46	市	重要文化財	安中城主内藤山城守政森真筆「臣軌」上下二巻	上間仁田
47	市	重要文化財	称名寺の鐘	板鼻
48	市	重要文化財	桂昌寺の鐘	下秋間
49	市	重要文化財	甘雨亭叢書の原版及びその他の原版(1,154枚)	松井田町原
50	市	重要文化財	安中様のお太鼓	上間仁田
51	市	重要文化財	安中小学校事務日誌 二十二冊	上間仁田
52	市	重要文化財	山岡鉄舟揮毫の額(附「公立安中黌」校名板)	上間仁田
53	市	重要文化財	真光寺の鐘	原市
54	市	重要文化財	咲前神社太々神楽・鷺宮太々神楽保存会	鷺宮

通番	指定	区別	名称	所在
55	市	重要文化財	地藏菩薩像	原市
56	市	重要文化財	磯貝雲峰の碑	松井田町下増田
57	市	重要文化財	郷原の妙義道常夜燈	郷原
58	市	重要文化財	郷原自性寺の宝篋印塔	郷原
59	市	重要文化財	乾窓寺山門 附懸額	松井田町土塩
60	市	重要文化財	碓氷社の万国博覧会英文表彰状	上間仁田
61	市	重要文化財	上町の山車	松井田町松井田
62	市	重要文化財	旧安中藩武家長屋	安中
63	市	重要文化財	旧安中藩郡奉行役宅	安中
64	市	重要文化財	郷原村の検地竿と水帳・免状	郷原
65	市	重要文化財	八塔石紅地藏	松井田町八城
66	市	重要文化財	旧碓氷郡役所	安中
67	市	重要文化財	八城人形浄瑠璃 附人形五十個	松井田町八城
68	市	重要文化財	古城遺跡出土旧石器	上間仁田
69	市	重要文化財	鷺宮上ノ久保遺跡出土松鶴鏡	上間仁田
70	市	重要文化財	下秋間藤ノ木の地藏菩薩石像	下秋間
71	市	重要文化財	太山融齋製作の地球儀	上間仁田
72	市	重要文化財	築瀬二子塚古墳出土品	上間仁田
73	市	重要文化財	佐藤佳丈家文書	上間仁田
74	市	重要文化財	蓮久寺板法華曼荼羅	安中
75	市	重要文化財	獅子頭一対（附屏風、当番引継書類等）等 10 点	松井田町松井田
76	市	重要文化財	自性寺焼陶芸芸・青木昇	下秋間
77	市	重要文化財	後閑家文書（1769 件・5818 点）	上間仁田
78	市	史跡	仙石因幡守の石祠及び頌徳碑	磯部
79	市	史跡	築瀬八幡平の首塚	築瀬
80	市	史跡	野殿天王塚古墳	野殿
81	市	史跡	元助遺跡義士石像・義士供養塔	東上秋間
82	市	史跡	新島襄旧宅	安中
83	市	史跡	荒木寅三郎之墓	板鼻
84	市	史跡	後閑城址	中後閑
85	市	史跡	太山融齋の墓	安中
86	市	史跡	山田三川の墓	安中
87	市	史跡	漆園之記碑	安中
88	市	史跡	石川忠房生祠之碑及び生祠	安中
89	市	史跡	井伊直政正室の墓・直好生母の墓	安中
90	市	史跡	仁田遺跡	松井田町入山
91	市	史跡	堀込家上段の間	松井田町人見
92	市	史跡	岩井重遠の墓	松井田町新井
93	市	史跡	松井田城安中郭跡	松井田町新堀
94	市	史跡	寒念仏橋供養塔	板鼻
95	市	史跡	便覧舎跡	安中
96	市	史跡	館の百体馬頭観世音	下秋間
97	市	史跡	柏木義圓の墓	安中
98	市	史跡	万福原古墳（秋間 12 号墳）	下秋間
99	市	史跡	下秋間後平の百庚申	下秋間
100	市	天然記念物	大ケヤキ	安中
101	市	天然記念物	安中小学校の大きいちょう	安中
102	市	天然記念物	五郎の大杉	松井田町土塩
103	市	天然記念物	行田のヒガンザクラ	松井田町行田
104	市	天然記念物	恩賀のぐみ樹	松井田町西野牧
105	市	天然記念物	磯部神明宮のヒイラギ	磯部
106	市	天然記念物	木馬瀬の福寿草自生地	松井田町上増田
107	市	天然記念物	乾窓寺のもくせい	松井田町土塩
108	市	天然記念物	榎下神社の社叢	原市

(6) 歴史的環境

安中市における遺跡分布の中心地は、東山道駅路の整備以前と以後で大きく異なる。狩猟・採集を生業とする縄文時代までは横野台地などの台地や山間部、湧水地周辺が分布の中心である。稲作農耕を開始する弥生時代になると人々の活動領域が拡大し、低地部にも遺跡が分布する。この傾向は古墳時代中期以降に顕著となり、碓氷川や九十九川周辺、安中・原市台地には集落が盛んに形成される。そして古代に中央（畿内）と地方を結ぶための官道として東山道駅路が安中・原市台地に整備されると、郡家や駅家などの役所が置かれ、安中市の歴史において拠点的作用を担う。

室町時代には安中氏が原市に榎下城、野尻に安中城を築城した。江戸時代になると、それ以前の土地利用を継承しつつ中山道が本格的に整備され、碓氷峠に関所、街道沿いに4つの宿場町が設けられた。幕末には皇女和宮がこれらの宿を利用した記録もある。明治時代には碓氷峠を越えるためのアプト式鉄道が横川―軽井沢間で開通し、交通手段の大きな転換を迎え、後にJR信越本線となる。昭和期には国道18号線が開通して安中・原市地区の開発が進み、市内で最も人口が多い地域となった。

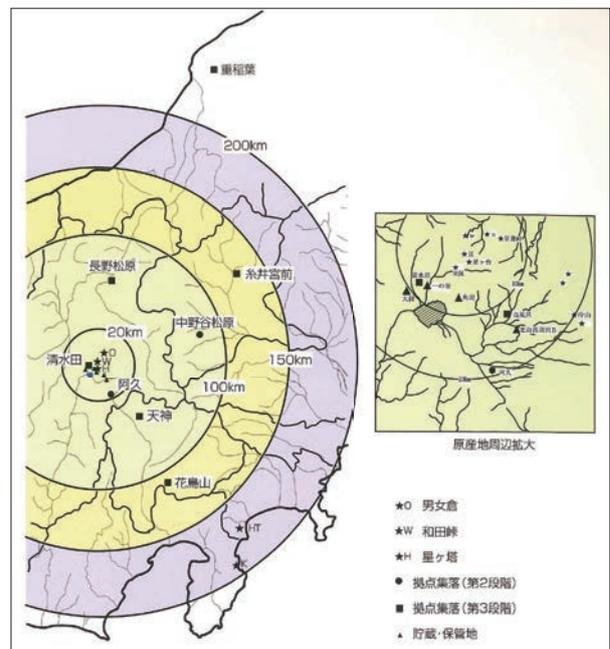
このように、本市は古くから関東―北信越方面、ひいては西日本をつなぐ玄関口として発展した。市内の各所には「交通」に関連する文化財が多く護り伝えられ、往時の姿を現在に伝えている。築瀬二子塚古墳の成立も「交通」とは切っても切り離すことはできない。以下では「交通」というキーワードから安中市の歴史を時代ごとに概観する。

① 旧石器～縄文時代（紀元前3万年～紀元前4世紀頃）

安中市内で人為的な活動が確認されるのは、今から約2.8～3万年前の後期旧石器時代のことである。この時期の遺跡として市域東端に所在する古城遺跡（写真：9）と市域南部の横野台地東端に所在する中野谷松原遺跡の2遺跡がある。



写真：9 古城遺跡出土石器



第9図 縄文時代の黒曜石原産地と主要遺跡
(学習の森ふるさと学習館 2003より転載)

縄文時代は旧石器時代よりも人々の活動が活発となり、安中市域で遺跡数が急増する。中野谷松原遺跡では環状集落が形成され、横野台地を中心として大規模集落が各所にみられるようになる。

旧石器時代から縄文時代の間で端的に「交通」を示すのは黒曜石交易である。中野谷松原遺跡では長野県産の黒曜石の原材が直接持ち込まれ、関東地方へ進出するための交易の拠点であったと考えられる。長野県産の黒曜石は群馬県のみでなく関東地方各地で確認されており、長野県からの交流・交易ルートの一つとして、安中市（特に南部の横野台地）は重要な地であったと考えられる（第9図）。

② 弥生～古墳時代前期（紀元前4世紀頃から紀元後4世紀末頃）

弥生時代は稲作農耕が本格的に始まった時代として知られる。安中市でも前段階の縄文時代と同じく横野台地を中心に弥生時代前期の遺跡が確認されており、上人見遺跡（第10図-63）や注連引原遺跡などはその代表例である。弥生時代中期から後期には隣県である長野県で誕生した土器等が安中市域の遺跡で多く確認される。横野台地に所在する長谷津遺跡や市域中央部を流れる九十九川流域に所在する小日向地区遺跡群（第10図-42～49）は、長野県の土器が持ち込まれた弥生時代中期・後期の大集落である。このことから、安中市域は南部の横野台地と中央部を流れる九十九川流域で二つの中心地域があり、両地域で長野県との交流が活発に行われていたことを示している。

弥生時代後期以降は、長野県だけでなく畿内、東海、北陸、南関東などの地域で誕生した土器が見られるようになる。こうした現象は日本列島の多くの地域で確認され、長距離間の人の移住や交流が活発化した時期であったと考えられる。横野台地に所在する諏訪ノ木遺跡（第10図-31）や荒神平・吹上遺跡（第10図-12・13）、九十九川流域に所在する高橋遺跡（第10図-22）などでは上記地域の土器が見つかり、安中市でも人流の活発化という影響があったと考えられる。

ただし、古墳時代前期（3世紀中頃～4世紀末頃）になると、前段階に引き続き横野台地や九十九川流域で遺跡が確認できるものの、遺跡数自体少なく、集落も概して小規模となる。また、列島の各地で古墳が作られ始める時期にも関わらず、安中市では当該時期の古墳が現在まで確認されていない。このような状況から、古墳時代前期の安中市は主要な交通ルートではなかったと考えられている。

③ 古墳時代中～終末期・飛鳥時代（4世紀末～7世紀末）

安中市における古墳時代後半期最大の特徴は、古墳の築造が開始されることである。古墳時代中期（4世紀末～5世紀代）の古墳は、円墳が主で経塚古墳（第11図-47）、岩野谷57号墳（第11図-3）があげられる。後期（5世紀末～6世紀末）の古墳は、初頭から前半期に前方後円墳の築瀬二子塚古墳（第11図-38）、琴平山古墳（第11図-22）、円墳の後閑3号墳（第11図-17）、下増田上田中1、2号墳（第11図-24）がある。後期後半の古墳は築瀬首塚古墳（第11図-37）、原市1号墳（第11図-29）、安中17号墳（第11図-7）、権現塚古墳（第11図-21）があげられ、いずれも円墳である。安中市域において築瀬二子塚古墳よりも先行する前方後円墳古墳は確認できず、群馬県内でも周辺地域に築瀬二子塚古墳と同時期に同規模の古墳は少ない。このことは築瀬二子塚古墳の築造が安中市域で大きな契機となったことを示している（第12図）。

古墳立地の推移をみると、中期の段階では横野台地にのみ古墳が築造され、築瀬二子塚古墳の築造を契機として九十九川流域やそれまでほぼ無住の地であった安中・原市台地にも古墳が盛んに造られる。これ以降、横野台地、安中・原市台地、九十九川流域の各所で中小規模の集落が点在する。

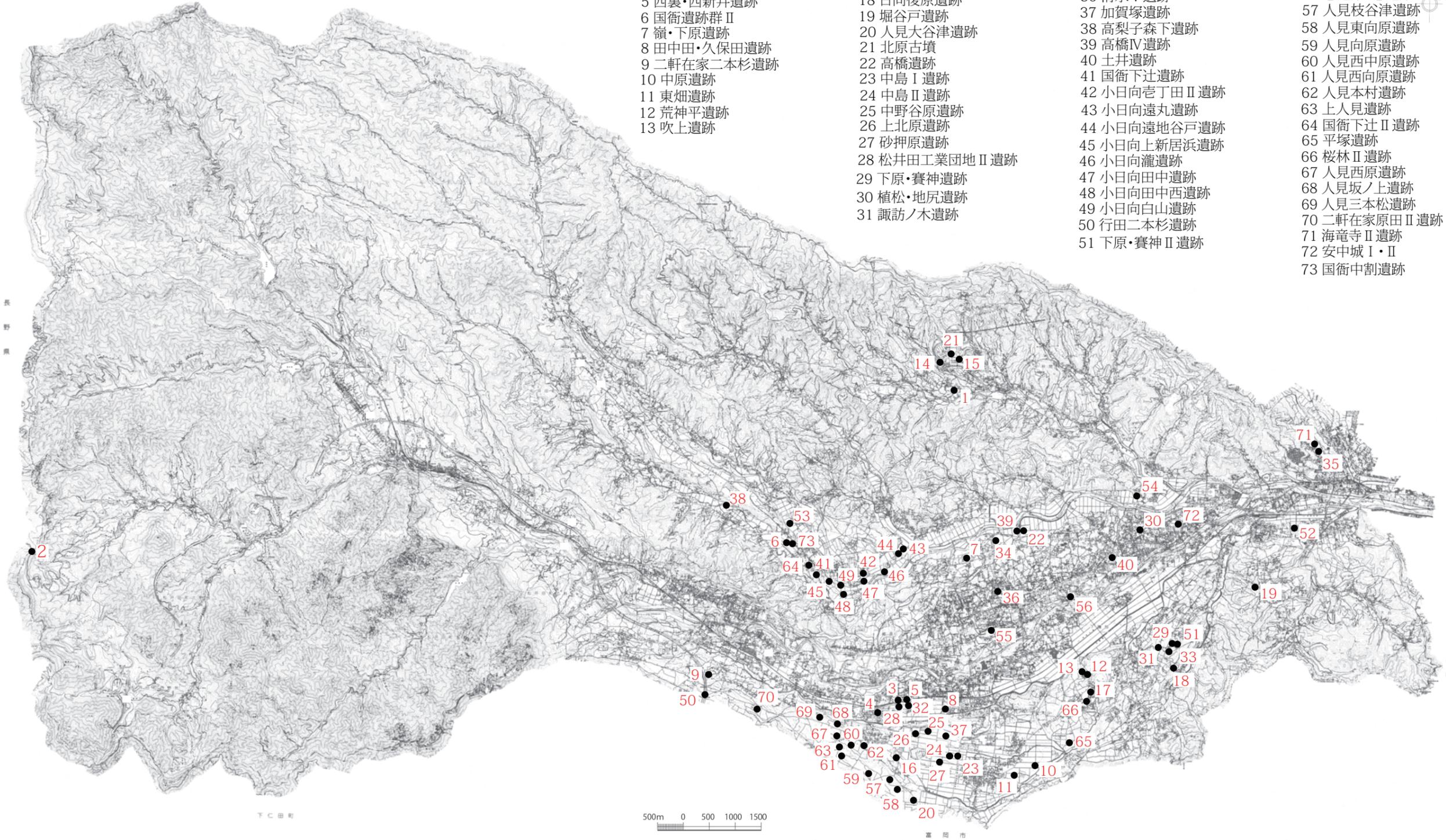
古墳時代の終末期（6世紀末～8世紀初頭）には、これまで古墳が造られなかった山間部にも古墳

- 1 下受地・十二遺跡
- 2 入山峠祭祀遺跡
- 3 人見北原遺跡
- 4 松井田工業団地遺跡
- 5 西裏・西新井遺跡
- 6 国衙遺跡群Ⅱ
- 7 嶺・下原遺跡
- 8 田中田・久保田遺跡
- 9 二軒在家二本杉遺跡
- 10 中原遺跡
- 11 東畑遺跡
- 12 荒神平遺跡
- 13 吹上遺跡

- 14 上久保遺跡
- 15 北原遺跡
- 16 人見東原遺跡
- 17 上ノ久保遺跡
- 18 日向後原遺跡
- 19 堀谷戸遺跡
- 20 人見大谷津遺跡
- 21 北原古墳
- 22 高橋遺跡
- 23 中島Ⅰ遺跡
- 24 中島Ⅱ遺跡
- 25 中野谷原遺跡
- 26 上北原遺跡
- 27 砂押原遺跡
- 28 松井田工業団地Ⅱ遺跡
- 29 下原・賽神遺跡
- 30 植松・地尻遺跡
- 31 諏訪ノ木遺跡

- 32 西裏遺跡
- 33 蔵畑遺跡
- 34 杉名薬師遺跡
- 35 海竜寺遺跡
- 36 清水Ⅴ遺跡
- 37 加賀塚遺跡
- 38 高梨子森下遺跡
- 39 高橋Ⅳ遺跡
- 40 土井遺跡
- 41 国衙下辻遺跡
- 42 小日向老丁田Ⅱ遺跡
- 43 小日向遠丸遺跡
- 44 小日向遠地谷戸遺跡
- 45 小日向上新居浜遺跡
- 46 小日向瀧遺跡
- 47 小日向田中遺跡
- 48 小日向田中西遺跡
- 49 小日向白山遺跡
- 50 行田二本杉遺跡
- 51 下原・賽神Ⅱ遺跡

- 52 西ノ平遺跡
- 53 下増田上田中遺跡
- 54 安中17号墳
- 55 八幡平遺跡
- 56 悪途東・悪途東Ⅱ遺跡
- 57 人見枝谷津遺跡
- 58 人見東向原遺跡
- 59 人見向原遺跡
- 60 人見西中原遺跡
- 61 人見西向原遺跡
- 62 人見本村遺跡
- 63 上人見遺跡
- 64 国衙下辻Ⅱ遺跡
- 65 平塚遺跡
- 66 桜林Ⅱ遺跡
- 67 人見西原遺跡
- 68 人見坂ノ上遺跡
- 69 人見三本松遺跡
- 70 二軒在家原田Ⅱ遺跡
- 71 海竜寺Ⅱ遺跡
- 72 安中城Ⅰ・Ⅱ
- 73 国衙中割遺跡

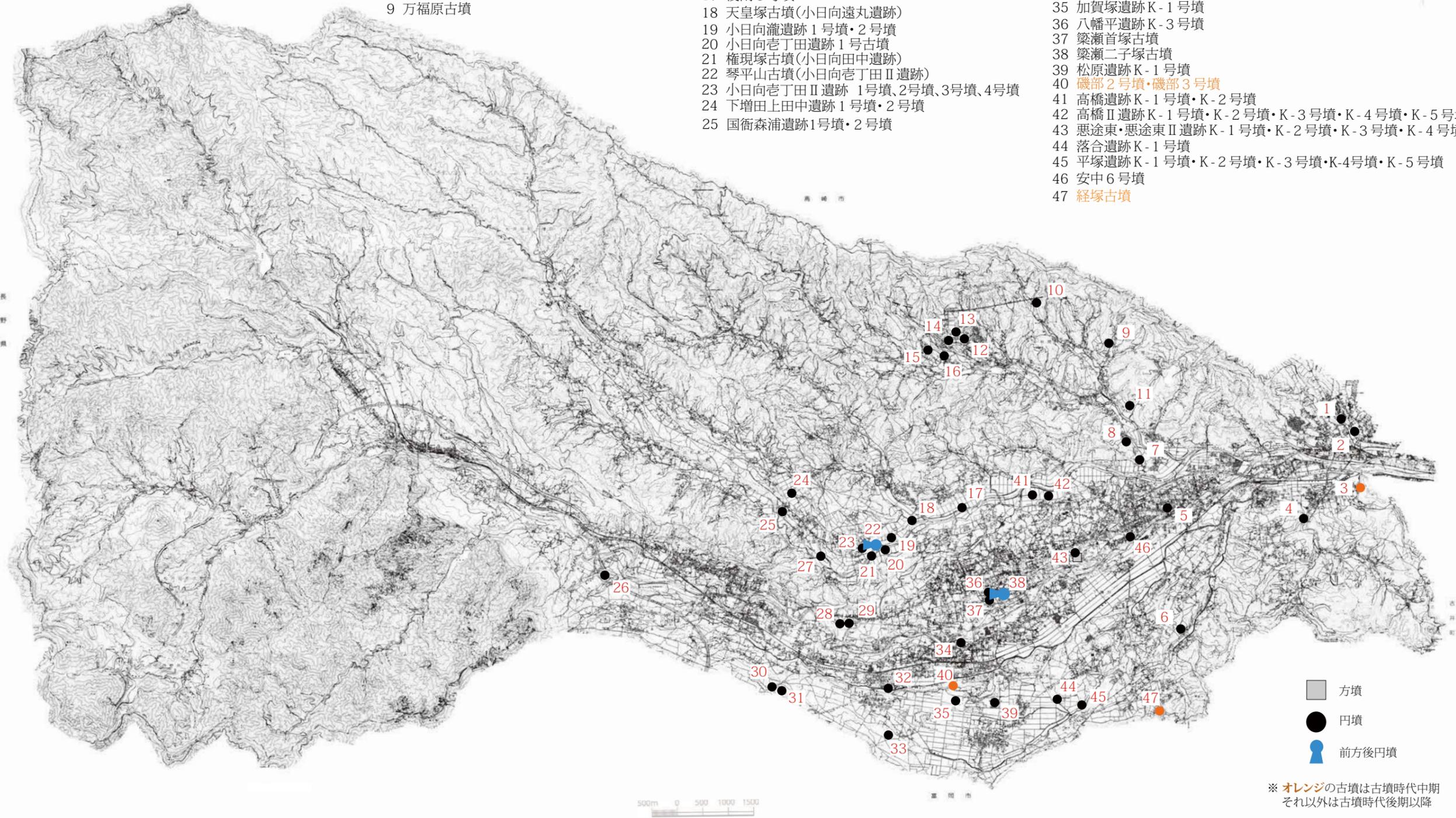


第10図 古墳時代の遺跡分布図

- 1 屏風岩遺跡K-1号墳・K-2号墳・K-3号墳
- 2 板鼻1号墳
- 3 岩野谷57号墳
- 4 野殿天王塚古墳
- 5 安中4号古墳
- 6 日向後原遺跡K-1号墳
- 7 安中17号墳
- 8 めおと塚古墳
- 9 万福原古墳

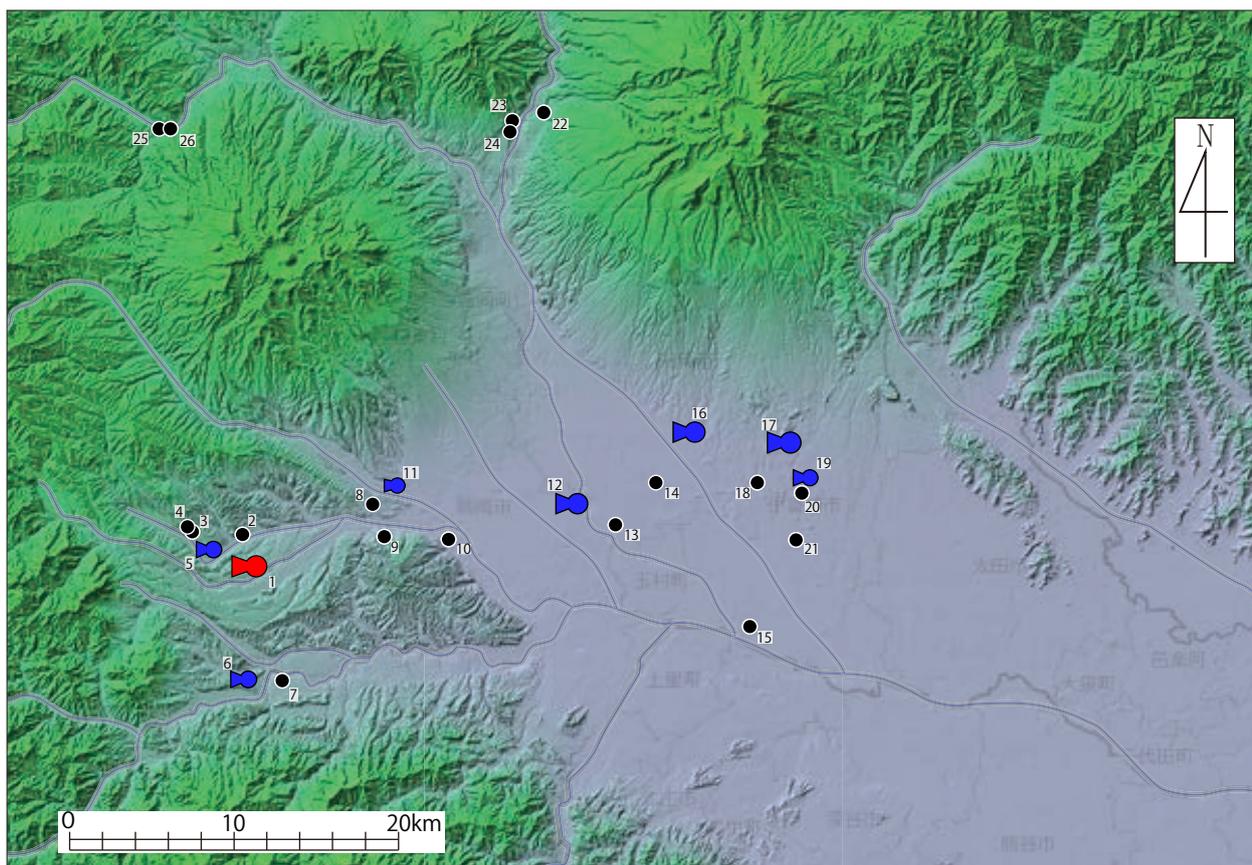
- 10 崇徳山古墳
- 11 吉ヶ谷津遺跡1号墳
- 12 北川古墳
- 13 北原古墳
- 14 秋間5号墳
- 15 二軒茶屋古墳
- 16 磯貝塚古墳
- 17 後閑3号墳
- 18 天皇塚古墳(小日向遠丸遺跡)
- 19 小日向瀧遺跡1号墳・2号墳
- 20 小日向老丁田遺跡1号古墳
- 21 権現塚古墳(小日向田中遺跡)
- 22 琴平山古墳(小日向老丁田Ⅱ遺跡)
- 23 小日向老丁田Ⅱ遺跡 1号墳、2号墳、3号墳、4号墳
- 24 下増田上田中遺跡1号墳・2号墳
- 25 国衙森浦遺跡1号墳・2号墳

- 26 新堀東源ヶ原遺跡 1号墳・2号墳
- 27 国衙下辻遺跡1号墳
- 28 原市4号墳
- 29 原市1号墳
- 30 二軒在家原田Ⅱ遺跡K-1号墳
- 31 二軒在家原田遺跡K-1号墳・K-2号墳・K-3号墳
- 32 松井田工業団地遺跡1号墳
- 33 人見向原遺跡K-1号墳
- 34 塩ノ久保遺跡K-1号墳
- 35 加賀塚遺跡K-1号墳
- 36 八幡平遺跡K-3号墳
- 37 築瀬首塚古墳
- 38 築瀬二子塚古墳
- 39 松原遺跡K-1号墳
- 40 磯部2号墳・磯部3号墳
- 41 高橋遺跡K-1号墳・K-2号墳
- 42 高橋Ⅱ遺跡K-1号墳・K-2号墳・K-3号墳・K-4号墳・K-5号墳・K-6号墳
- 43 悪途東・悪途東Ⅱ遺跡K-1号墳・K-2号墳・K-3号墳・K-4号墳
- 44 落合遺跡K-1号墳
- 45 平塚遺跡K-1号墳・K-2号墳・K-3号墳・K-4号墳・K-5号墳
- 46 安中6号墳
- 47 経塚古墳



※ オレンジの古墳は古墳時代中期
それ以外は古墳時代後期以降

第11図 安中市の主要古墳分布図



No.	古墳名	時期	墳形	規模(m)	石室	所在地
1	築瀬二子塚	5世紀末～6世紀初頭	前方後円	76	両袖	安中市原市
2	後閑3号	6世紀初頭	円	20	無袖 (T字)	安中市下後閑
3	下増田上田中1号	6世紀初頭	円	12	無袖 (T字)	安中市松井田町下増田
4	下増田上田中2号	6世紀前半	円	19	無袖	安中市松井田町下増田
5	琴平山	6世紀前半	前方後円	48	不明	安中市松井田町小日向
6	一之宮4号	6世紀初頭	前方後円	48	両袖	富岡市一之宮・田島
7	桐淵11号	6世紀前半	円	16	無袖	富岡市下高瀬
8	若田大塚	6世紀初頭	円	30	無袖	高崎市若田町
9	少林山台12号	6世紀前半	円	24	無袖	高崎市鼻高町
10	御部入18号	6世紀前半	円	14	無袖	高崎市乗附町
11	本郷稲荷塚	6世紀初頭	帆立貝	34.5	無袖	高崎市本郷
12	王山	6世紀初頭	前方後円	75	両袖	前橋市総社町
13	龍海院裏	6世紀前半	円	30	無袖	前橋市紅雲町
14	旧上陽村24号	6世紀初頭	円	25	無袖 (T字)	前橋市山王町
15	羽黒2号	6世紀初頭	円	20	無袖	伊勢崎市茂呂町
16	正円寺	6世紀前半	前方後円	70	両袖	前橋市堀之下町
17	前二子	6世紀初頭	前方後円	92	両袖	前橋市西大室町
18	荒砥245号	6世紀初頭	円	12	無袖	前橋市西大室町
19	洞山	6世紀前半	前方後円	22以上	無袖	伊勢崎市赤堀町
20	洞山西北	6世紀初頭	円	不明	無袖	伊勢崎市赤堀町
21	権現山2号	6世紀前半	円	8.6	無袖 (L字)	伊勢崎市豊城町
22	津久田甲子塚	6世紀前半	円	12.5	無袖	渋川市赤城町
23	伊熊	6世紀前半	円	8以上	無袖	渋川市子持町
24	有瀬1号	6世紀前半	円	7.4以上	無袖	渋川市子持町
25	四戸1号	6世紀初頭	円	10	無袖	東吾妻町三島
26	四戸2号	6世紀初頭	円	12	無袖	東吾妻町三島

第12図 群馬県下における史跡と同時期の主要古墳分布 (国土地理院地図を使用して作成)

が造られるようになる。市域南東部の岩野谷丘陵では、市指定史跡の野殿天皇塚古墳（第11図-4）が所在する。また、市北東部の秋間丘陵を擁する秋間地区には、畿内に技術的な系譜が求められる截石切組積石室を採用しためおと塚古墳（第11図-8）、万福原古墳（第11図-9）、二軒茶屋古墳（第11図-15）などの古墳がつくられる。このうち、めおと塚古墳は、前橋市に所在する山王廃寺を創建した勢力の首長墓である宝塔山古墳の石室と類似していることが指摘されている。

この時期、秋間丘陵では窯業生産が開始され、生産された瓦が前橋市山王廃寺へ供給される。このような関係性が背景にあったからこそ、古墳の石室が類似したものと考えられている。

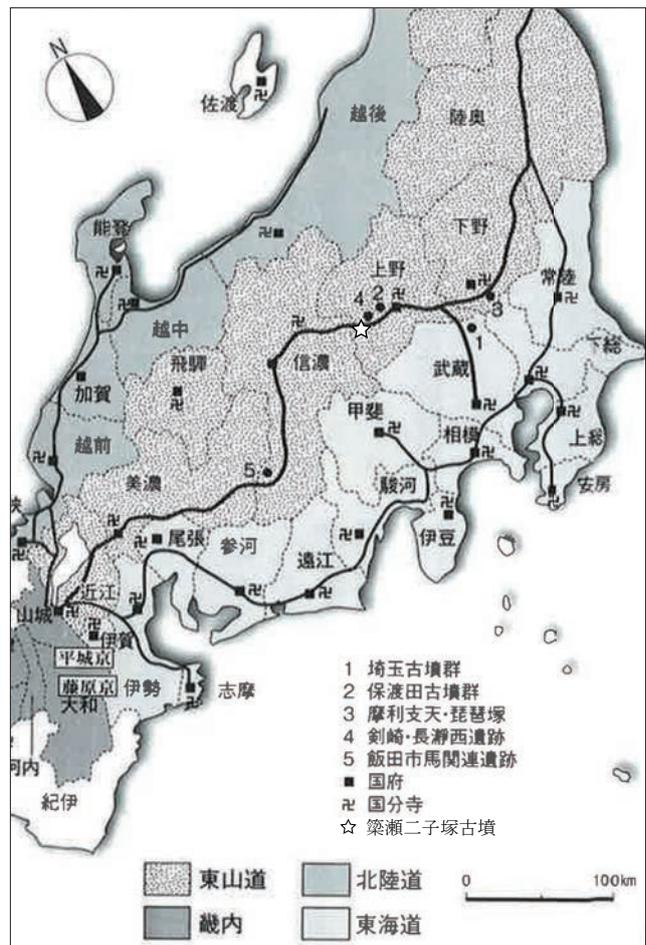
古墳時代中期以降に古墳が造られるようになったことは、当時の中心地域であった畿内政権の影響が安中市まで及んだことを示している。このことは6世紀を前後して安中市域の重要性が増したことを示唆する。

県境の入山峠（第10図-2）では大量の石製模造品が出土した古墳時代の祭祀遺跡が発見され、遺跡の付近が東西をつなぐ東山道の前身となる古道とされている。この古道を通じて安中市域でも古墳文化が伝わったと考えられる。

④ 古墳時代終末期・飛鳥時代～平安時代（7世紀末～12世紀後半頃）

大化の改新後、律令制に基づいた中央集権国家の成立過程で地方支配体制が進められていく。古代の安中市は、「うすい（碓氷、碓日）等」の地名が、地域を指す名称として万葉集に詠まれ、碓氷郡の郡名の由来となっている。『和妙類聚抄』等によれば、碓氷郡には、飽馬郷、石馬郷、坂本郷、磯部郷、石井郷、野後郷の郷と駅家郷、俘囚郷が置かれ、こうした古代の地名の一部は今日まで残り続けている。

古代国家は、地方行政区画の設定の他に中央と地方を結ぶための交通網の整備を実施する



第13図 古代の交通網（右島 2011より引用）



写真：10 古代道路（人見西中原遺跡）

(第13図)。上野国内には、駅路として整備された東山道が通っており、碓氷郡の坂本と野後に駅家が設置されている。現在の安中市役所周辺(野後郷)にある植松・地尻遺跡(第10図-30)、米山遺跡では、公的施設にみられる遺構群やそれに関連する集落が発見され、遺跡周辺が郡家あるいは駅家の可能性として考えられている。また、植松・地尻遺跡では、「評」と刻書された須恵器が出土し、碓氷郡が建郡される前の評制の存在が明らかとなっている。坂本郷にある原遺跡は、公的施設にみられる大型建物の発見により、駅家の可能性が指摘されている。碓氷郡を通る東山道駅路は現段階では発見されていないが、これらの遺跡を結んだところが東山道ルートになると推定されており、それは安中・原市台地上に位置する国道18号とほぼ同じくすると考えられている。

なお、横野台地では人見大谷津遺跡(第10図-20)、人見三本松遺跡(第10図-69)、人見西中原遺跡(第10図-60)等で駅路から分岐する官道(伝路)と推定される直線道路が確認されている(写真:10)。さらに、道路遺構とともに馬を飼育した牧と推定される遺跡も多数発見されている。遺跡の分布状況から細長く東西に伸びる台地上、約10kmの範囲に広がっていることが推定される。台地の縁辺では、放牧地を区画する溝、牧の経営に関係する集落等が発見されている。

古代における安中市域は東山道駅路・駅家の設置や交通に際して重要な馬の飼育など、まさに現在の安中市の特色でもある「交通の要衝」としての性格が明瞭にあらわれてくる時期であるといえる。

⑤ 中・近世(鎌倉時代～江戸時代)

鎌倉時代には松井田や板鼻は宿場町として栄え、『平治物語』、『義経記』、『曾我物語』などに碓氷関の名が登場する。室町時代には、越後国新発田から安中氏が松井田に入部し、原市に榎下城、野尻に安中城を築き、現在の「安中」という地名の由来となった。中世の戦乱に関連する遺跡に、安中市指定史跡の築瀬八幡平の首塚と発掘調査によって堀跡が見つかった築瀬八幡平陣城跡がある。

近世江戸期になると慶長7年(1602)以降に中山道及び宿場と町並みが整備され、現在の安中市域では板鼻、安中、松井田、坂本に宿場が設けられた。元和9年(1623)には、それまで仮番所があった横川北辺の関長原から松井田宿と坂本宿の間に位置する横川に碓氷関所(写真:11)が設置され、街道の治安が固められていった。一連の街道整備に伴って形成された宿場町の町並みや茶屋本陣、杉並木(写真:12)等は現在でも遺されており、多くの人々が行き交った当時の面影を現在に伝える。

現在の安中市にもつながる安中藩の成立は、元和元年(1615)に井伊直勝が入封したことによる。井伊直勝は、安中城を再建し、あわせて城下町(上野尻、下野尻、谷津)と安中宿(伝馬町)の町並みを整備した。安中藩は井伊氏以後、水野氏、堀田氏、板倉氏、内藤氏、板倉氏を藩主とし、明治維新を迎える。なお、幕末期に孝明天皇の妹・和宮が14代将軍徳川家茂に嫁ぐ際に、中山道を通り、坂本、安中、板鼻の宿を利用したとの記録も残っている。

⑥ 近・現代(明治時代以降)

明治4年(1871)7月、廃藩置県によりもともとの安中藩領は安中県、天領と旗本領の村々は岩鼻県に属することとなり、同年10月に群馬県へと編入された。明治11年(1878)の郡区町村編成法が施行されると安中地域は碓氷郡に属し、安中駅※(上野尻村、下野尻村、谷津村、常木村、安中駅(安中宿と旧藩邸が合併して誕生))に碓氷郡役所がおかれた。明治23年(1890)4月には市制・町村制が施行され、町村の大合併が起こる。この際に安中地域は6町8村にまとまることとなり、後の松井田町と安中町誕生の素地となった。

※ 郡区町村制が施行により、近世期の宿場町であった坂本宿、松井田宿、安中宿、板鼻宿は行政区としての駅があてられた。

明治期における交通の要衝としての安中地域の転機は幹線鉄道の敷設に代表される。明治16年(1883)に中山道ルートに幹線鉄道の敷設が決定されると、明治18年に高崎―横川間が開通した。明治25年(1892)には、急こう配の難所といわれた碓氷峠をアプト式鉄道で越える横川―軽井沢間も開通する。明治45年(1912)には日本で最初の電気機関車による電化が行われ、この電化に伴って、横川に火力発電所と変電所が造られた。

信越本線は平成9年(1997)に横川―軽井沢間が廃止される100年以上にわたって峠を越える重要な公共交通として運行された。また、日本列島の東西を結ぶ物流の大動脈でもあった。現在は、往時の様子をうかがえる碓氷第三橋梁(めがね橋)(写真:13)や旧丸山変電所等の関連施設が近代化遺産(国指定重要文化財)として保全・活用されている。



写真：11 碓氷関所跡



写真：12 旧中山道と安中原市のスギ並木



写真：13 碓氷第三橋梁(めがね橋)

第2節 築瀬二子塚古墳の概要

(1) 史跡に至る経緯

築瀬二子塚古墳が国史跡に至るまでの経緯は、大きく3つの段階に分けられる。

第1段階の明治期では、明治12年(1879)に当時古墳の地権者であった小森谷柳造らによって横穴式石室が開口されたことが契機となる。小森谷は石室開口調査に先駆け、県内の古墳を踏査しており、周到な準備のもとで調査に挑んだことが、小森谷家に伝わる『維新実録尚翁茶話』に記されている。また、この時、石室内に収められていた副葬品は『尚古帳』に絵図として記録され、桐の箱に納められて小森谷家の家宝として現在まで伝わってきた。

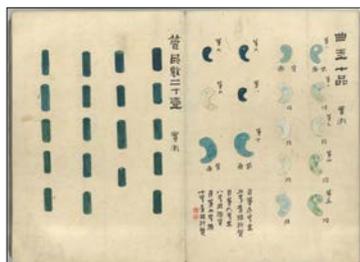
明治12年の古墳調査の後、築瀬二子塚古墳を高貴な人物の墓であると考えた小森谷は、古墳の被葬者を祀るため、古墳の後円部墳頂に神明社石祠と布多古塚碑を建てた。この場所では石室を開口した日に毎年祭祀が執り行われるようになり、墳丘・石室が管理されるようになった。小森谷家では明治12年の調査後から明治31年(1898)まで、古墳来訪者を名簿(『古墳参観人名刺録』)に記録しており、地元や県内外から見学者があったことがわかる。なお、これら小森谷家に伝わる遺物や文書資料は、現在、安中市重要文化財に指定されている。

調査成果を記録・保存し、広く一般に公開したことは、築瀬二子塚古墳が古墳として広く認知されることに寄与したといえる。明治期における小森谷柳造らによって行われた築瀬二子塚古墳の調査は、現在に至るまでに良好な状態で継承されてきた素地が築かれた時期であったといえよう。

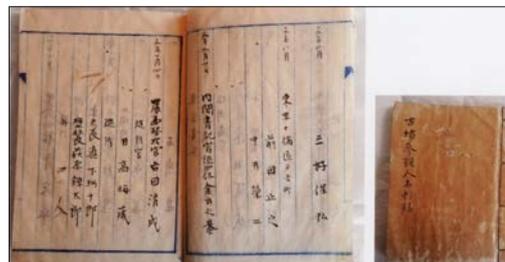
第2段階は戦後昭和期からはじまる。昭和32年(1957)に群馬大学学芸学部の尾崎喜左雄によって、



写真：14 維新実録尚翁茶話
(大正12年(1923))



写真：15 尚古帖
(明治前期)



写真：16 古墳参観人名刺録
(明治12年～31年(1879～1898))



写真：17 二子塚古器収納桐箱



写真：18 神明社石祠と布多古塚碑

石室の発掘調査が初めて実施された。この時の調査成果の詳細は昭和39年(1964)に刊行された『安中市誌』に掲載された。この発掘調査は、築瀬二子塚古墳で行われた初めての学術調査であり、後に刊行された尾崎の著書にもこの時の調査成果が登場する(尾崎1966)。

昭和43年(1968)には明治大学文学部の大塚初重が考古学実習で墳丘と石室の実測を行った。この時、小森谷家に伝わっていた副葬品も同時に実測され、昭和47年(1972)の学術雑誌に論文として発表された(原田1972)。このなかで、石室の構造的特徴および遺物の年代観から、関東地方における初現期の横穴式石室に属することが初めて指摘された。

昭和58年(1983)には、右島和夫が群馬県における初期横穴式石室をもつ古墳を分析した。その中で築瀬二子塚古墳についても考察し、横穴式石室の出現過程とその特質について明らかにした(右島1983)。

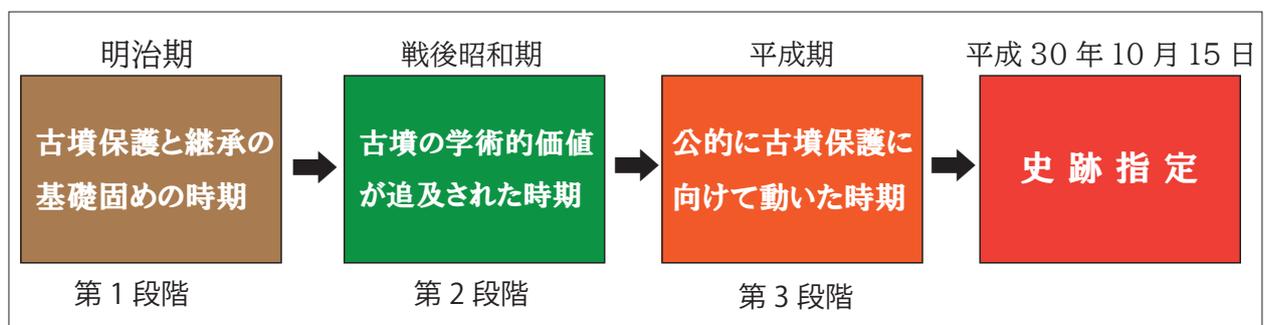
以上のように戦後の昭和期は築瀬二子塚古墳の学術的な価値が追求された時期であり、築瀬二子塚古墳の特徴でもある東日本で最古級の横穴式石室という評価は、この昭和期に固まった。

第3段階は平成期にあたる。平成6年(1994)の安中市史編纂事業に伴って発掘調査と小森谷家資料の再整理という形で始まる。これらの調査は、築瀬二子塚古墳の基礎資料を得ることを目的としていた。平成の発掘調査では古墳全体の発掘調査を実施し、横穴式石室だけでなく古墳の全容を明らかにした。また、この時の出土遺物と合わせて、小森谷家資料の再整理もおこなった。これらの成果は平成13年(2001)と平成15年(2003)に刊行された『安中市史』、『築瀬二子塚古墳・築瀬首塚古墳』発掘調査報告書に掲載された。

こうしたなか平成23年(2011)には、これまでの調査成果を反映しつつ、築瀬二子塚古墳整備事業を安中市独自で実施した。平成27年(2015)には、整備が完了しガイダンス棟とともに一般公開がされた。この翌年に刊行した築瀬二子塚古墳整備事業報告書のなかで、築瀬二子塚古墳の歴史的な価値付けが行われた(右島2016)。

この時の整備事業の中で築瀬二子塚古墳の土地は公有地化され、平成24年(2012)には安中市指定史跡に指定されている。平成29年(2017)より、これまでの調査成果を受け、群馬県、文化庁と史跡指定への協議を行い、翌年の平成30年(2018)10月15日に安中市指定史跡の範囲を引き継ぐ形で国史跡へと至った。

現在では、定期的に国史跡を記念した現地説明会の開催や安中市学習の森ふるさと学習館で関連イベントを開催するなど、史跡の活用に努めている。



第14図 築瀬二子塚古墳の指定に至る経緯(模式図)

第2表 築瀬二子塚古墳の指定に至る経緯（年表）

古墳	5世紀末～6世紀初頭	・築瀬二子塚古墳が築造される
明治	明治10年（1877） 明治11年（1878）	・二子塚古墳墳頂部の神明社が築瀬村城山稲荷神社へ合祀される ・明治天皇の北陸御巡幸に際し、沿道の古蹟調が実施される ・築瀬二子塚古墳の地権者 小森谷柳造が県官 岡部啓五郎から二子塚が古墳であるとの話を聞く
	明治11年（1878）秋 ～明治12年（1879）冬	・小森谷柳造の長子 小森谷啓作が群馬県内の古蹟踏査を行う
	明治12年（1879）4月4日	・小森谷啓作らによって築瀬二子塚古墳の石室開口調査が実施される ・『古墳参観人名刺録』で古墳見学者の記録がはじまる ※ 明治31年（1898）年まで記録はつづく ・篆刻家 山本所有が築瀬二子塚古墳の遺物鑑定を郵便報知新聞へ投稿
	明治14年（1881）	・小森谷が神社移転復旧願にて、神明社の再建を願う
	明治15年（1882）	・東京帝国大学の学生 白井光太郎が築瀬二子塚古墳を訪れ遺物の実測と小森谷への聞き取り調査を行う
	明治16年（1883）	・白井光太郎著『上野国古墳考』に築瀬二子塚古墳が掲載される
	明治19年（1886）	・築瀬二子塚古墳の墳頂部に布多古塚碑が建てられる
	明治12（1879）以降 ～明治前半代	・『尚古帖』にて築瀬二子塚古墳の遺物が記録される ・二子塚古器収納桐箱が作成される
	明治40年（1907）	・小森谷啓作が高崎教育会に招かれた坪井正五郎に築瀬二子塚古墳の遺物鑑定を願う
	大正	大正12年（1923）
昭和	昭和13年（1938）	・『上毛古墳綜覧』に原市十三号墳として掲載される
	昭和32年（1957） 7月20日～7月24日	・群馬大学学芸学部 尾崎喜左雄によって発掘調査が実施される
	昭和39年（1964）12月	・『安中市誌』が刊行。群馬大学の発掘調査に参加した森田秀策が築瀬二子塚古墳について執筆する
	昭和43年（1968）7月	・明治大学 大塚初重による墳丘・石室の測量実習が行われると同時に小森谷家資料（遺物）の実測を行う
	昭和47年（1972）	・小森谷家資料の実測を行った原田道雄が「関東地方の初期横穴式石室古墳」の論考を発表し、築瀬二子塚古墳の年代的な位置づけをはじめて行う
	昭和58年（1983）	・右島和夫が「群馬県における初期横穴式石室」と題する論文を発表し、築瀬二子塚古墳を含めた初期横穴式石室の出現過程と特質を明らかにした
平成	平成6年（1994）	・安中市史編纂事業がはじまる
	平成7年（1995） ～平成9年（1997）	・市史の編纂に伴って、築瀬二子塚古墳の発掘調査が実施される
	平成12年（2000）7月	・築瀬二子塚古墳の追加発掘調査
	平成13年（2001）3月	・発掘調査成果を掲載した『安中市史』第四巻 原始古代中世編が刊行される
	平成15年（2003）	・築瀬二子塚古墳のまとめが掲載された『安中市史』第二巻 通史編が刊行される ・『築瀬二子塚古墳・築瀬首塚古墳』発掘調査報告書が刊行される
	平成16年（2004）	・築瀬二子塚古墳の追加発掘調査
	平成23年（2011）	・築瀬二子塚古墳の保存整備工事がはじまる
	平成24年（2012）	・築瀬二子塚古墳が安中市指定史跡に指定される
	平成26年（2014）	・築瀬二子塚古墳の保存整備工事が完了する
	平成27年（2015）	・築瀬二子塚古墳ガイダンス施設とともに古墳の一般公開が開始
	平成28年（2016）	・整備事業完了を記念して、安中市学習の森ふるさと学習館で第16回企画展「築瀬二子塚古墳の世界」が開催される
	平成30年（2018）6月15日	・国指定史跡の答申をうける
	平成30年（2018）6月30日	・国指定史跡の答申をうける記念した現地説明会を開催
	平成30年（2018）10月15日	・築瀬二子塚古墳が国史跡に指定される
平成30年（2019）10月27日	・築瀬二子塚古墳の国史跡を記念して、連続講座 第2回安中学「築瀬二子塚古墳の価値について考える」が開催される	
令和	令和元年（2019）11月16日	・国史跡指定1周年を記念して、現地説明会を開催

(2) 指定内容

名称：築瀬二子塚古墳
 種別：史跡
 指定基準：一. 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
 指定年月日：平成30年(2018)10月15日(文部科学省告示第189号)
 管理者：安中市
 管理者の所在地：群馬県安中市安中一丁目23番地13号
 指定面積：10,594.75㎡
 指定地番

群馬県安中市築瀬字八幡平 748番2、754番、755番、756番1、756番2、756番3、757番、758番1、758番2、759番1、759番3、760番1、761番1、762番1、762番2、763番

名称	所在地	地	城
長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡	茨城県日立市十上町伊師字愛宕脇 同 字大麦田 同 字宿 同 字東 同 字東堀上	三五八六番のうち実測二五四・四二二平方メートル、三五八六番のうち実測一三六四・七四平方メートル 二九三六番 二九五二番一、二九五二番一、二九五三番一、二九五八番、二九六一番一 三〇四八番、三〇五〇番のうち実測三一八・二六平方メートル 二九四八番一三	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び日立市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
築瀬二子塚古墳	群馬県安中市築瀬字八幡平	七四八番二、七五四番、七五五番、七五六番一、七五六番二、七五七番、七五八番一、七五八番二、七五九番一、七五九番二、七六〇番一、七六一番一、七六一番二、七六一番三、七六一番四、七六一番五、七六一番六、七六一番七、七六一番八、七六一番九、七六一番一〇、七六一番一一、七六一番一二、七六一番一三、七六一番一四、七六一番一五、七六一番一六、七六一番一七、七六一番一八、七六一番一九、七六一番二〇、七六一番二一、七六一番二二、七六一番二三、七六一番二四、七六一番二五、七六一番二六、七六一番二七、七六一番二八、七六一番二九、七六一番三〇、七六一番三一、七六一番三二、七六一番三三、七六一番三四、七六一番三五、七六一番三六、七六一番三七、七六一番三八、七六一番三九、七六一番四〇、七六一番四一、七六一番四二、七六一番四三、七六一番四四、七六一番四五、七六一番四六、七六一番四七、七六一番四八、七六一番四九、七六一番五〇、七六一番五一、七六一番五二、七六一番五三、七六一番五四、七六一番五五、七六一番五六、七六一番五七、七六一番五八、七六一番五九、七六一番六〇、七六一番六一、七六一番六二、七六一番六三、七六一番六四、七六一番六五、七六一番六六、七六一番六七、七六一番六八、七六一番六九、七六一番七〇、七六一番七一、七六一番七二、七六一番七三、七六一番七四、七六一番七五、七六一番七六、七六一番七七、七六一番七八、七六一番七九、七六一番八〇、七六一番八一、七六一番八二、七六一番八三、七六一番八四、七六一番八五、七六一番八六、七六一番八七、七六一番八八、七六一番八九、七六一番九〇、七六一番九一、七六一番九二、七六一番九三、七六一番九四、七六一番九五、七六一番九六、七六一番九七、七六一番九八、七六一番九九、七六一番一〇〇	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び安中市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
新津油田金津鉱場跡	新潟県新潟市秋葉区金津字居村 同 字坪ヶ入 同 字一ノ沢	五九九番一、六〇〇番、六〇一番一、六〇一番二、六〇一番三、六〇一番四、六〇一番五、六〇一番六、六〇一番七、六〇一番八、六〇一番九、六〇一番一〇、六〇一番一一、六〇一番一二、六〇一番一三、六〇一番一四、六〇一番一五、六〇一番一六、六〇一番一七、六〇一番一八、六〇一番一九、六〇一番二〇、六〇一番二一、六〇一番二二、六〇一番二三、六〇一番二四、六〇一番二五、六〇一番二六、六〇一番二七、六〇一番二八、六〇一番二九、六〇一番三〇、六〇一番三一、六〇一番三二、六〇一番三三、六〇一番三四、六〇一番三五、六〇一番三六、六〇一番三七、六〇一番三八、六〇一番三九、六〇一番四〇、六〇一番四一、六〇一番四二、六〇一番四三、六〇一番四四、六〇一番四五、六〇一番四六、六〇一番四七、六〇一番四八、六〇一番四九、六〇一番五〇、六〇一番五一、六〇一番五二、六〇一番五三、六〇一番五四、六〇一番五五、六〇一番五六、六〇一番五七、六〇一番五八、六〇一番五九、六〇一番六〇、六〇一番六一、六〇一番六二、六〇一番六三、六〇一番六四、六〇一番六五、六〇一番六六、六〇一番六七、六〇一番六八、六〇一番六九、六〇一番七〇、六〇一番七一、六〇一番七二、六〇一番七三、六〇一番七四、六〇一番七五、六〇一番七六、六〇一番七七、六〇一番七八、六〇一番七九、六〇一番八〇、六〇一番八一、六〇一番八二、六〇一番八三、六〇一番八四、六〇一番八五、六〇一番八六、六〇一番八七、六〇一番八八、六〇一番八九、六〇一番九〇、六〇一番九一、六〇一番九二、六〇一番九三、六〇一番九四、六〇一番九五、六〇一番九六、六〇一番九七、六〇一番九八、六〇一番九九、六〇一番一〇〇	

第15図 官報告示

1、763番2、763番3、791番8のうち実測33.19㎡

(3) 指定理由

築瀬二子塚古墳は、碓氷峠を水源とする碓氷川左岸の河岸段丘縁辺部に築造された、古墳時代後期初頭（六世紀前葉頃）の前方後円墳である。明治十二年に土地所有者によって横穴式石室が開口され多数の副葬品が出土したことで知られ、坪井正五郎が出土遺物を実見するなど早くから注目されてきた古墳であった。

昭和三十二年、群馬大学尾崎喜左雄研究室が墳丘及び横穴式石室の測量調査と後円部の発掘調査を行い、昭和四十三年には明治大学文学部考古学研究室が横穴式石室出土遺物の調査を行った。平成七年から九・十二・十六年には安中市教育委員会による発掘調査が行われた。平成二十四年には安中市指定史跡として保護が図られ、平成二十六年には安中市により史跡地の整備が行われている。

発掘調査により墳丘は二段築成の前方後円墳で、墳長八〇メートル、後円部直径四八メートル、前方部六三メートルであること、周囲には盾形の周濠と周堤が巡ることが明らかとなった。周濠の幅は後円部東側で約二〇メートル、南側くびれ部で約二六メートル、前方部西側で約一三メートルで、周堤の幅は七・四～一二・五メートルである。また、周堤の外側の一部では幅一・二～二・八メートルの外周濠が巡ることが判明しており、外周濠が周堤の周りを全周すると考えた場合、外周濠まで含めた総長は約一三〇メートル、幅は約一一〇メートルに及ぶ。前方部隅角からは周堤に向けて渡り土手状の接続部が伸びる。

墳丘の遺存状態は良好である。墳丘には上下段ともに葺石が施され、特に二段目墳丘斜面を中心に葺石が非常に良好に遺存している。葺石には碓氷川流域で採取されたとみられる安山岩川原石が用いられている。墳頂部及び平坦面には埴輪が設置される。前方部から後円部に至るスロープ部や、北側くびれ部付近の平坦面では原位置を保つ埴輪列が出土しており、埴輪同士が接するほどに密に埴輪が配置されていたことがわかる。

埋葬施設は後円部南側に開口した横穴式石室である。羨道部の入口は墳丘平坦面と高さを揃えるが、二段下って玄室部に至る構造をなす。石室は、羨道部長七・四七メートル、幅〇・六七～〇・九五メートル、高さ一・六八メートルで、玄室部長四・〇七メートル、幅二・一六～二・三二メートル、高さ二・二メートルで、全長一一・五四メートルの両袖式である。石材は古墳付近の秋間丘陵で産出する茶白山溶結凝灰岩（秋間石）の川原石が用いられ、玄室内にはベンガラとみられる赤色顔料が塗布されている。羨道奥側の側壁部分にも赤色顔料の塗布が及ぶ。

出土遺物には横穴式石室から出土した副葬品と埴輪がある。副葬品には、ヒスイ製勾玉、金屬ガラス玉※、ガラス製小玉、碧玉製管玉等からなる玉類、銀製の垂飾付耳飾、金銅製耳環、鏡形・鎌形・刀子形・斧形・短甲形・盾形・鏃形・剣形等一〇三九点に及ぶ石製模造品、鉄鏃、銀装振り環頭、直刀、小札、杏葉、辻金具等の馬具、須恵器坏蓋、坏身、高坏、提瓶がある。埴輪には円筒埴輪、朝顔形埴輪、盾形埴輪などがある。石室の構造及び出土遺物から、築瀬二子塚古墳は古墳時代後期前葉に位置付けられる。なお、副葬品の大半は明治十二年に出土したものであるが、現在安中市指定文化財として保護が図られている。

築瀬二子塚古墳は、関東の前方後円墳として横穴式石室を導入した最古段階の事例であるが、安中市域においては先行する前方後円墳は知られておらず、その出現は横穴式石室という新たな葬送方法

の導入が強い政治性をもっていたことを示唆する。また、築瀬二子塚古墳の横穴式石室は、機内地域に広がるいわゆる畿内型石室とは異なる形態をしており、新来の埋葬施設と葬送方式の導入にあたっては地域的な受容と改変がなされることが分かるなど、地域における横穴式石室導入の実態を明瞭に示す点でも重要である。

横穴式石室は後期前葉に畿内地域の大型首長墓に採用されると、ほどなくして新たな埋葬施設の形態として全国各地の古墳においても採用されるようになる。築瀬二子塚古墳は関東における最古段階の横穴式石室をもつ前方後円墳であり、新たな埋葬施設の各地への展開と受容の実態を示す事例として重要である（『月刊文化財』9/平成30年より転載（注釈は除く））。

※ 2018年に行ったガラス玉の成分分析により、金ではなく銀であることが判明した（藤沢ほか2018）。

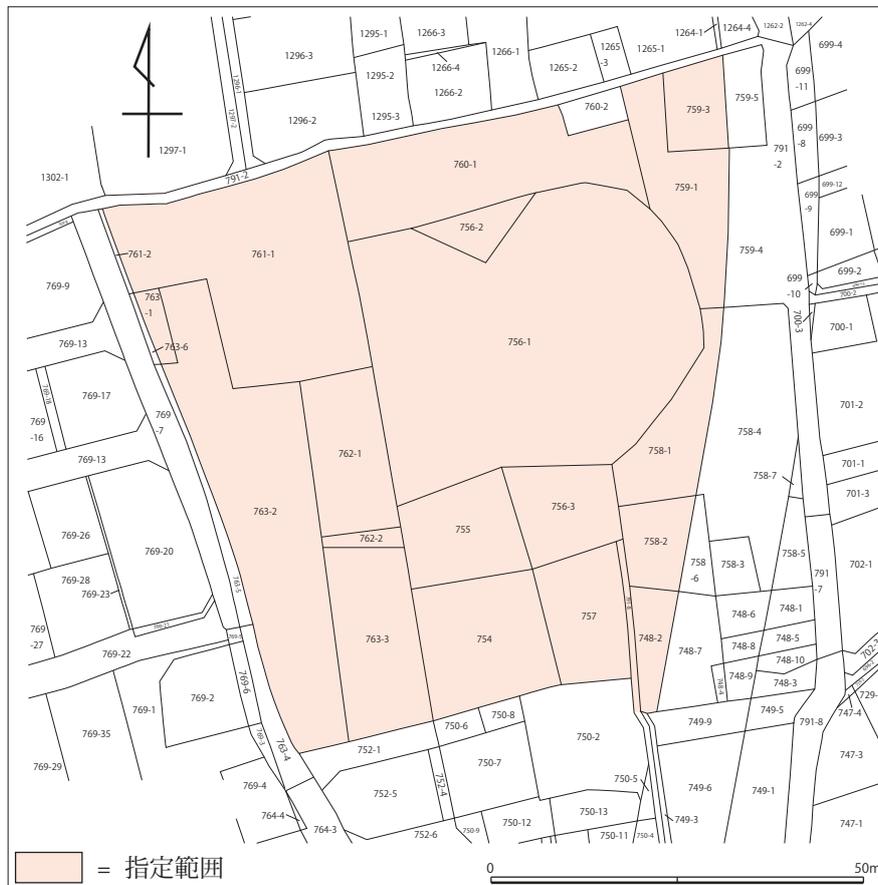
（4）指定地の状況

① 公有化の状況

平成26年度までに安中市独自で進められた保存整備事業の中の平成24年11月27日安中市指定史跡の指定に先立ち公有化。史跡指定地の面積10,594.75㎡のすべてを公有地化している。

② 公有地化の経緯

平成26年度までに行われた安中市独自の築瀬二子塚古墳保存整備事業に合わせて公有地化が進め



第16図 史跡の指定範囲（地籍図）

られた。この時点で現在の史跡指定地の9割程度が公有地化されている。その後、古墳西側の一部を買い取ったことで、史跡指定地の100%を公有地化するにいった。

(5) 調査の成果

ここでは、史跡指定に先駆けて行われた発掘調査、測量調査等の概要を説明する。

【明治12年の発掘調査】

発掘年月日：明治12年（1879）4月4日

調査主体：小森谷柳造、啓作（築瀬二子塚古墳の土地所有者）

発掘成果

『維新実録尚翁茶話』によれば、明治11年（1878）の明治天皇の北陸御巡幸の際、沿道の古蹟調べが行われ、県官 岡部啓五郎から「二子塚は古墳であり、辰の方角から掘れば石室にあたる」と小森谷柳造は指摘された。この指摘を受け翌12年（1879）4月4日に小森谷柳造の長子 啓作らは発掘調査を行い、石室の存在が確認された。また、玉類や古器物等の副葬品もあわせてこの時発見したと『維新実録尚翁茶話』に記されている。明治前半代につくられた『尚古帖』には、発掘した際に出土した遺物の絵図が記載されている。

【昭和32年の発掘調査】

発掘年月日：昭和32年（1957）7月20日～7月24日

調査主体：群馬大学学芸学部 尾崎喜左雄

発掘成果

築瀬二子塚古墳の墳丘・石室実測の作成、後円部北東の墳頂から墳丘裾部に至るトレンチ調査が行われた。この調査により、築瀬二子塚古墳は葺石が施された二段築成の墳丘であることと1段目の基壇面に埴輪列が存在することが明らかになった。

【昭和43年の測量調査】

発掘年月日：昭和43年（1968）7月

調査主体：明治大学文学部 大塚初重



写真：19 小森谷家資料（馬具）



写真：20 小森谷家資料（石製模造品）

測量成果

明治大学文学部の考古学実習として墳丘・石室の測量調査を行った。

【平成3年の発掘調査】

発掘年月日：平成3年（1991）9月10日～10月9日

調査主体：安中市教育委員会

発掘成果

築瀬二子塚古墳西側の市道建設工事に伴って実施した発掘調査である。南北に調査区を設定し、調査区の南端から中央付近まで築瀬二子塚古墳に付随する外周溝を確認した。合わせて、外周溝を切るように八幡平 K-3 号墳（6 世紀前半頃に築造）の周溝と葺石を確認した。K-3 号墳の墳丘はすでに削平されていた。

【平成7～9年の発掘調査】

発掘年月日：第1次調査（平成7年（1995）9月22日～12月12日

第2次調査（平成8年（1996）8月19日～11月22日

第3次調査（平成9年（1997）5月16日～8月13日

調査主体：安中市教育委員会

発掘成果

安中市史編纂事業に伴い安中市教育委員会がおこなった3か年計画の発掘調査である。築瀬二子塚古墳の基礎的情報を得ることを目的に、墳丘と古墳の全周にトレンチを設定して発掘を行った。その結果、周壕の様相及び外周溝が巡っていることが明らかとなった。

【平成12年の発掘調査】

発掘年月日：平成12年（2000）7月24日～8月30日

発掘者：安中市教育委員会

発掘成果

平成5年に決定された都市計画道路の建設に伴い、築瀬二子塚古墳の後円部東側周壕部分の記録保存を目的として発掘調査を行った。平成7から9年の調査で確認した外周溝は平成12年の調査で



写真：21 石室開口部



写真：22 葺石と墳丘上の埴輪列



写真：23 外周溝

は確認できず、調査対象地外まで広がることが推測された。また、南東部では周壕が存在せず、張り出し部が設けられていることが判明した。

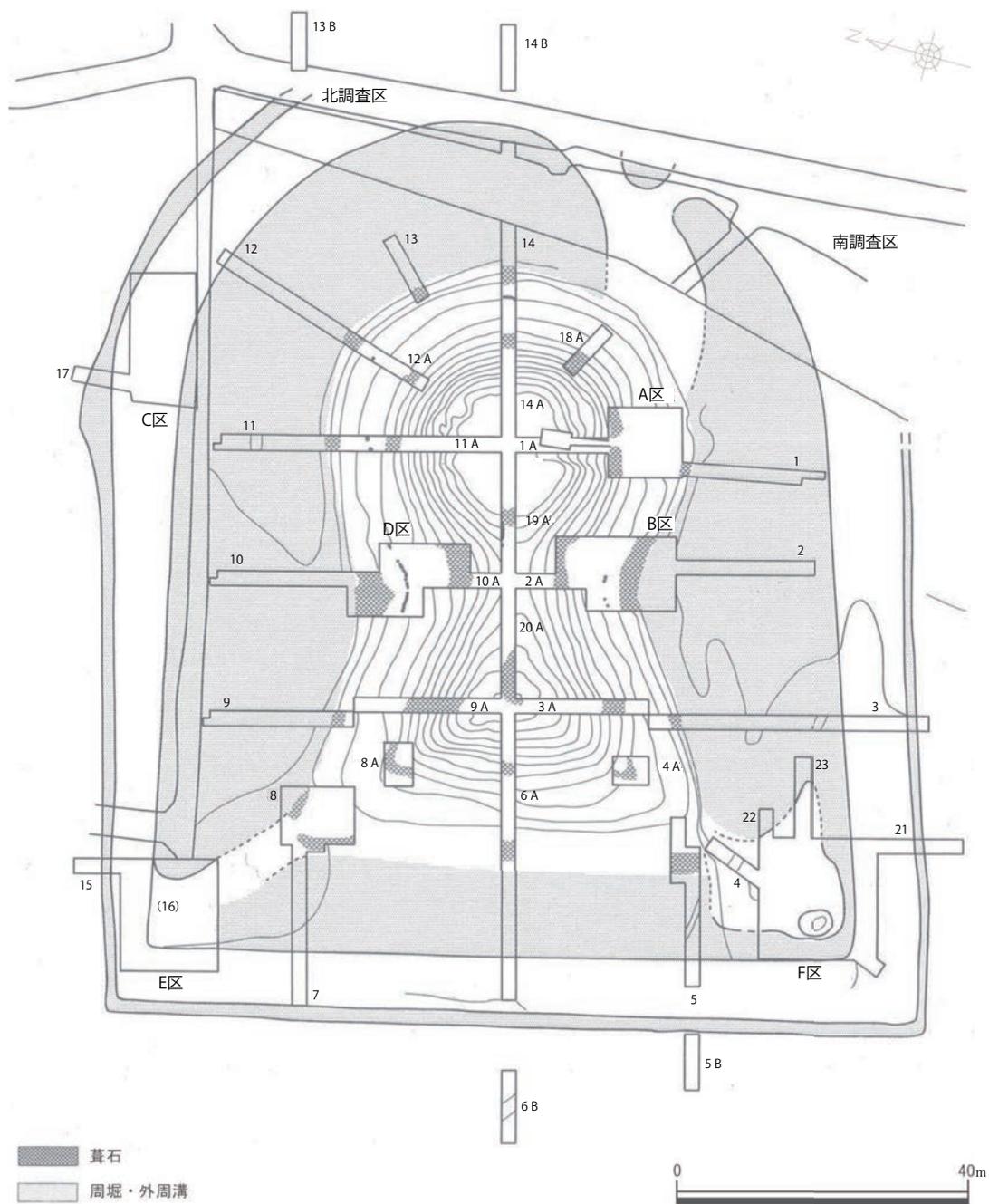
【平成16年の発掘調査】

発掘年月日：平成16年（2004）11月8日～12月24日

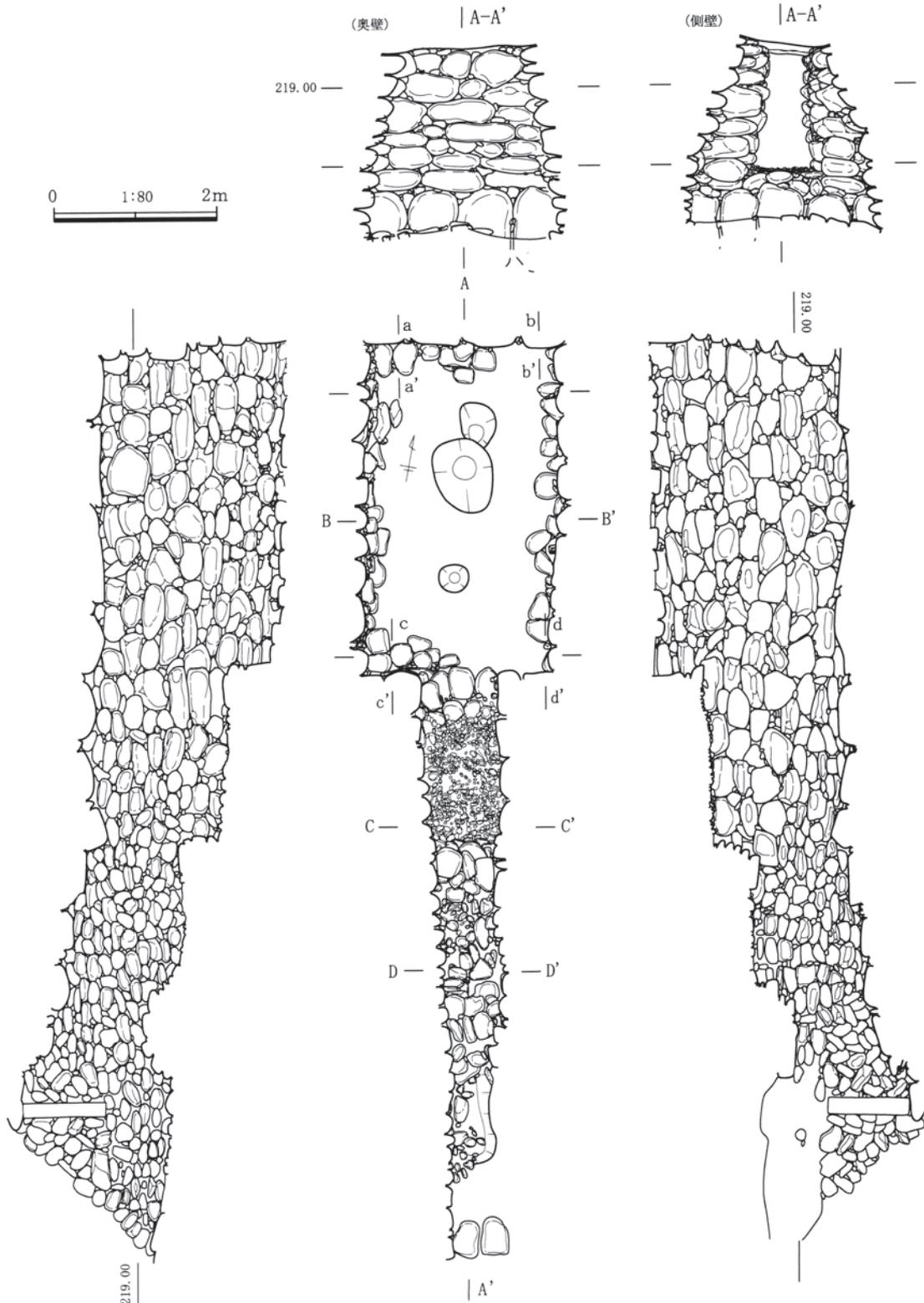
発掘者：安中市教育委員会

発掘成果

平成16年の発掘調査は、築瀬二子塚古墳整備事業に伴う形で実施された。発掘調査は墳丘南西部を中心に周壕の存在を確認する目的で行われた。調査の結果、築瀬二子塚古墳南側に巡る外周溝の一部を確認した。



第17図 築瀬二子塚古墳発掘調査区と墳丘概念図（右島2016より引用）



第 18 图 築瀬二子塚古墳横穴式石室展開図

(6) 研究成果

指定前後に明らかとなった研究成果について概説する。

【築瀬二子塚古墳の副葬品の評価】

築瀬二子塚古墳には装身具、武具、馬具、工具、石製模造品、須恵器等の多種多様な副葬品が納められていた。その中でも須恵器（写真：24）については、築瀬二子塚古墳の大きな特徴である「東日本で最古段階の横穴式石室」という时期的な根拠の一つとなっている（原田 1972、右島 1983）。

また、掘り環頭大刀（写真：25）や小札甲などの武具はヤマト王権とのつながりを示唆する一方で、5世紀代に群馬県下で盛んに製作される滑石製模造品も多量に副葬されるなど、築瀬二子塚古墳築造以前の伝統性も保持している様相が見受けられる。

こうした副葬品組成の中でひととき特徴的なのは、朝鮮半島との関連を示唆する遺物群である。この種の副葬品として装身具では、銀層三連ガラス玉（写真：26）と垂飾付耳飾（写真：27）があげられる。銀層三連ガラス玉は、当初、金製であると考えられていたが、平成26年（2018）科学分析を行ったところ銀製であることが判明した（藤沢ほか 2018）。

築瀬二子塚古墳出土の耳飾りの一種である垂飾付耳飾は、一部が残存している程度であるが、残った部分から数個の花籠形の間飾りを鎖でつなぐ長鎖の耳飾りであったと推測されている。垂飾付耳飾の特徴から間飾りは百済系、全体の意匠は大伽耶系であると考えられており、このような折衷的な様相から、金工に長けた渡来人によって製作された可能性も示唆されている（高田 2016、2021）。

このように、築瀬二子塚古墳の副葬品をみると滑石製模造品に見るように伝統性を維持している平面、ヤマト王権や朝鮮半島との関わりを想起させる最新のものが築瀬二子塚古墳には副葬されていたことがわかる。

【築瀬二子塚古墳の築造の意義】

築瀬二子塚古墳は5世紀末から6世紀初頭に造られた前方後円墳で、東日本でも最古級の横穴式石室を有する。安中市域では築瀬二子塚古墳以前の古墳はごく少数で、前方後円墳に至っては築瀬二子塚古墳が初現となる。このように突如として大型前方後円墳が築かれることは、築造の意義に大きな意味を持つ。

築瀬二子塚古墳のすぐ北側を東西に走る国道18号は、古代東山道駅路であった可能性が指摘されている。現状では古代東山道駅路を示す道路状遺構は確認されていないが、坂本に所在する原遺跡や安中市役所周辺の米山遺跡、植松・地尻遺跡では、古代の公的施設を示す遺物や遺構が発見され、古代東山道の駅家あるいは郡家であった可能性が指摘されている。これらの遺跡はいずれも国道18号に近い場所で確認されているため、古代東山道駅路も国道18号とほぼ同じルートをたどるものと考えられている。

群馬県内の各所で見つまっている古代東山道駅路と考えられる遺構が7世紀代まで遡ることが判明していることから、古代東山道の成立以前から、準じるルートが存在した可能性は高く、築瀬二子塚古墳が現在の立地に突如として築造されたのも、古東山道を意識した結果であったと考えられる。

築瀬二子塚古墳の特徴でもある横穴式石室は、6世紀初頭を前後する時期に畿内地域から遠江、美

濃、伊那谷、上毛野などの地域に波及する。これらの地域はいずれも古代の東山道に属す地域であり、築瀬二子塚古墳の成立に古東山道が深く関係していることを間接的に示唆している（右島 2016 ほか）。

こうした一方で、築瀬二子塚古墳と北陸の古墳の副葬品に親和性が高いことも指摘されており、日本海を媒介としたネットワークを保持していたことも指摘されている（小林 2014）。そのため、古東山道を基幹ルートとしながら、複雑なネットワークが築瀬二子塚古墳の時代には形成され、関東地方への玄関口を築瀬二子塚古墳の被葬者が治めたと考えられている。



写真：24 須恵器杯・蓋（安中市寄託資料）



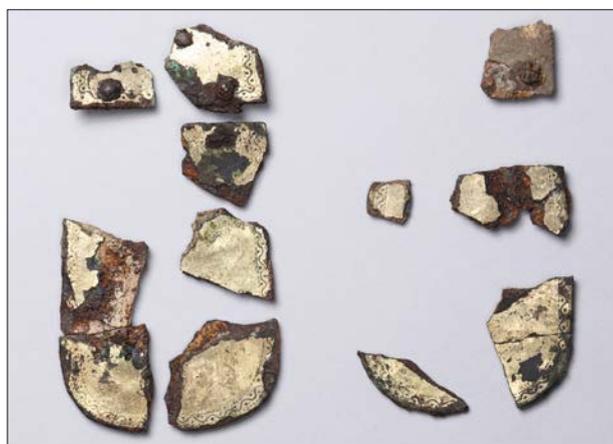
写真：25 捩じり環頭大刀柄頭（安中市寄託資料）



写真：26 銀層三連ガラス玉（安中市寄託資料）



写真：27 垂飾付耳飾（安中市所蔵・寄託資料）



写真：28 花卉形杏葉（安中市所蔵・寄託資料）

① 学術的・歴史的価値を正しく把握した、保存前提の整備

これまでの調査により築瀬二子塚古墳の墳丘には葺石が葺かれ、1段目のテラス面には埴輪列が巡っていることが判明した。整備時には墳丘保護を優先させ、全面盛土後に保護芝で覆うこととした。

1段目テラス面の埴輪列に関しても復元を行わず、古墳来訪者の墳丘立ち入りを制限する木柵を、埴輪列が確認された付近に設置することで、間接的に埴輪列を表現した。

また、発掘調査で明らかとなった周壕、周堤であるが盛土後に保護芝張りを行った。外周溝については、指定地内の排水機能を持たせて発掘調査時の状況を復元した。

古墳の石室については、整備事業が行われる時点でも良好状態が維持されていた。一部、墳丘上の竹林の根が石室内にまで伸長していたが、石室自体は安定していたため無理に抜くことはせず、墳丘上から竹林の根を枯らす程度にとどめた。

石室内には赤色顔料が塗布されており、顔料保持のため石室内を密閉するための管理扉を設けた。



写真：29 芝張後の墳頂部と木柵



写真：30 石室内の計測器



写真：31 石室管理扉

また、その後、顔料の保存方法を検討するために温湿度計等の計測機器を設置した。

② 史跡・公園が調和した景観を重視した整備

史跡の景観を損なわないため、主に動線設備に対して極力目立たないよう整備を行った。木柵は丸太柵を使用し、丸太柵どうしは麻布のロープを使用した。また周堤から古墳を眺める導線と石室、墳頂へ登る導線についても、自然色の舗装を行った。墳頂へ昇降する階段には擬木階段を採用した。指定地外から指定地内の往来のため、3箇所木橋を設置している。

本墳の周辺は、四方を住宅に囲まれている。そのため、景観上の緩衝植栽として、史跡指定地境界にヤマハギを列植した。また北辺・西辺はアジサイ・ヤマブキ・ドウダンツツジ等の在来の花木を植



写真：32 墳丘への沿道と階段



写真：33 木橋



写真：34 史跡地東側の植栽

栽した。

③ 市民の憩いの場、郷土愛をはぐくむ場としての整備

整備事業にて史跡指定地外に古墳公園としての設備を設置している。指定地南側の隣接地には四阿が設置されており、ベンチと机を設置して古墳公園来訪者が休憩できるようにしている。四阿の西隣には水飲み場を設けた。

古墳東側の道路向こうには、築瀬二子塚古墳の解説パネルが展示されているガイダンス施設が建てられており、公園来訪者に古墳の価値を広める役割を果たしている。また、古墳の理解を深める設備として古墳東側の道路に向けた名称標柱、古墳南隣接地に設置された総合解説板、石室向かって右手に設置された石室の解説板がある。

また、活用を考慮して、整備実施前に古墳墳丘と石室の3D計測を行っている。この計測結果をもとに作成した映像は、築瀬二子塚古墳ガイダンス棟内の映像展示で、一般来訪者に公開している。



写真：35 四阿



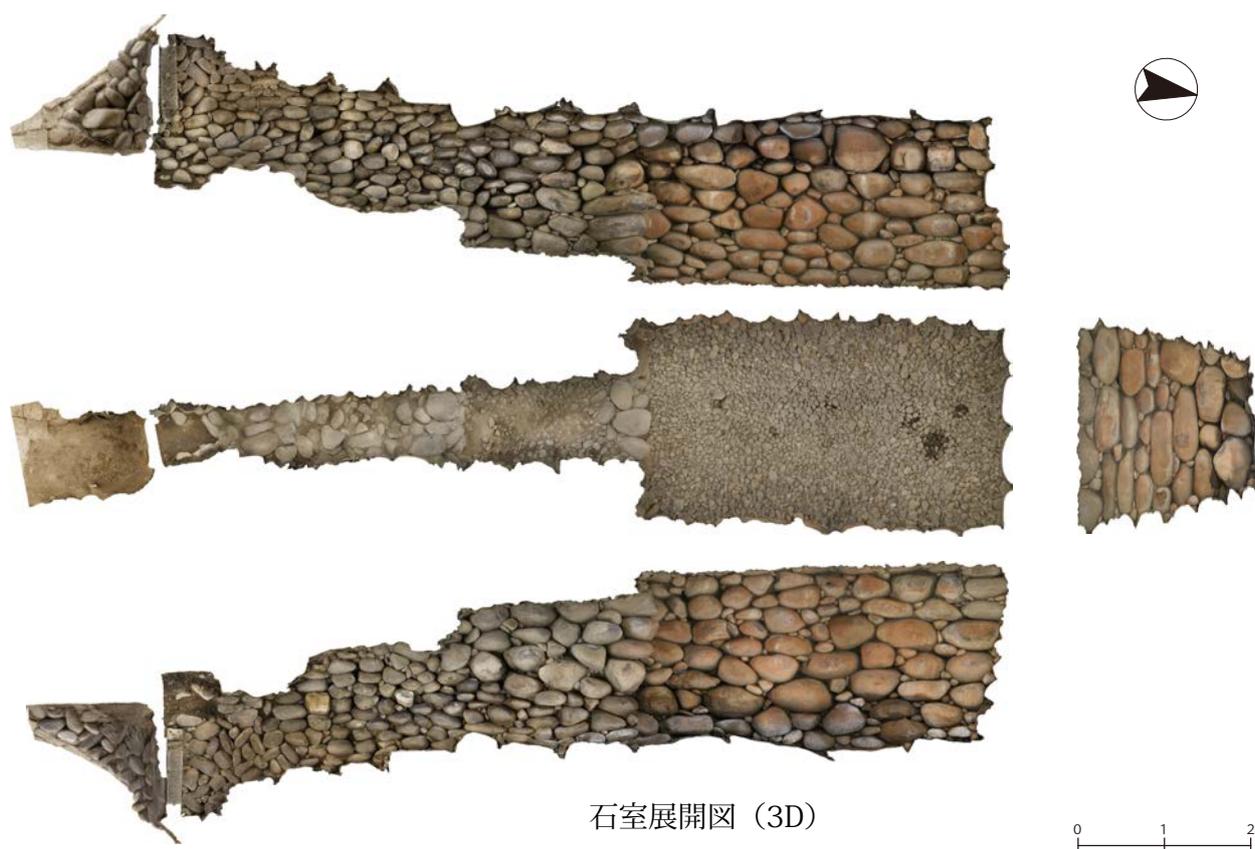
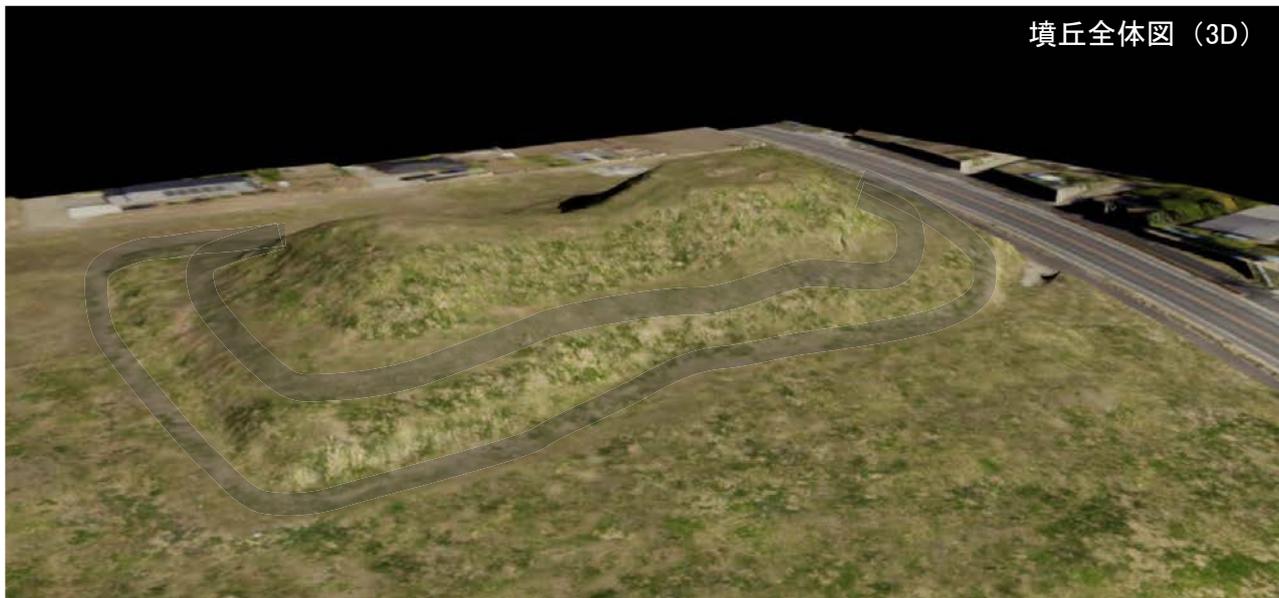
写真：36 ガイダンス施設



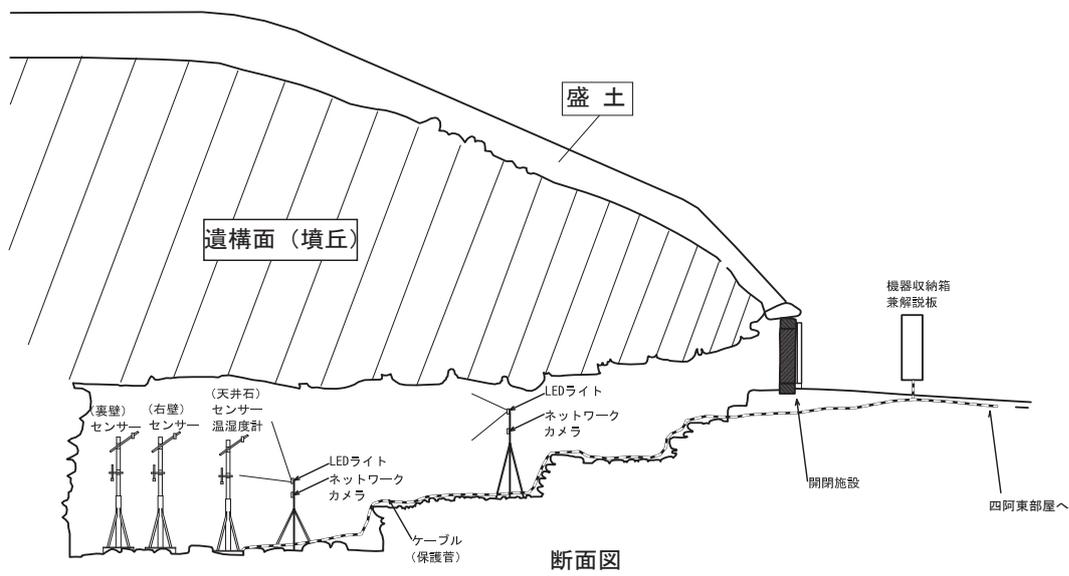
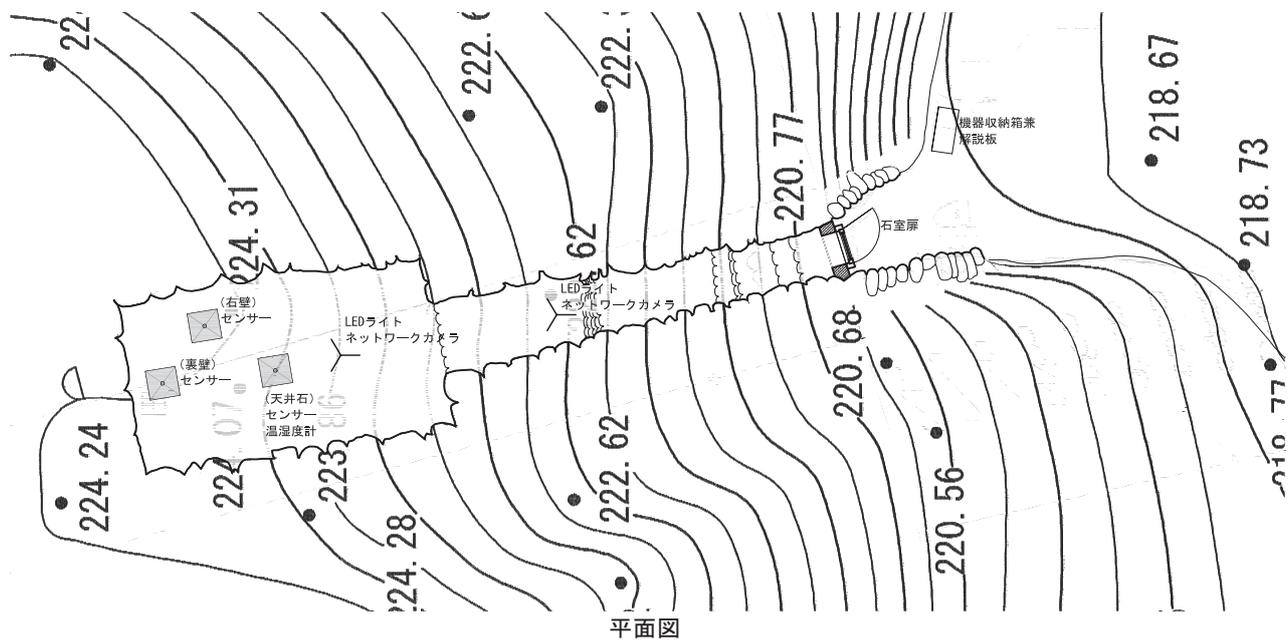
写真：37 総合解説板



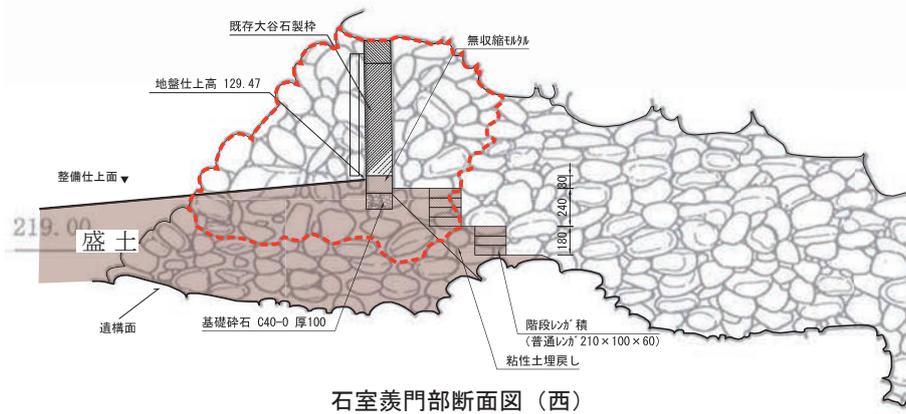
写真：38 総合解説板（個別）



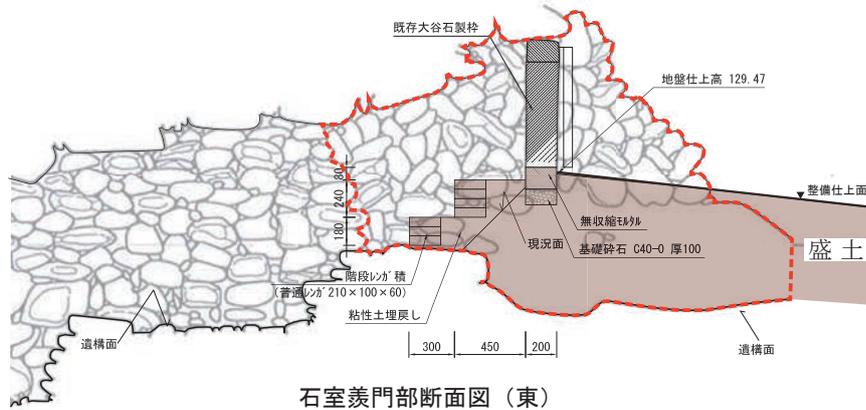
第20図 整備事業で作成された3Dの墳丘全体図と石室展開図



第21図 石室内計測機器関係設備の設置場所 (S = 1/100)



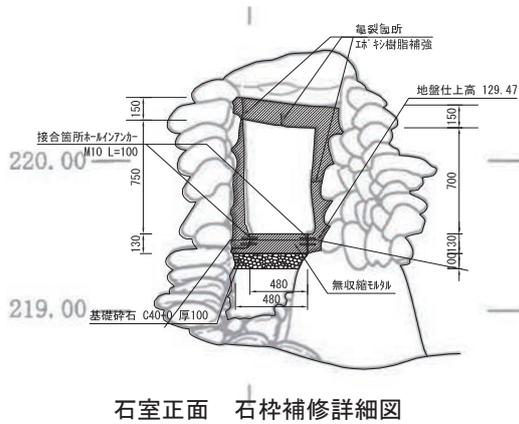
石室羨門部断面図（西）



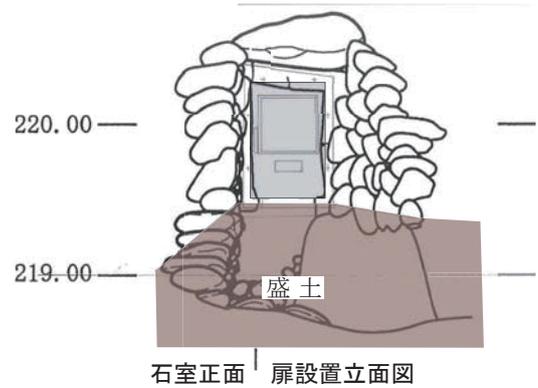
石室羨門部断面図（東）

--- = 築造以後のカクラン及び石材の積みなおし範囲

■ = 整備時の盛土範囲

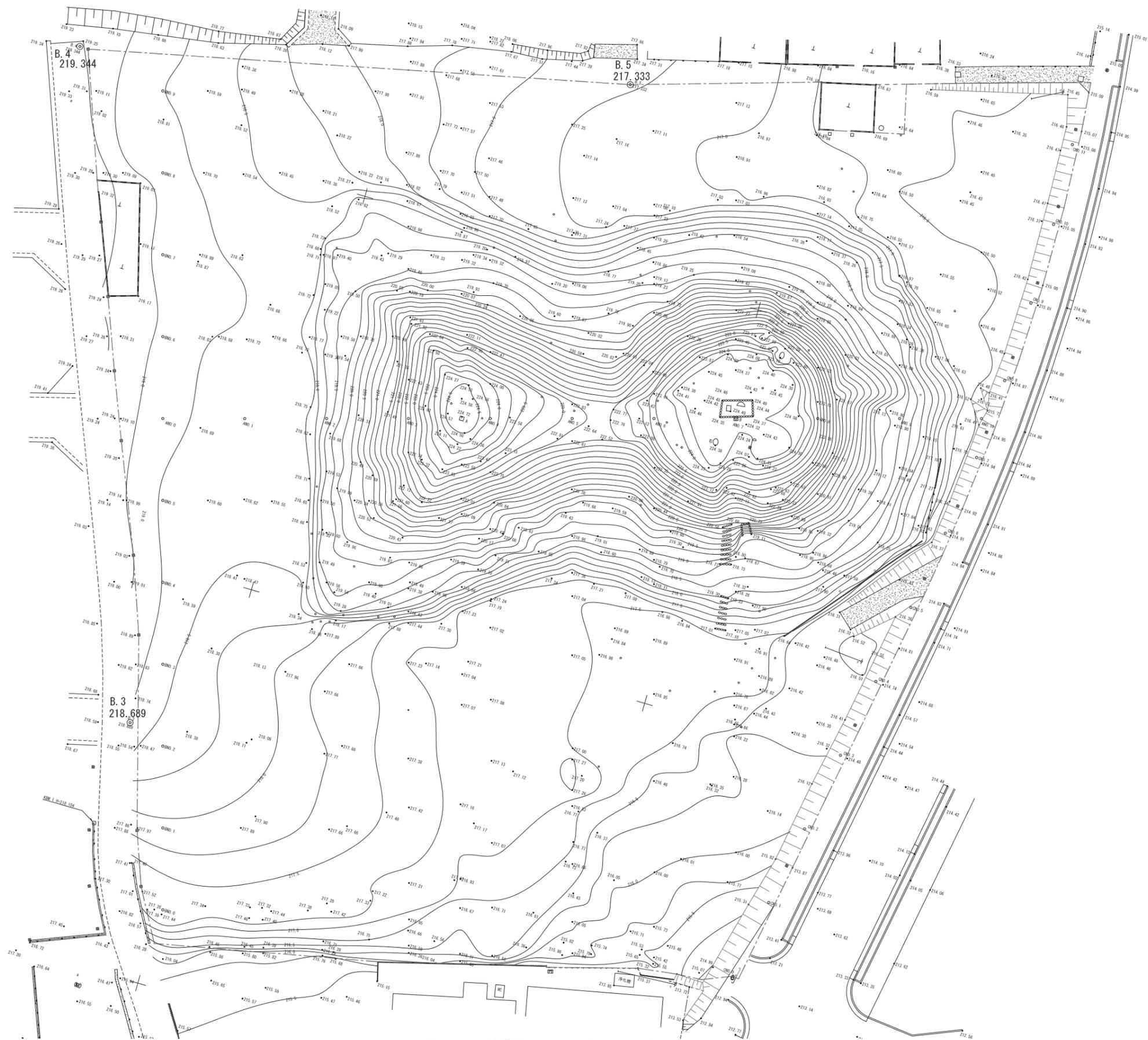


石室正面 石柱補修詳細図

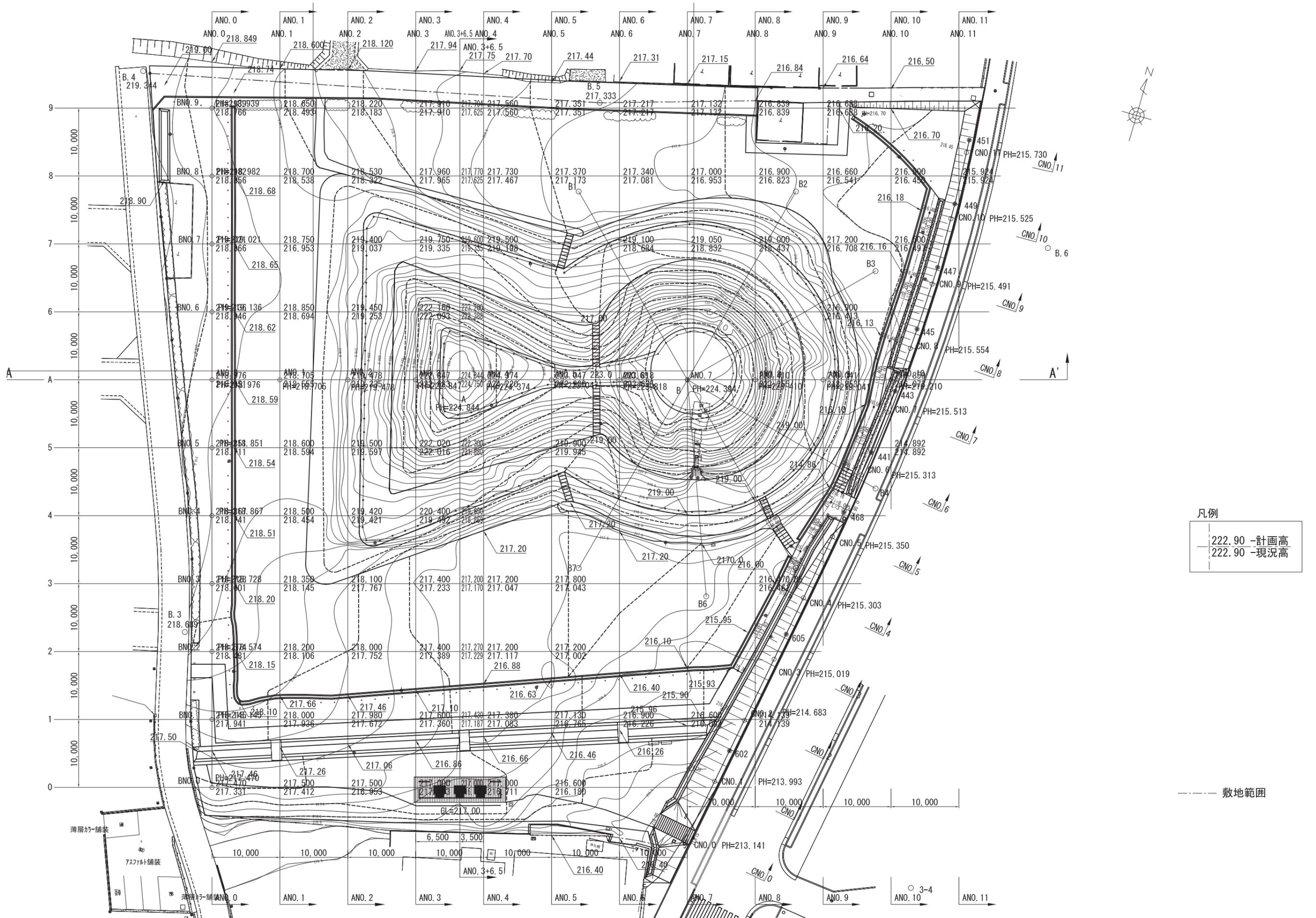


石室正面 扉設置立面図

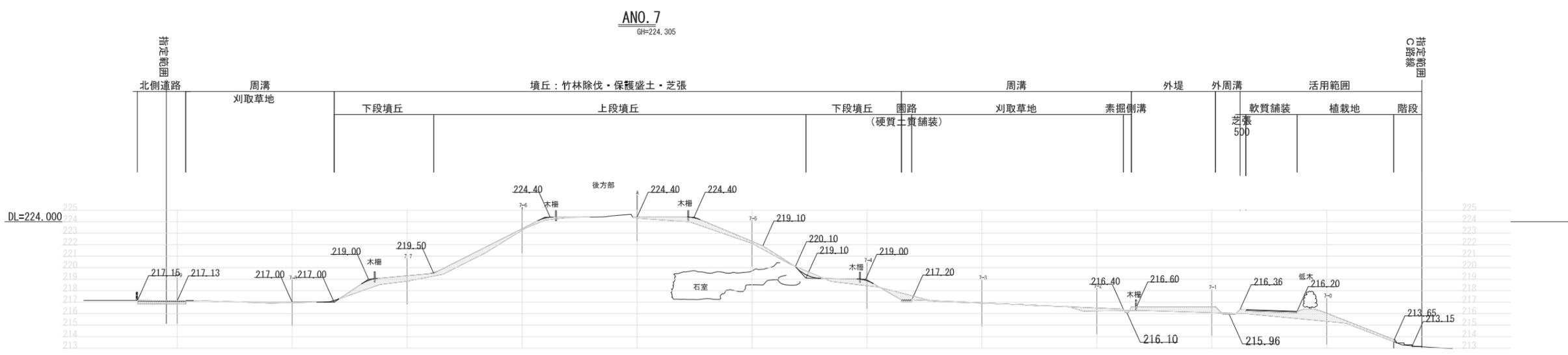
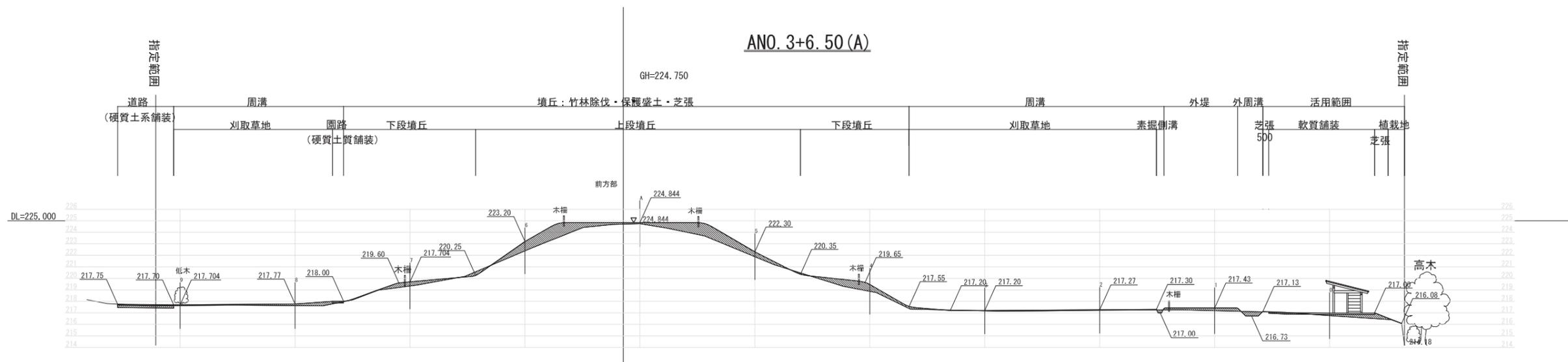
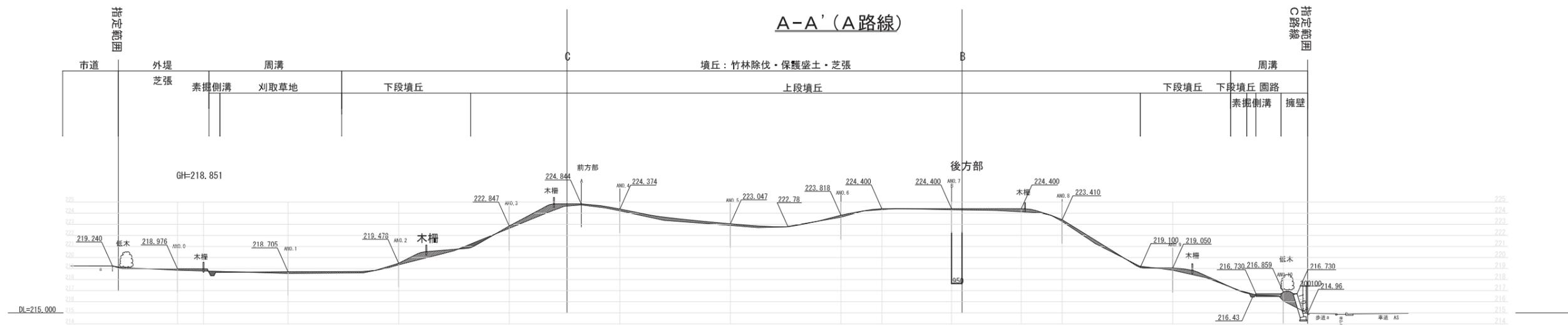
第22図 石室整備 詳細図 (S = 1/50)



第 23 図 整備前の現況図 (S = 1/500)



第 24 図 造成平面図 (S = 1/500)



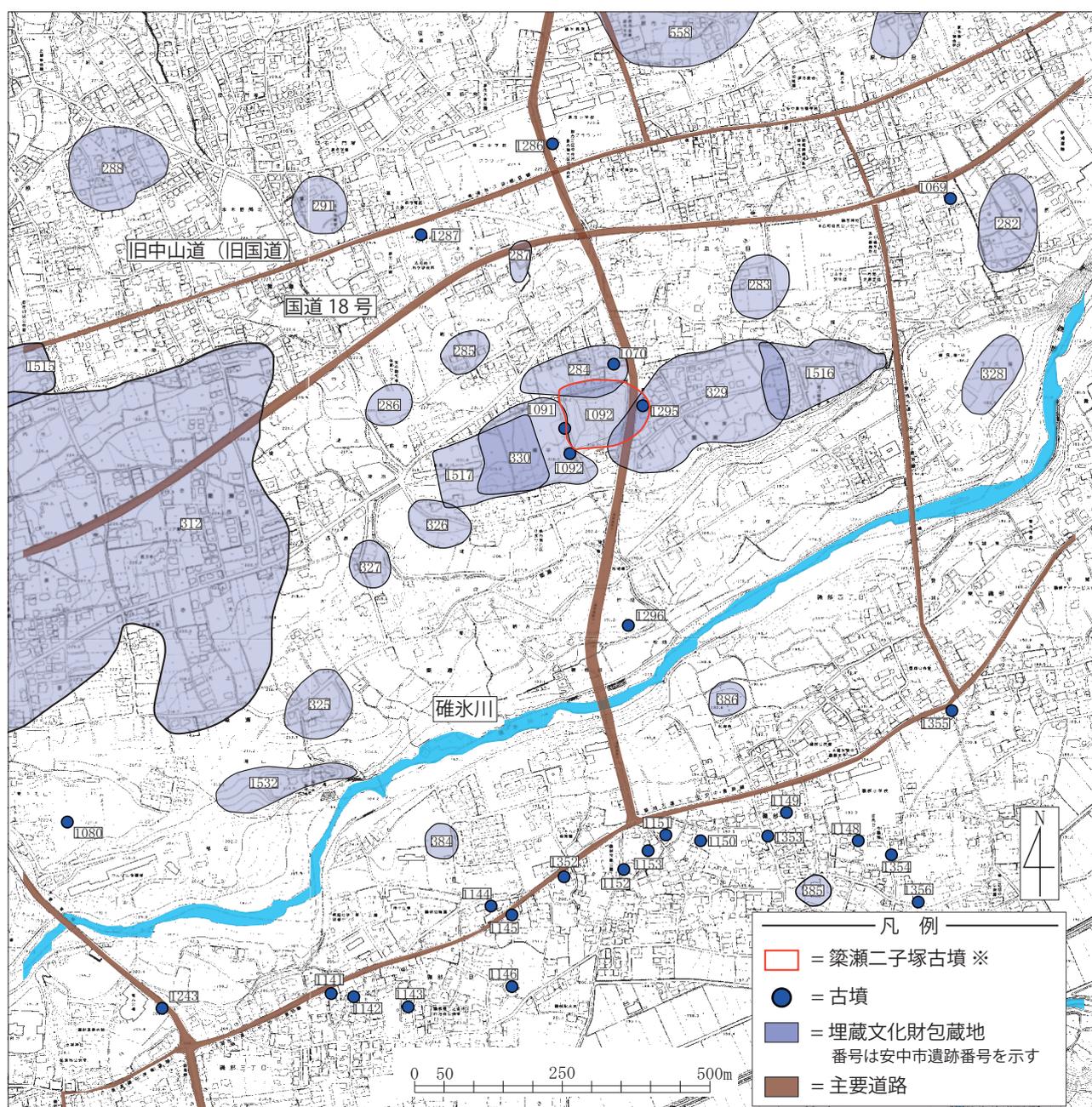
第 25 図 造成断面図 (S = 1/500)

(8) 関連法規

史跡築瀬二子塚古墳の指定地および周辺域に関する法規制は以下の通りである。

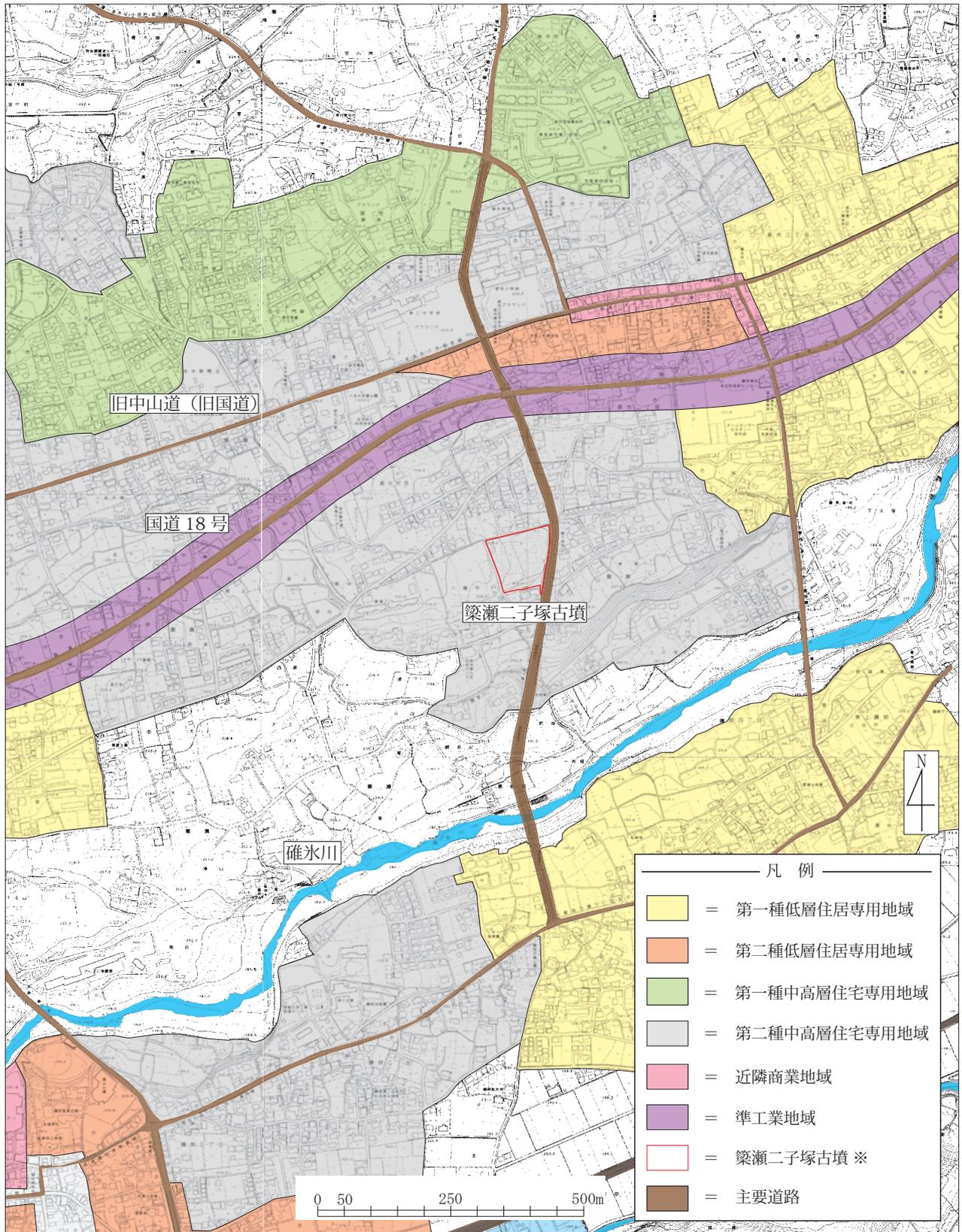
① 文化財保護法（第26図）

史跡に指定されている範囲は文化財保護法により保護の措置が図られている。また、史跡地及び史跡地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地があり、土工工事等の際には法93条による届出または法94条の通知が必要となる。



第26図 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地における築瀬二子塚古墳の範囲を示す。



第 27 図 史跡周辺の用途地域

※ 築瀬二子塚古墳の史跡指定地の範囲を示す。

② 都市計画法（第27図、第3表）

史跡地のエリアは、都市計画法に基づいて策定された安中市都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点に位置付けられている。このため当該地には用途地域が設定されており、特定用途の構造物の建築にあたっては、市への届け出が必要となる。

③ 屋外広告物法（第27図）

安中市では、屋外広告物法に基づく群馬県屋外広告物条例によって定められている。史跡地周辺は都市計画法の用途地域である第2種中高層住宅専用地域であるため、条例で定める屋外広告物の禁止地域に該当する。

④ 景観法（第4表）

安中市では景観法に基づく安中市景観計画を策定し、これに基づいて安中市景観条例を施行している。史跡地周辺は住宅地地区に指定されており、景観形成基準が設定されている。また、一定の基準を超える構造物を建築する際には市への届け出等が必要になる。

⑤ 道路法

指定地に隣接して市道が複数ある。路線の変更（法8条）や廃止（法10条）等については道路管理者等の責務として行われる。市道の管理は安中市土木課、街路に伴う植込みについては安中市都市整備課で行われている。

第3表 用途地域一覧と概要

区分	内容
1 第一種低層住宅専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域
2 第二種低層住宅専用地域	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
3 第一種中高層住宅専用地域	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
4 第二種中高層住宅専用地域	一定の便利施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
5 第一種住宅地域	大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域
6 第二種住宅地域	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
7 準住宅地域	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
8 田園住宅地域	農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域
9 近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
10 商業地域	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
11 準工業地域	環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便の増進を図る地域
12 工業地域	工業の利便の増進を図る地域
13 工業専用地域	主として工業の利便の増進を図る地域

※ 表の網掛けは第27図の網掛けに対応する。網掛けが無いものは本地域では見られない用途地域

第4表 安中市景観条例 届出対象行為

行為		届出の対象規模	
建築物※ 1・2	新築	(国道18号沿道地区、上信越自動車道沿道地区、西毛広域幹線道路沿道地区、旧中山道沿道地区) 全ての建築物 (都市計画区域外) 全ての建築物 (その他の区域)	
	改築、増築、移転	建築物の高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの	
	外観の模様替え又は色彩の変更		
工作物	新築、改築、増築、 移転、外観の模様替 え又は色彩の変更	さく、門、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの
		電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さと合計高さとする。)
		煙突、排気塔の類	
		高架水槽、冷却塔の類	
		鉄筋コンクリート造柱、金属製又は木製の柱の類	
		電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	
		彫刻、記念碑の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さと合計高さとする。)
		観覧車等の遊戯施設の類	
		アスファルトプラント等の類	
		自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類	
		石油等の貯蔵・処理施設	
		汚水処理施設等の類	
風力発電施設			
太陽光発電設備	地区内で行うもの全て※4		
屋外における物品の集積又は貯蔵		500㎡以上のもの※5	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土砂等の採取		面積が1,000㎡を超えるもの、又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更			
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更		高さ8m又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの	

- ※1 建築物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・改築又は増築に係る部分の床面積が10㎡以下のもの(工業専用地域においては該当する部分の建築面積が1,000㎡以下のもの)
 - ・外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡以下のもの
- ※2 建築物・工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・工事・イベント等に必要仮設の建築物・工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更
 - ・改築で外観の変更を伴わないもの
 - ・水面下における行為
- ※3 工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・建築物と一体となって設置されるものの新築で、高さ1.5m以下のもの
 - ・改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの
- ※4 住宅の屋根及び敷地に設置する10kw未満の太陽光発電設備は除きます
- ※5 見通すことが出来ない場所での集積又は貯蔵、期間が90日を超えないものを除きます

第3章 史跡 築瀬二子塚古墳の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

築瀬二子塚古墳を将来にわたって保存活用していくため、史跡の本質的価値とは何かを明確に認識し、広く共通理解とすることが重要となる。第2章における史跡の概要をまとめると以下のような史跡の本質的価値が提示できる。

史跡 築瀬二子塚古墳の本質的価値

- (1) 東日本最古級の横穴式石室を有する古墳
- (2) 古東山道を意識した選地
- (3) ヤマト王権や朝鮮半島とのつながりを示唆する副葬品
- (4) 護り伝えられてきた古墳

(1) 東日本最古級の横穴式石室を有する古墳

築瀬二子塚古墳は、明治12年(1879)に土地所有者によって実施された石室開口調査と、平成7年(1995)から9年(1997)に行われた安中市による発掘調査によって多くの遺物が出土した。これらの遺物から古墳の築造年代が考察され、5世紀末から6世紀初頭に造られた古墳であることが判明している。これにより、築瀬二子塚古墳は東日本で最古級の横穴式石室を有する前方後円墳として位置づけられた。

横穴式石室は6世紀初頭を前後する時期に畿内地域(現在の京都、奈良、大阪、兵庫の一部)の大王墓や首長墓に採用されると、6世紀代には新しい埋葬施設の形態として東日本の古墳にも広く採用されるようになる。

東日本で最古級の横穴式石室を有する築瀬二子塚古墳は、畿内地域から東日本へと新しい埋葬施設と葬送方式が広がっていく過程を示している。

(2) 古東山道を意識した選地

築瀬二子塚古墳の特徴でもある横穴式石室は6世紀初頭を前後する時期に畿内地域から美濃(岐阜、愛知の一部)、遠江(静岡県西部)、伊那谷(長野県南部)、上毛野(群馬県)などの地域に波及する。これらの地域はいずれも古代の東山道に属す地域であり、東山道の成立以前から古東山道ともいえるべきルートが存在していたことを示唆している。

こうした状況を踏まえて築瀬二子塚古墳の立地に着目すると、現在の国道18号や、現国道18号

の北側を並行して通る旧国道 18 号沿いに位置することがわかる。古東山道はこれらのルートとほぼ同じくするルートであったと想定されており、築瀬二子塚古墳は古東山道を意識して造られた可能性が高いと評価できる。

このことから、築瀬二子塚古墳の出現は、畿内地域の影響が古東山道を介して東日本へ伝わった事を示唆しており、新しい墓制の波及という大きな転換期に、この地が交通の要衝としてヤマト王権に重視されていたことを物語っている。

(3) ヤマト王権や朝鮮半島とのつながりを示唆する副葬品

築瀬二子塚古墳の副葬品にはねじ掘り環頭大刀やかんとうたち小札甲などの武具がある。これらはヤマト王権から地域社会へ配布される形で各地の古墳に副葬される。このことから築瀬二子塚古墳の被葬者がヤマト王権との関わりをもっていたことがわかる。

また、副葬品の中にはぎんそうさんれん銀層三連ガラス玉やすいしよくつきみみかさ垂飾付耳飾りなどの朝鮮半島由来の遺物も確認されており、築瀬二子塚古墳の被葬者が半島と直接もしくは間接的に関係をもっていたことが指摘されている。朝鮮半島由来のこれらの副葬品は北陸の古墳にも副葬されている事例が多く、築瀬二子塚古墳の被葬者が北陸経由のネットワークにも通じていたことが指摘されている。

このような副葬品の様相から、築瀬二子塚古墳の被葬者は畿内ヤマト王権だけでなく、日本海へと通じるネットワークをも保持していたことが示唆される。

(4) 護り伝えられてきた古墳

築瀬二子塚古墳は、古墳が造られてから現代にいたるまで大きな改変にさらされず、良好な状態を維持してきた。こうした背景には、明治 12 年（1879）に当時の土地所有者である小森谷家による石室開口調査を契機とした一連の古墳保護の流れがある。

明治 12 年の石室開口調査以後、調査によって出土した遺物は小森谷家によって桐の箱に保管され、古墳の墳頂には築瀬二子塚古墳の被葬者を祀る石の祠や石碑を建てて毎年祭祀を執り行うなど、出土遺物と古墳を大切に保護・管理してきた。また、この時の出土遺物や調査の記憶は、小森谷啓作によって『しょうこちよう尚古帳』や『いしんじつろくしょうおうちやばなし維新実録尚翁茶話』等の古文書に記載され代々伝えられてきた。

これらの成果は、小森谷家によって広く公開されており、明治 12 年から明治 31 年（1898）までの約 20 年間で県内外から 104 名の来訪者があったことが、小森谷家に伝わる『こふんさんかんにんめいしろうく古墳参観人名刺録』から読み取れる。このことは、築瀬二子塚古墳が古墳として広く認識されることにつながった。

これら一連の行為や成果を子孫に代々受け継いだことで、遺物や古墳の良好な状態が保たれ、現代まで継承されたといえる。したがって明治期における本事例は、築瀬二子塚古墳の歴史的価値を護り伝えた重要な本質的価値ととらえられ、現代においても遺跡保護の好例としてあげられる。

第2節 構成要素の特定（第28図、第29図、第5表）

本節では、第1節で明らかにした史跡の本質的価値を基に「史跡の本質的価値を構成する要素」、「史跡の本質的価値を構成する副次的な要素」、「その他の要素」を抽出する。「その他の要素」については「史跡の保護に有効な要素」、「史跡の活用に資する要素」、「史跡の本質的価値に関わらない要素」の3つに細分している。

上記要素を抽出するため「指定地内(A)」、「今後、保護を要する古墳範囲(B)」、「AまたはB以外(C)」の3つの地区区分を採用した。以下、地区区分ごとに抽出した要素について述べる。

(1) A：史跡指定地内

1. 本質的価値を構成する要素

指定地内における史跡の本質的価値を構成する要素として古墳の墳丘、葺石、石室（石室構築材および赤色塗彩）、周壕、周堤、外周溝などの遺構およびこれらの遺構から出土した遺物（明治12年の小森谷家による古墳調査で出土した遺物も含む）があげられる。

2. 本質的価値を構成する副次的な要素

指定地内における史跡の本質的価値を構成する副次的な要素として、土地所有者によって明治期に古墳後円部墳頂にたてられた神明社および布多古塚碑があげられる。また、本墳の西側周堤部分の発掘調査の際に見つかった八幡平遺跡K-3号墳（6世紀前半）の遺物・遺構もこれに該当する。史跡は交通の要衝に築造された古墳であるため、後円部墳頂から見た際の西に妙義山、東に高崎市街地を見通すことができる景観は、史跡の本質的価値を補完する景観として該当する。

3. その他の要素

1. 史跡の保護に有効な要素

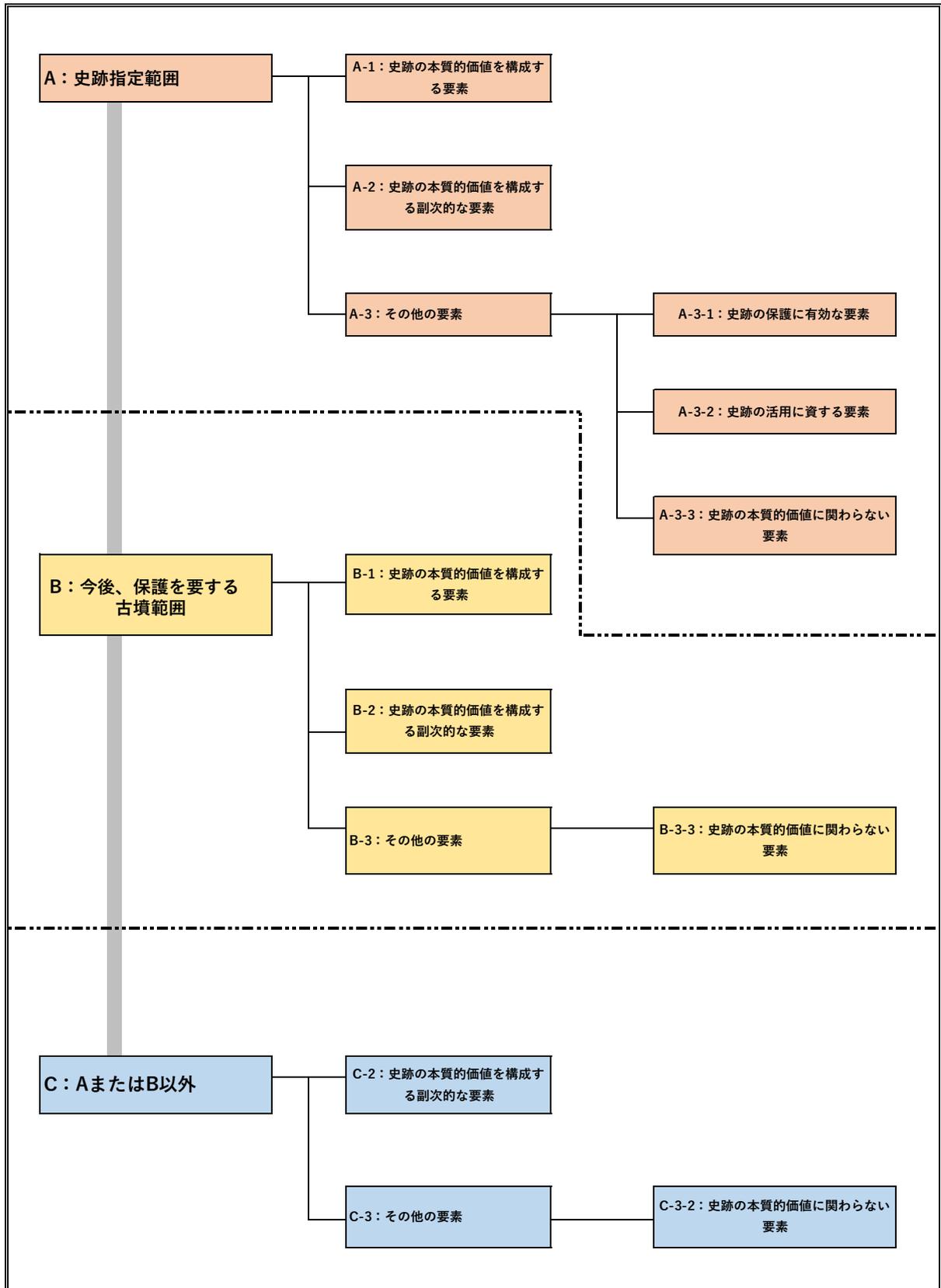
墳丘保護のための設備として墳丘の盛土、保護芝、南西出入口の車止、木柵、導線用ロープ、外周溝（排水路）、木橋、園路、擬木階段、東辺歩道側石積がある。また周壕、周堤、外周溝の設備として盛土、保護芝、グリーンプロテクタ、木橋、木柵があげられる。石室保護のための設備としては、温湿度計測器、変移観測センサー、石室羨門部管理扉、計測機器中継ボックス、石室羨道部レンガ積階段があげられる。

2. 史跡の活用に資する要素

史跡の価値を補完する設備として解説板（観測器中継ボックス）、名称標識、総合案内板（2か所）、四阿東側観測室（電気設備）、石室内設置のLED・リモートカメラがあげられる。

3. 史跡の本質的価値に関わらない要素

史跡の本質的価値に関わらない要素として、後円部墳頂部にある由来不明の石造物があげられる。この石造物は石造部の上面に加工したような痕跡が認められるため、人為的に墳頂部に置かれたと考えられるが、いつ、誰が、どのような目的で石造物を設置したのか記録は残っていない。



第 28 図 史跡の構成要素分類（第 5 表と対応）

(2) B：今後、保護を要する古墳範囲

1. 本質的価値を構成する要素

史跡の本質的価値を構成する要素として周壕、周堤、外周溝などの遺構と遺物があげられる。

2. 本質的価値を構成する副次的な要素

史跡に関連する遺跡として、本墳の南西部に所在する築瀬首塚古墳（6世紀後半）があげられる。

3. その他の要素

1. 史跡の保護に有効な要素

計画範囲 B に史跡の保護に有効な要素に該当するものはない。

2. 史跡の活用に資する要素

計画範囲 B に史跡の活用に資する要素に該当するものはない。

3. 史跡の本質的価値に関わらない要素

本質的価値に関わらない要素として、史跡地北側の墓地、計画範囲に隣接する北・西・東側の住宅、計画範囲に位置している北・西・東側の道路の埋設管があげられる。

(3) C：A または B 以外

1. 本質的価値を構成する要素

本質的価値を構成する本質的な価値を構成する要素に該当するものはない。

2. 本質的価値を構成する副次的な要素

明治 12 年（1879）に小森谷家によって行われた石室開口調査に関する記録（『維新実録尚翁茶話』、『尚古帖』、『古墳参観人名刺録』、二子塚古器収納桐箱（調査時に出土した遺物も含む））があげられる。

3. その他の要素

1. 史跡の保護に有効な要素

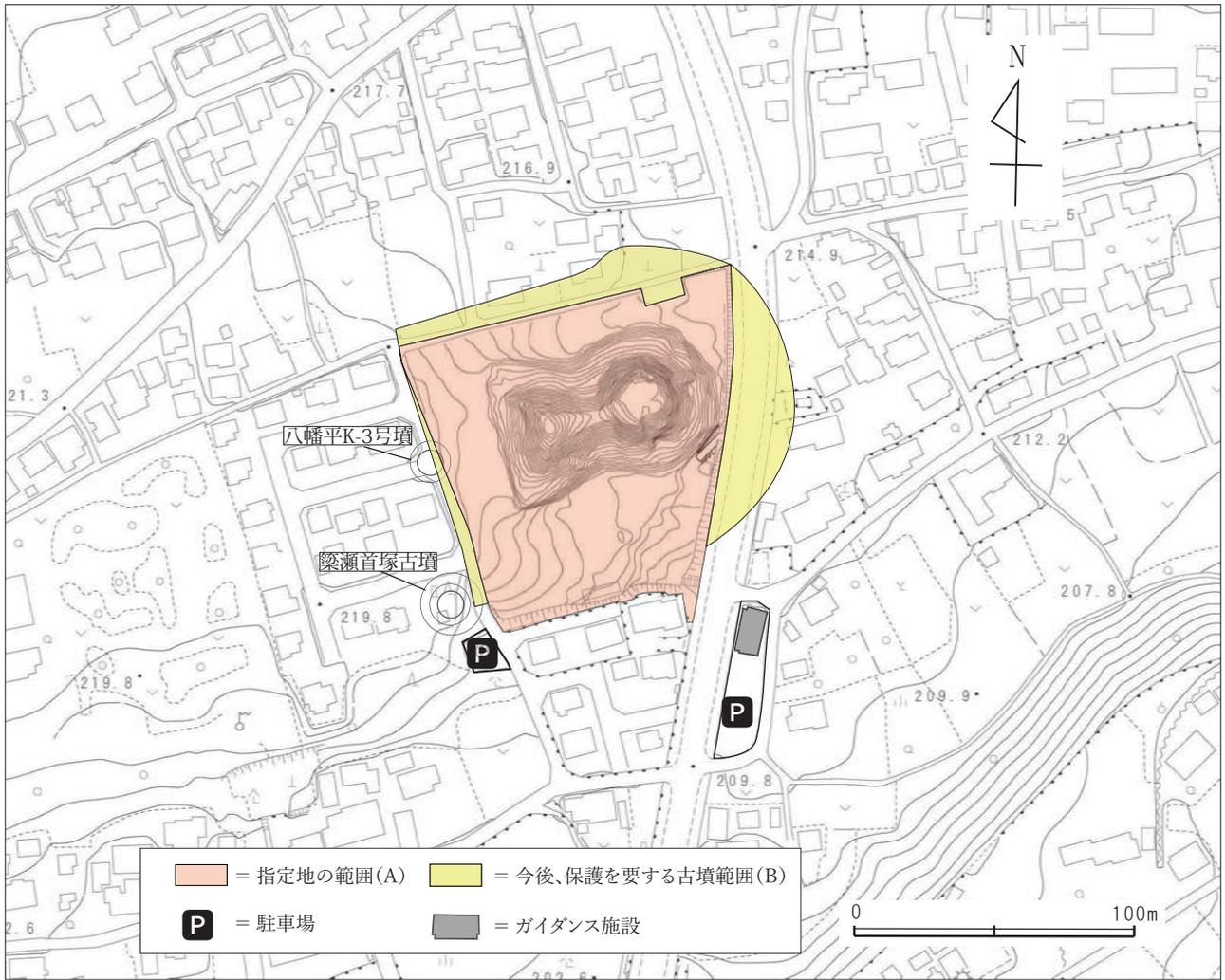
史跡の保護に有効な要素に該当するものはない。

2. 史跡の活用に資する要素

史跡の価値を補完する設備として、計画地外の東南に所在し、築瀬二子塚古墳に関連するパネル展示を行っているガイダンス施設があげられる。また、ガイダンス施設に併設されているトイレや駐車場などの便益施設もこれに該当する。

3. 史跡の本質的価値に関わらない要素

範囲外のことであるため、本要素に該当するものはない



第 29 図 史跡指定地と今後、保護を要する古墳範囲

第5表 史跡の構成要素

		その他の要素				
		史跡の保護に有効な要素	史跡の活用に関する要素	史跡の本質的価値に関わらない要素		
A 指定地内	A-1 本質的価値を構成する要素	A-2 本質的価値を構成する副次的な要素	A-3-1 史跡の保護に有効な要素	A-3-2 史跡の活用に関する要素	A-3-3 史跡の本質的価値に関わらない要素	
	B 今後、保護を要する古墳範囲	B-1 本質的価値を構成する要素	B-2 本質的価値を構成する副次的な要素	B-3-1 史跡の保護に有効な要素	B-3-2 史跡の活用に関する要素	B-3-3 史跡の本質的価値に関わらない要素
	C AまたはB以外	C-1 本質的価値を構成する要素	C-2 本質的価値を構成する副次的な要素	C-3-1 史跡の保護に有効な要素	C-3-2 史跡の活用に関する要素	C-3-3 史跡の本質的価値に関わらない要素

第4章 史跡の現状と課題

第1節 史跡の保存・活用・整備・運営体制に係る計画範囲

本計画の策定及び実施にあたって、以下のとおり計画範囲を設定する。計画範囲は「第3章 第2節 構成要素の特定」で提示した地区区分である「史跡指定地内 (A)」と「今後、保護を要する古墳範囲 (B)」を引き継ぎつつ、「史跡の景観保護の範囲 (C)」と「史跡の価値を補完する遺跡や施設等 (D)」を新たに設定した。D区については、史跡から離れた場所にあるが史跡の価値を補完する遺跡や施設等として点的なゾーンとして定めた。(第30図)。

なお、「第3章第2節 構成要素の特定」で提示した地区区分との対応関係と、D区に該当する遺跡や施設等は以下のとおりである。

A区 (史跡指定地内) 第30図中の赤い網掛け

現在、史跡地に指定されている範囲である。A区は史跡の構成要素「A-1」「A-2」「A-3-1~3」が該当する。

B区 (今後、保護を要する古墳範囲) 第30図中の黄色い網掛け

指定地外であるが、古墳の範囲に該当する。B区は史跡の構成要素「B-1」「B-2」「B-3-3」が該当する。

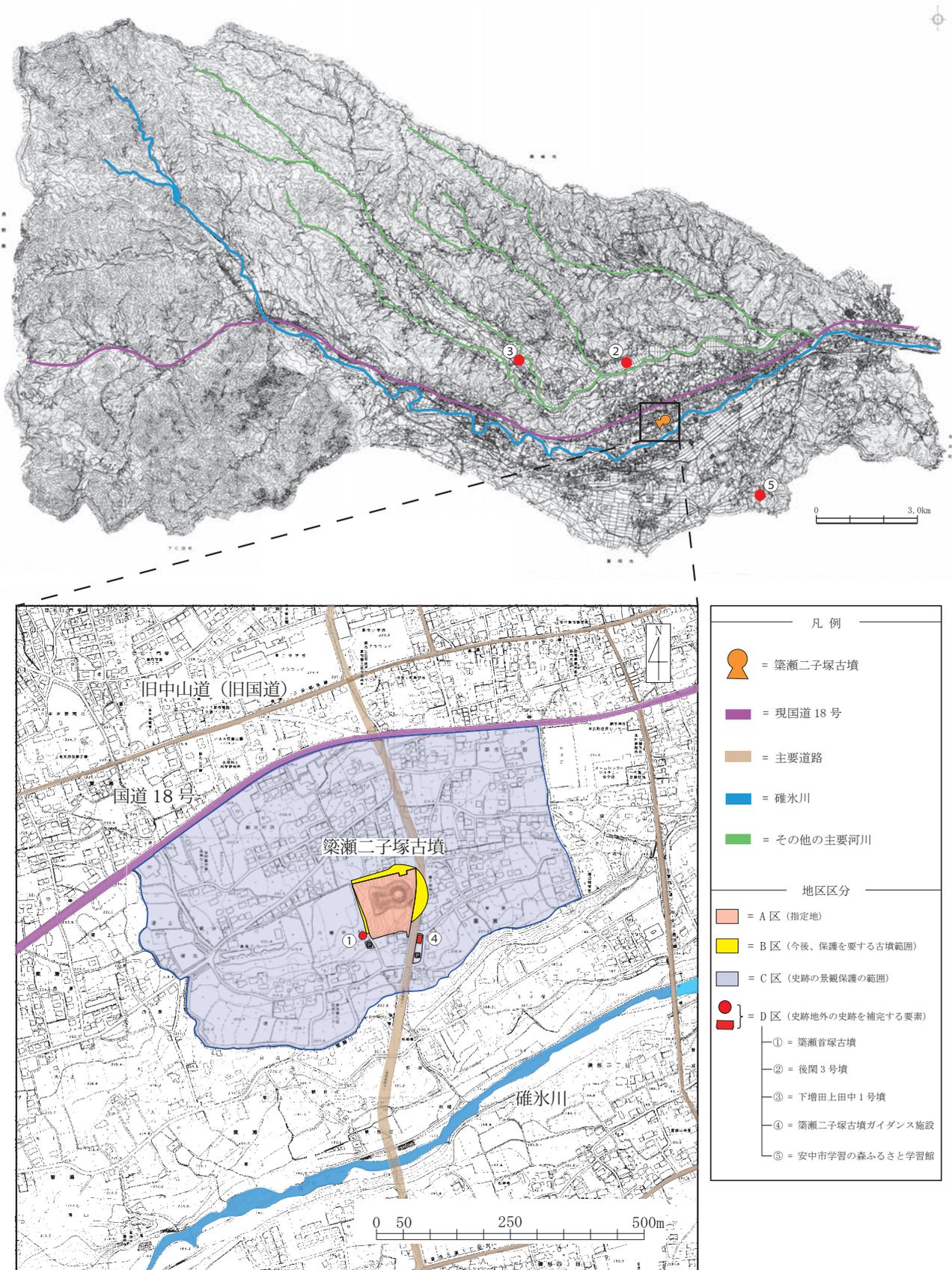
C区 (史跡の景観保護の範囲) 第30図中の青い網掛け

史跡地の本質的価値を補完する景観保全を推奨する範囲である。史跡の構成要素「C」の一部が該当する。

D区 (史跡地外に所在する史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等) 第30図

史跡の構成要素「C」の一部が該当する。上記以外の範囲で史跡の本質的価値を補完する遺跡等を示した範囲であり、次のものがあげられる。

- ・旧中山道及び国道18号
- ・碓氷川
- ・築瀬首塚古墳
- ・後閑3号墳
- ・下増田上田中1号墳
- ・ガイダンス施設
- ・学習の森ふるさと学習館



第30図 計画範囲A～D区 (詳細図：A～C区、広域図：D区)

第2節 計画範囲の現状と課題

(1) 保存管理

【A区】(史跡指定地内)

現状と課題 史跡指定地であるA区は指定地のすべてが公有地化されている。指定地内は日常的に清掃、伐採、除草等の管理を行っており、史跡の現状維持に努めている。また、平成23年(2011)から26年(2014)に史跡指定に先駆けて保存整備を実施しており、史跡指定地内はすべて整備が完了している。

整備完了から一定期間経過していることもあり、一部整備箇所の劣化が進行している。そのため、今後さらに劣化が進めば、遺構のき損や滅失につながる可能性がある。こうした箇所の補修や改修が今後の課題としてあげられる。以下、個別に示していく。

墳丘、周壕、周堤、外周溝の保全

○ 墳丘・周壕・周堤・外周溝(写真:39・40)

【現状】 築瀬二子塚古墳は平成26年に完了した保存整備事業の際、墳丘、周壕、周堤、外周溝に盛土による保護層確保の後、流土を防ぐための保護芝張りを行っている。

【課題】 保護層の流土防止のための保護芝は、部分的な消失および野生化が各所で散見しており、遺構面を傷める可能性が高まっている。また、墳丘東側中央の入口付近では、墳丘遺構面から隣接する道路へ降りる階段が設置されている関係から、一部法面に遺構が露出している。今後、この箇所からの流土により遺構の損失が予想される。これらの状況から保護芝の張替えや法面の保護方法の検討・実施が課題としてあげられる。

○ 木柵と麻ロープ(写真:41)

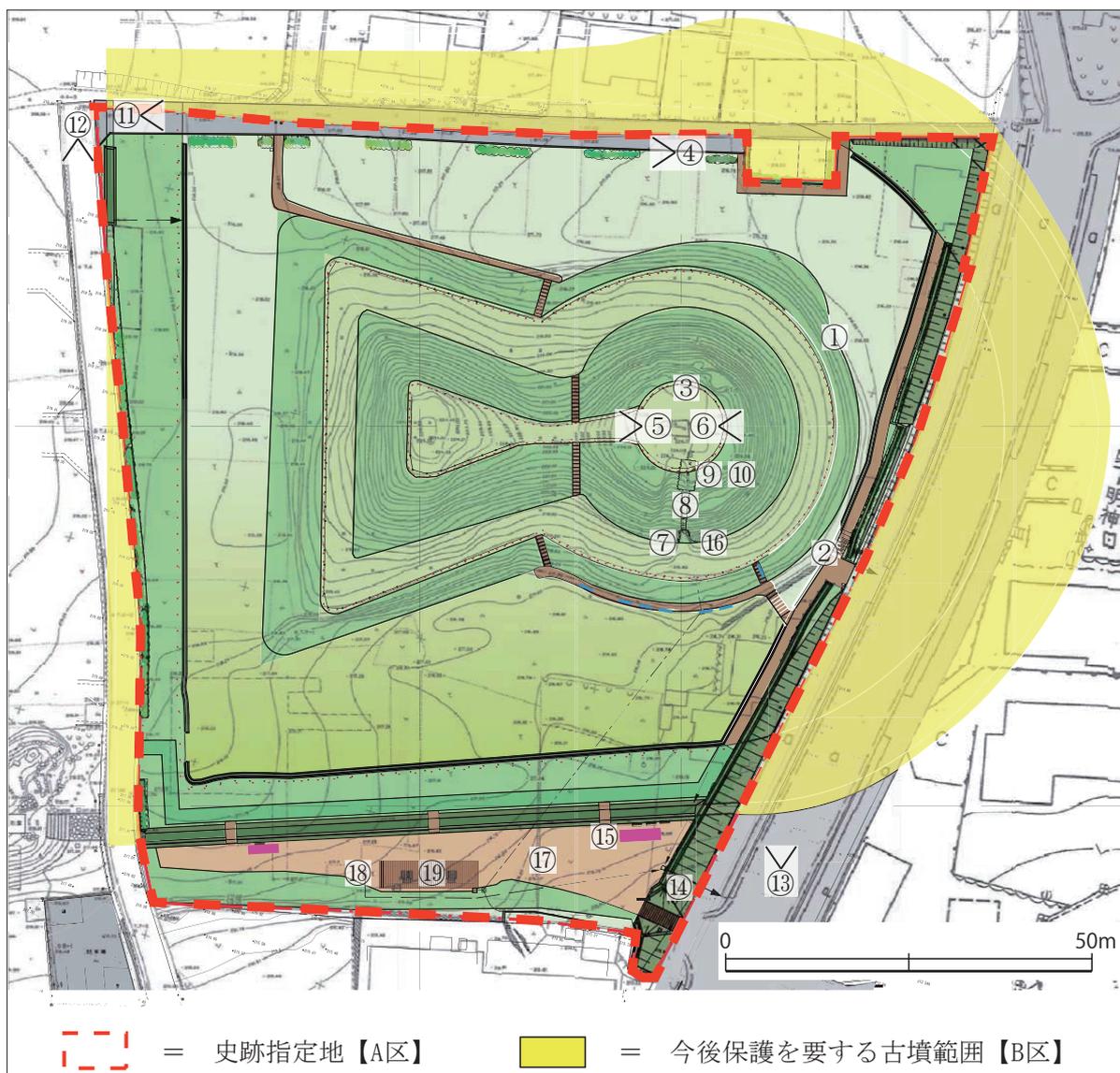
【現状】 史跡地内には墳丘上の人流を抑制するため、木柵及び麻ロープによる墳丘の立ち入りを制限している。これには古墳来訪者の導線確保の意図も含まれている。

【課題】 現状、麻ロープの劣化が著しく、各所でロープの切れが散見される。過去に一度、全面的なロープの張替えや補修を行ったが2～3年に一度の張り替えが必要になり、コストの面で非常に非効率な状況となっている。墳丘への立ち入りを抑制するためにも木柵とロープの撤去を行うことはできない。今後の墳丘の管理等を考慮して、麻ロープや木柵の材質の変更などの対策が求められる。

○ 史跡地北側の垣根とバリケード(写真:42)

【現状】 史跡地内は作業車両以外の一般車両の立ち入りを禁止している。史跡地北側は史跡地と隣接する市道の境界に植栽とU字溝等のバリケードが設けられており、史跡地の内外の境界を表現するとともに、一般車両の史跡地内への侵入を制限している。

【課題】 史跡地北側は一般住宅や市道と隣接しており、一般車両の史跡地内への進入が稀に目撃されている。現在、垣根やU字溝を設置しており一般車両の進入ができない形にしているが、生け垣を破って進入するケースもあり、わかりやすい進入禁止の表示等の対策が求められる。



※ 図中の番号は P.64、P.66、P.69、P.71、P.81 の写真と対応する

第31図 A区・B区の詳細図

○ 墳頂部からみた東西方向の景観（写真：43・44）

【現状】 史跡は街道沿いに造られた古墳として大きな意義をもつ。史跡の墳頂部から西方向を見ると妙義山と浅間山が、東方向を見ると関東平野の北縁である高崎市街地が見通せる。これらの景観は史跡が街道に面して造られた古墳であることを実感させる。

【課題】 現状、墳頂部からの景観を保護する条例等はない。そのため、高層建造物等が建てられた場合、これらの景観が損なう可能性がある。市関係部局との連携や市民への理解と協力を強化することで景観保全ができるような体制・仕組みづくりが課題としてあげられる。



写真：39 墳丘保護芝の状況（第31図-①）



写真：40 東側中央入口付近の法面（第31図-②）



写真：41 木柵ロープの切れ（第31図-③）



写真：42 史跡地北側の生垣・U字溝（第31図-④）



写真：43 墳頂部からみた西方向の景観（第31図-⑤）



写真：44 墳頂部からみた東方向の景観（第31図-⑥）

石室の保存・管理

○ 石室開口部（写真：45）

【現状】 現在、石室開口部管理扉の外側に見える石積みは発掘調査当時から崩れており、整備時に積み直したものである。また、現状の開口部は盛土がされており、実際の遺構面よりも80cm上がった状態である。

【課題】 開口部の積み直した石材の一部が外れるといった問題がある。また、石室開口部付近の墳丘盛土が雨などにより流出し、開口部付近の土が痩せてきてしまう問題も発生している。現在、石室開口部の石積み部分に保護ネットを張り、石積み部分の昇降禁止のための表示をしているが、盛土の流出を抑制する対策は行っていない。今後の対策が求められる。

また、石室開口部の盛土については、実際の遺構面よりもだいぶ盛られており、往時の開口部の状態とは異なる。さらに、盛土によって開口部が極端に狭くなっており、石室内に立ち入る際に頭をぶつけるなどの危険性がある。今後の石室の活用方法にもよるが、現状の石室整備状況が妥当なものか、検討していく必要がある。

○ 羨道部（写真：46、第32図）

【現状】 管理扉によって常時閉じられている石室内の羨道部は、開口部と同じく実際の遺構面よりもかさ上げが行われている。

【課題】 羨道部は石室内部の湿度100%の環境と管理扉ののぞき窓から差し込む光によって、コケやシダ系の植物が繁茂してしまっている。今後、これらの植物が石室内部の赤色顔料にも影響を及ぼす可能性も考えられるため、石室内環境の改善や管理扉のあり方を検討していく必要がある。

羨道部のかさ上げに関しても開口部と同じく、今後の石室の活用方法に応じて、現状の羨道部の整備が妥当であるか検討する必要がある。

○ 玄室（写真：47・48、第32・33・34図）

【現状】 史跡の横穴式石室の玄室壁面には赤色顔料（ベンガラ）が一面に塗布されており、現在でも明瞭に赤色顔料が遺存している。こうしたことから、過去の整備時に玄室内の環境を測定するための温湿度計や石室構築材のズレを計測するための変異センサーが設置されており、玄室内の人の立ち入りは原則禁止している。

現在までの観測データを分析すると温湿度については、四季による温度変化はあるものの18℃前後を通年で保っている。

湿度に関しては、四季に限らず通年を通して100%の状態であり、玄室内の壁面には結露が確認できる。

変移センサーのデータについては、石室構築石材に大きなズレが生じた記録はみられない。このように玄室内は外気に影響を受けにくい安定状態を維持しているといえる。

【課題】 石室内の環境データから玄室内が安定した状態ではあるが、湿度100%の環境において発生している結露が玄室壁面の赤色顔料に悪影響を与える可能性がある。

また、現在は玄室内の人の立ち入りを禁止しているが、今後、もし石室内の見学が可能になった場合には玄室内に設置されている計測機器が見学に際し大きな障害となる。築瀬

二子塚古墳の石室は史跡の本質的価値に直結する部分でもあり、石室を保護したうえでの効果的な活用方法が求められる。石室の活用方法を検討するうえでも、玄室内の赤色顔料の保存方法や計測機器の取扱いについての対応が課題として提示できる。



写真：45 石室開口部の現状（第31図-⑦）



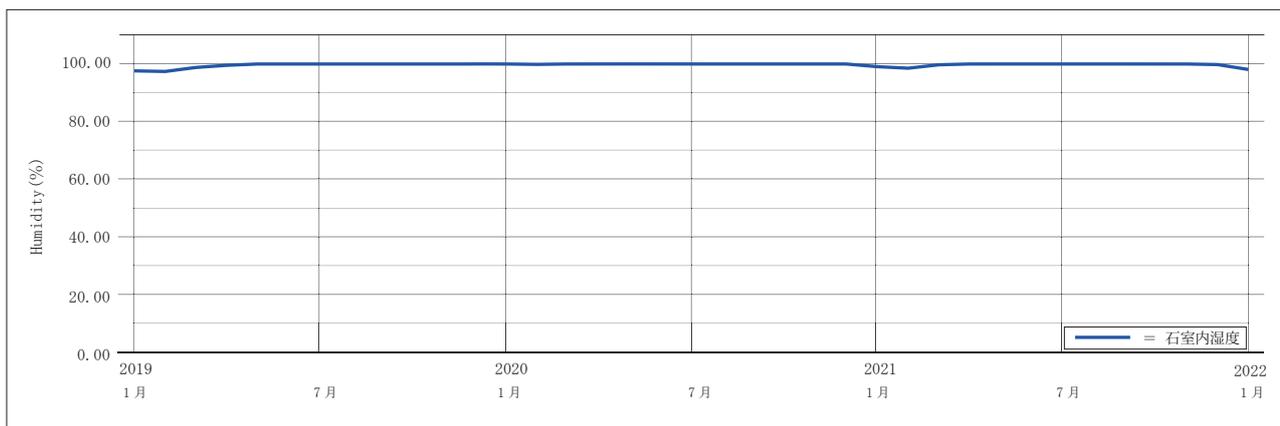
写真：46 開口部から見た石室内（第31図-⑧）



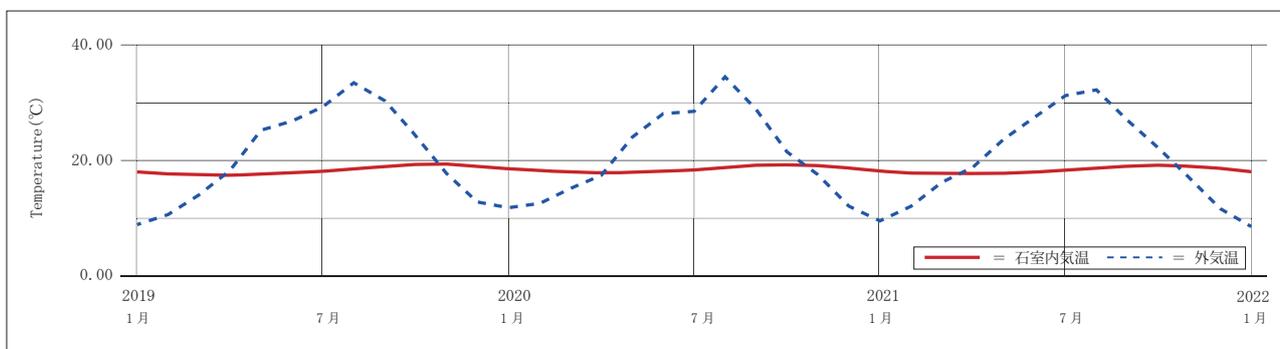
写真：47 石室玄室内の状況：計測機器設置前
（第31図-⑨）



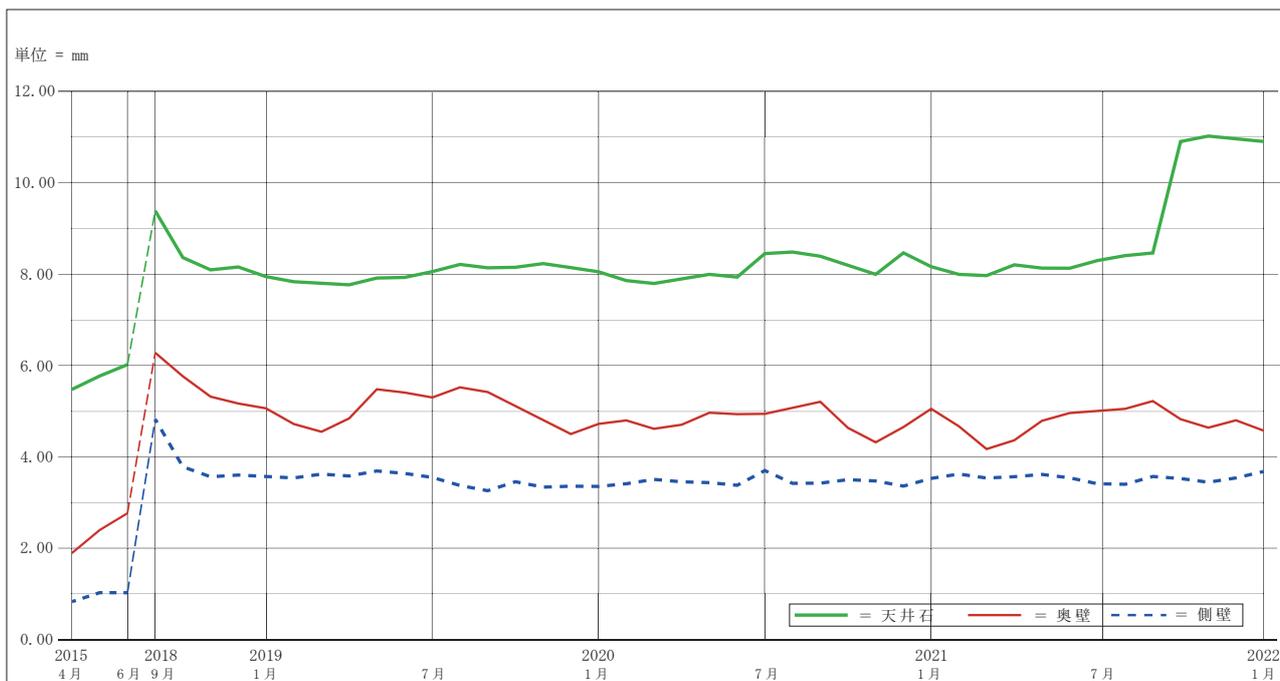
写真：48 玄室内の計測機器設置状況
（第31図-⑩）



第 32 図 石室内の湿度変化 (月平均)



第 33 図 石室内の温度変化 (月平均)



第 34 図 石室構築石材の変異 (月平均)

【B 区】（今後、保護を要する古墳範囲）

現状と課題 今後保護を要する範囲として、史跡指定地の北・西・東側の周壕、周堤、外周溝部分があげられる。平成7（1995）から16年（2004）に断続的に実施した発掘調査によって、古墳範囲は判明しており、この時の成果に基づいて今後保護を要する範囲を定めている。史跡地北・東・西側の市道以外は公有地が進んでおらず、その多くが私有地となっている。以下、個別に詳細を記す。

範囲内の追加指定と公有地化

○ 史跡指定地北側（写真：49）

【現状】 北側を東西に走る市道の半分が史跡指定されている。過去の発掘調査により北側市道を超えた宅地まで外周溝が及ぶことが判明している。

【課題】 今後、市道部分の未指定地の追加指定および宅地となっている私有地の公有地と追加指定を行っていかなくてはならない。

○ 史跡指定地西側（写真：50）

【現状】 史跡地北西側には古墳の周堤及び外周溝が廻っている。このうち北西側と南西側は指定地に含まれていない。南西付近は市道にあたり公有地化済みの場所である。

【課題】 市道となっている公有地部分については、追加指定を行っていかなくてはならない。北西部分の私有地についても、追加指定と公有地化が課題としてあげられる。

○ 史跡指定地東側（写真：51）

【現状】 史跡地東側は、市道が南北に走っている。この大部分が古墳の範囲となるが、一部、市道を超えた箇所にも古墳の範囲が及ぶことが発掘調査から判明している。

【課題】 市道部分の追加指定、私有地部分の追加指定と公有地化が課題としてあげられる。



写真：49 史跡地北側の市道（第31図-⑪）



写真：50 史跡地西側の市道（第31図-⑫）

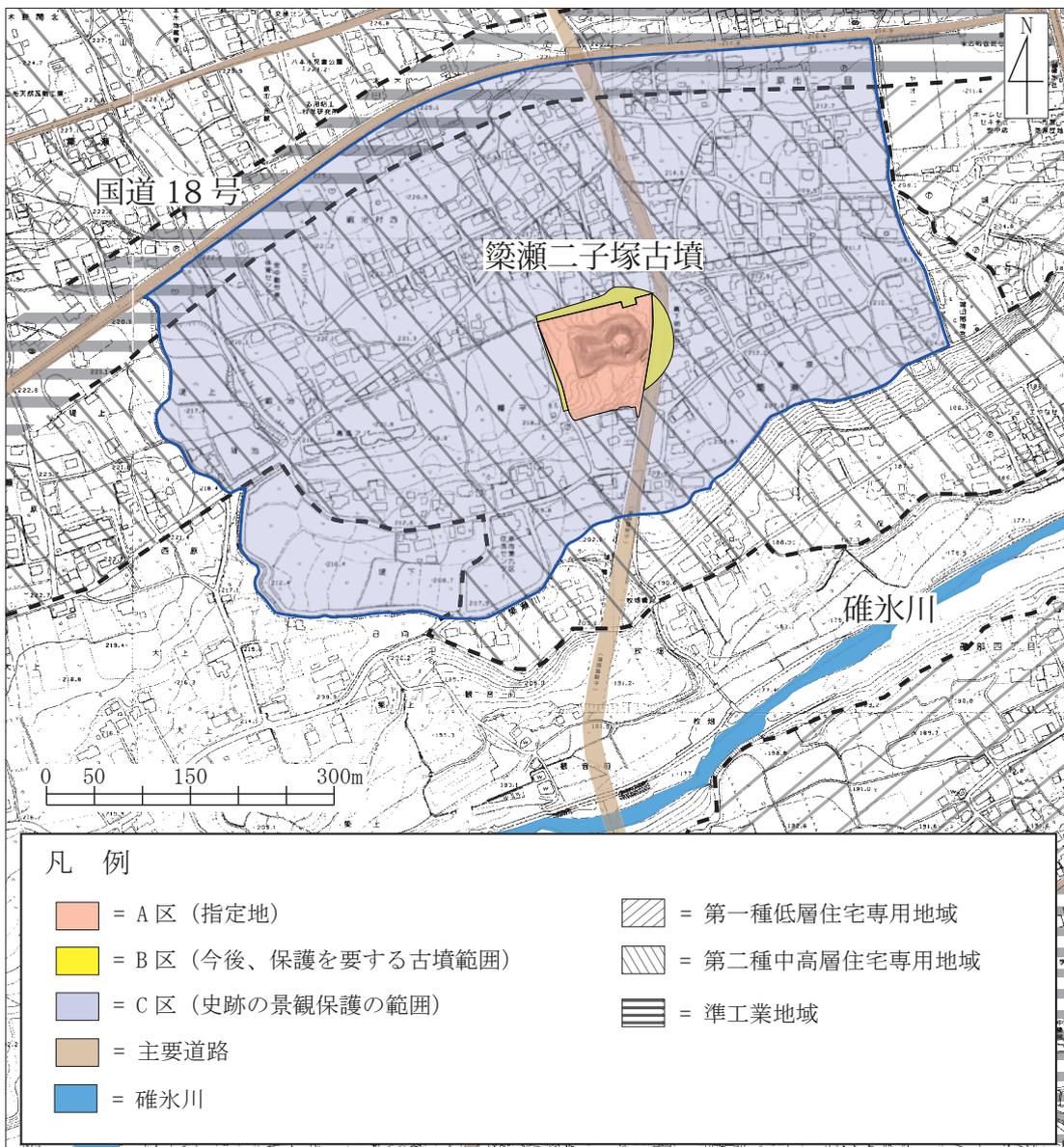


写真：51 史跡地東側の市道（第31図-⑬）

【C区】（史跡の景観保護の範囲）

【現状】 A区・B区に該当しない範囲で、史跡の景観保全をする範囲となる。史跡は交通の要衝に造られた古墳として重要な意味がある。そのため、国道18号から史跡までの範囲は史跡の本質的価値を補完するエリアとしても重要である。現在このエリアは宅地化が進行しており、都市計画における用途地域や安中市景観条例で建造物の新築・改築・増築にあたっては一定の制限がかけられる地域となっている。

【課題】 C区の大部分は第二種中高層住宅専用地域に該当している。この用途地域の建造物の建築に際しては一定の制限がかけられているものの、条件を満たせば中高層マンション等を建てるのが可能となる。その場合、史跡の本質的価値を補完する景観を阻害する可能性がある。そのため、市の関係部局と連携を強化し、景観を著しく阻害する建築物等をコントロールする方法を検討していくことが課題としてあげられる。



第35図 計画範囲と用途地域

【D 区】（史跡地外に所在する史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等）

現状と課題 D区に該当する個々の要素については個別に保存が検討されているものが多く、本来は史跡と一体的に扱われるべき要素としてあげられる。史跡との関連を意識したうえでの保存・活用の検討が課題としてあげられる。

史跡に関連する重要遺跡等

○旧中山道及び国道18号（写真：52・53）

【現状】 安中市を東西に通過していた古代の東山道は、中世も利用され続け、中山道として整備される。現在では、その一部が旧国道18号線に姿を変えているが、県指定史跡五料の茶屋本陣や旧中山道沿いに所在する安中・原市のスギ並木等、当時の趣を残している。

史跡の本質的価値(2)で述べた通り、築瀬二子塚古墳は街道を意識して選地されており、当時の街道をトレースする国道18号や旧中山道は、史跡の価値を補完する重要要素となる。

【課題】 現在、旧中山道沿いに所在する個別の文化財や文化的景観については、交通の要衝としての安中市を象徴する景観として、文化財保護法や安中市景観計画等で保護の対象となっている。しかし、あくまで中世以降に残された景観を前提にしているため、今後、史跡が築造された古墳時代も念頭においた街道・国道付近の景観保護を検討していかなければならない。

○碓氷川（写真：54）

【現状】 碓氷川は市域中央部を西から東へ流れる。碓氷川の川床には大中小の礫が豊富に存在しており、200m北側に築瀬二子塚古墳が立地する。築瀬二子塚古墳の初期横穴式石室には川原石が多く使用されており、碓氷川から石材を確保したものと推定される。また、碓氷川の左岸は築瀬二子塚古墳が築造されるまで古墳の造墓地として利用されてこなかった。そのため、碓氷川は史跡の理解を深めるための重要要素となる。

【課題】 今後、碓氷川と築瀬二子塚古墳の関係性を表示する仕組みや河川と古墳の景観保護を検討していくことが求められる。

○築瀬首塚古墳（写真：55）

【現状】 築瀬首塚古墳は史跡の南西側周堤に一部かかる形で築造された円墳である。平成8年（1996）には発掘調査が実施され、6世紀後半頃の築造であることが判明している。築瀬二子塚古墳と近接しており、築造時期も築瀬二子塚古墳と近い。そのため、築瀬二子塚古墳の被葬者との関係が想定される古墳である。

【課題】 現在、古墳の上には万霊堂というお堂が建てられており、お堂の中には首塚が祀られている。この首塚とお堂は安中市指定史跡に指定されている。一方で古墳部分は指定地に含まれていないため、史跡を補完する古墳の1基として、古墳の保護方法の検討が課題としてあげられる。



写真：52 国道18号（東方向へ向けて撮影）



写真：53 国道18号（西方向へ向けて撮影）



写真：54 碓氷川（東方向へ向けて撮影）



写真：55 築瀬首塚古墳



写真：56 後閑3号墳（整備後の状況）



写真：57 下増田上田中1号墳（現況）

○ 後閑 3 号墳（写真：56）

【現状】 史跡より北に約 2km、碓氷川の北側を流れる九十九川沿い（下後閑）に所在する円墳である。史跡とほぼ同時期である 6 世紀初頭の築造で、初期の横穴式石室を持つ。石室の構築方法が史跡と共通していることが指摘されており、築瀬二子塚古墳の被葬者と密接な関係があったことが想定されている。これらの評価を受け、平成 30 年（2018）8 月 28 日には県指定史跡に指定されている。

【課題】 墳丘の復元整備が行われ、解説板が設置されている。県指定史跡として、史跡との関係性を強調するような保存と活用の検討が求められる。

○ 下増田上田中 1 号墳（写真：57）

【現状】 史跡より北西に約 4km、九十九川沿い（下増田）に所在する。史跡と同時期の 6 世紀初頭に築造された円墳であり、初期横穴式石室を有する。石室は後閑 3 号墳と酷似しており、史跡の横穴式石室の構築技法とも共通することが指摘されている。後閑 3 号墳と同じく築瀬二子塚古墳の被葬者の関連があると評価されており、平成 30 年 8 月 28 日に県指定史跡に指定されている。

平成 8 年（1996）の発掘調査時点で墳丘部から石室上部まで削平されていた。その後、残存していた遺構部分は保護層を確保したうえで保存となった。

【課題】 現在の下増田上田中 1 号墳は墳丘の復元等を行われておらず、現地には解説板が設置されている。今後、県指定史跡としての、史跡との関連を強調するような保存と活用の検討が求められる。

(2) 活用

現状と課題 史跡に関連した活用は築瀬二子塚古墳ガイダンス施設や安中市学習の森ふるさと学習館等の展示施設や現地説明会、出前講座、学校教育との連携等、現在まで幅広いイベント等を行ってきた。

一方で、こうした史跡への理解を深める機会は決して多くなく、市民団体や学校教育機関との連携も十分とは言えない。そのため、関係機関や団体との連携強化および活用事業のさらなる充実が課題としてあげられる。以下、個別に現状と課題を示す。

○ 築瀬二子塚古墳ガイダンス施設（写真：58・59）

【現状】 史跡地の東南に建てられた史跡を補完するガイダンス施設である。ガイダンス施設は駐車場が併設されており、これが史跡の来訪者の駐車場にもなっている。ガイダンス棟の駐車場は、12台収容可能である。史跡地の西側の築瀬首塚古墳の駐車スペースも4台収容でき、ガイダンス棟の駐車場と合わせると最大で16台が駐車できる。

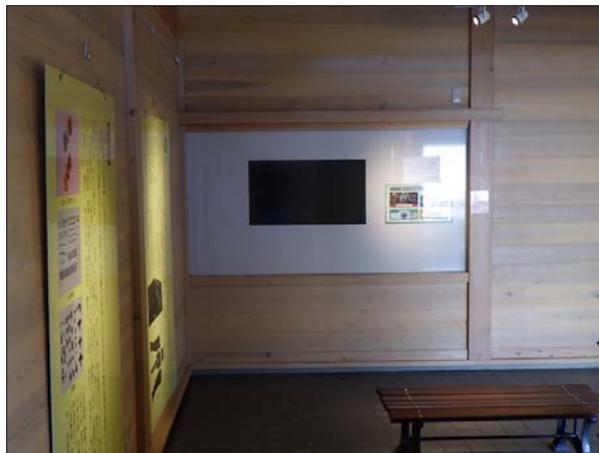
ガイダンス施設内にはパネル展示室が併設されており、築瀬二子塚古墳の発掘調査時の写真や整備に至るまでの歴史等が解説されている。パネル展示室では映像展示も行われており、築瀬二子塚古墳の副葬品や3D復元した石室映像を見ることができる。映像展示は石室内に立ち入れない古墳来訪者に、石室内の様子を見てもらう機会を提供している。

【課題】 来訪者用の駐車場は大型バスなどの車を停めるスペースがなく、団体客の対応が困難な状況となっている。また、築瀬首塚古墳の駐車場については、奥まった場所にありほとんど利用されることがない。今後、駐車場案内板の設置等を検討していく。また、団体での見学を見越した、対応方法等も検討していく必要がある。

築瀬二子塚古墳ガイダンス施設で展示されているパネルの内容は、史跡指定前の整備時に設置されたものであるため、今後、定期的に展示構成を更新していく必要がある。



写真：58 ガイダンス施設（パネル展示）



写真：59 ガイダンス施設（映像展示モニター）

○ 学習の森ふるさと学習館（写真：60・61、第36図）

【現状】 学習の森ふるさと学習館は安中市の通史的な歴史を学べる博物館である。博物館の常設展示の一角に築瀬二子塚古墳の出土遺物や副葬品が展示されている。築瀬二子塚古墳ガイダンス施設は管理人が常駐でないため、盗難防止の観点から史跡の遺物を展示することができない。そのため、史跡の関連遺物を直接見学できる場所は本館のみとなっている。学習の森ふるさと学習館では、過去には築瀬二子塚古墳をテーマとした企画展も開催しており、史跡を補完する重要施設となる。

【課題】 本施設の課題としては、史跡から車で約30分と距離的に遠いことがあげられる。直接両施設を行き来する公共交通機関もないため、自家用車で訪れた見学者以外では史跡と遺物の両施設を見学するということが難しい状況となっている。現状、築瀬二子塚古墳ガイダンス施設の映像展示で出土遺物の写真を流すことで対応を行っている。今後、史跡と出土遺物の展示方法について検討を行っていく必要がある。



写真：60 学習の森ふるさと学習館



写真：61 常設展示



第36図 学習の森ふるさと学習館と史跡の案内図

○ 史跡に関連した講座、イベント、企画展示（写真：62～68）

【現状】 安中市では築瀬二子塚古墳を主題とした主催講座や出前講座を実施し、地域の人に広く史跡の価値を学ぶ機会を設けている。また、学習の森ふるさと学習館では平成28年(2016)に築瀬二子塚古墳をテーマとした企画展を実施しており、10月から1月までの会期満了までに3,000人以上の方が来館した。

毎年恒例のイベントとしては、史跡指定となった10月に前後して開催する史跡の現地説明会がある。この時、普段は閉鎖している石室管理扉を開放し、開口部から内部を覗くことができるようにしている。令和元年度に行われた現地説明会では200名以上の参加があった。

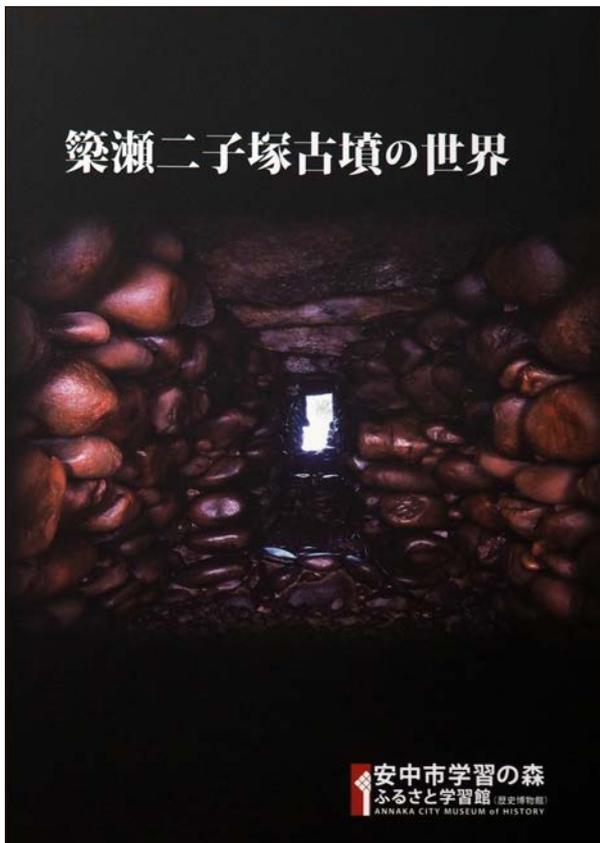
学校教育との連携では、史跡地の近隣にある原市小学校の校外学習にあわせて見学に訪れた小学生を対象に、職員による現地説明を行った。史跡地で現地説明を行うことで、身近な史跡の重要性を知ってもらうと同時に、地元への郷土愛を育む取り組みとなった。

【課題】 現地説明会や企画展、主催講座では市内・県内にとどまらず県外からも参加者があり、県内外に史跡の価値を広く周知する機会となっている。史跡の価値を周知するためにもこうした機会を増やしていくことが課題としてあげられる。

また、出前講座の実施や学校教育との連携は史跡に対する地元住民の理解を深める機会となっている。今後、市民や学校教育と連携を図り、史跡への理解を深めるような内容のものを企画していく必要がある。



写真：62 市民連続講座「安中学」 講演風景
(平成30年撮影)



写真：63 企画展示図録（表紙）



写真：64 企画展示ポスター



写真：65 築瀬二子塚古墳
オープニングセレモニー（平成27年撮影）



写真：66 現地説明会風景
（平成30年撮影）

○ 史跡に関連した遺跡等を利用したイベント

【現状】 D区とした中の要素で国道18号、碓氷川、築瀬首塚古墳、後閑3号墳、下増田上田中1号墳は、史跡の本質的価値を補完する重要な要素となる。これらは史跡と一体的に理解されるべきもので、築瀬二子塚古墳ガイダンス施設や安中市学習の森ふるさと学習館の展示や個別の古墳の解説板では、史跡との関連が示唆されている。

【課題】 国道18号、碓氷川、築瀬首塚古墳、後閑3号墳、下増田上田中1号墳が史跡と密接に関連することの認知度は決して高くない。そのため、史跡と一体でこれらの要素が理解できるようなイベントなどを企画していく必要がある。



写真：67 現地説明会風景（令和元年撮影）



写真：68 小学生への現地説明（令和4年撮影）

(3) 整備

【A 区】(史跡指定地内)

現状と課題 平成26年(2014)までの整備事業により史跡地全体が整備済みであるが、(1)保存管理でも述べたように、一部箇所については、保存・活用を見越した場合不十分な箇所があるため、今後、補修・改修または整備が必要になる。ここでは、(1)保存管理で取り上げた以外の個々の整備必要箇所について述べていく。

史跡の理解をうながす施設・設備

○ 史跡名称看板(写真:69)

【現状】 史跡名称看板は史跡東側の市道に面した南側入り口の法面に設置されている。安中市指定史跡であった頃の名称看板を再利用して現在でも使用している。

【課題】 もともとの看板を再利用したものであるため、今後名称看板の付け替えを行うか検討していく必要がある。また、史跡地内への進入口は名称看板が設置されている東南入口の他、東側中央、北西、南西の3箇所存在する。特に北西と南西側からの来訪者は、史跡の顔である名称看板を見る機会がほとんどなく、史跡としての認知度に影響すると考えられる。今後、これらの場所にも史跡名称看板を設置するかの検討が必要となる。

○ 墳丘南東側の総合解説板(写真:70)

【現状】 史跡来訪者が史跡築瀬二子塚古墳の歴史を正しく理解することをうながすために、墳丘南東部分に2枚の解説板が設置されている。いずれも史跡指定に先駆けた整備時に設置されたものであり、経年劣化による文字等の薄れが確認できる。また、内容も一部古い情報のままであり、現在では便宜的に上からテープを張り、新しい情報に書き換えている。

【課題】 今後、最新の情報に改定した解説板の更新が課題としてあげられる。

○ 石室開口部の石室解説板(写真:71)

【現状】 史跡の本質的価値の一つである横穴式石室の解説板である。石室は現在石室内部に赤色顔料が塗布されており、顔料の保存の観点から開口部に扉を設け立ち入りを制限している。扉には窓が付けられており石室内が覗けるようになっているが、内部に設置されている石室内の環境を計測する機器によって、内部がよく見えない状況となっている。石室開口部の右手に設置されている解説板には横穴式石室の全体図が掲載されており、これらの問題を補完する形となっている。

【課題】 現状の石室解説板は、石室内に設置された計測機器の中継ボックスを再利用したもので石室を見に来た人が解説板に気づかないことも多い。そのため、新たに横穴式石室の解説版を設置することも含めて、解説版のあり方を検討していく必要がある。



写真：69 史跡名称看板（第31図-⑭）



写真：70 墳丘南東側の総合解説板（第31図-⑮）



写真：71 石室開口部の石室解説板（第31図-⑯）



写真：72 土系舗装（第31図-⑰）



写真：73 水飲み場（第31図-⑱）



写真：74 四阿（第31図-⑲）

指定地南側の古墳眺望エリア

○土系舗装（写真：72）

【現状】 古墳眺望エリアは全体が土系舗装によって整備が行われている。平成26年（2014）の整備段階で古墳との景観に配慮して土系舗装を選択した。現在、経年劣化により部分的に土系舗装の表面が削れるという問題が発生している。

【課題】 指定地南側の眺望エリアはバリアフリーを意識して整備が行われた箇所でもあるため、定期的な舗装の補修を行い、利用しやすい状態を維持していく必要がある。

○水飲み場（写真：73）

【現状】 古墳来訪者の手洗い、水飲みの目的で四阿の西側に設置されている。冬季には水道管凍結による破損の可能性があるため、その期間のみ使用を制限している。

【課題】 古墳範囲外ではあるが、指定地内にあたるため、今後移設や撤去が必要か検討する必要がある。

○四阿（写真：74）

【現状】 四阿は古墳との景観の観点からすべて木造で、古代を意識したデザインで設置されている。四阿内部には木製の机とベンチが設置されており、古墳来訪者が休憩しながら古墳を眺めることができるようになっている。四阿東側には小部屋が設けられており、石室環境の計測データを管理している。このことから、石室内の管理場所としての役割も担っている。

【課題】 過去の整備によって設置されたものであり、外壁の木製板や漆喰が温度変化によって外れるなどの問題が発生している。また、史跡来訪者の休憩スペースでもある四阿内は人の利用率が高いため、ベンチ等の破損、土系舗装の劣化が見られる。これら日常的に発生する補修・管理方法の検討をしていく。

また、四阿は史跡でイベントを行う際の活用拠点となりうるため、今後の活用方法にあわせて休憩スペース以外の使用の方法とそのために必要な改修を検討していく。

【B区】（今後、保護を要する古墳範囲）

【現状】 B区については公有地化と追加指定が優先されるため、整備の段階には至っていない。未指定で公有地化が済んでいる部分についても、現況が市道であるため、現状では整備は行っていない。

【課題】 史跡の追加指定および公有地化の進捗に合わせて整備の方法を検討していく必要がある。

【C区】（史跡の景観保護の範囲）

【現状】 史跡指定外の範囲にあたり住宅地域となっている。

【課題】 C区は景観保全の方法を検討していくことが優先となる。

【D 区】（史跡地外に所在する史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等）

【現状】 史跡指定地外に位置する個別要素であるため、遺跡、街道、河川、学習の森ふるさと学習館などの要素については本計画に連動させて整備まで進めることは難しい。築瀬二子塚古墳ガイダンス施設は平成 27 年（2015）に完成したものであるが、史跡の理解を深める施設として十分機能しておりガイダンス等を新たに立て直す必要性は今のところない。

【課題】 史跡指定地外に位置する個別要素の中で県指定史跡である後閑 3 号墳、下増田上田中 1 号墳については個別に保存活用計画を策定していく。その際には本計画とも連動した形をとり、それらを考慮した整備も検討していく。

築瀬二子塚古墳のガイダンス施設については経年劣化による外壁や展示室およびトイレの扉等の傷みが確認できる。そのため、定期的な点検により、施設の劣化状況を把握し、計画的に補修・改修をしていく必要がある。パネル展示や映像展示については、展示方法や内容の更新にあわせて、改修も視野に検討していく。

(4) 運営・体制

【A 区】(史跡指定地内)

【現状】 史跡の維持管理は管理主体である安中市教育委員会の職員が定期的に巡回し、保存管理に努めている。

【課題】 史跡に職員が常駐している状態ではないため、日常的な管理における限界もある。そのため、管理団体である安中市教育委員会を中心にしつつ、市関係部局や周辺住民との連携を図り、史跡の運営を行っていくような体制づくりが課題としてあげられる。

【B 区】(今後、保護を要する古墳範囲)

【現状】 市道である公有地と私有地の範囲である。A 区と同様に遺構を損なうような異常がないか、職員が見回っている。公有地である市道部分については安中市土木課の管理となっている。

【課題】 史跡地に隣接しており、史跡地と同等の価値を持つエリアであることを周知徹底していく必要がある。また、B 区には市道などの公有地も含まれる。そのため、市関係部局への周知と連携強化も必要になる。

【C 区】(史跡の景観保護の範囲)

【現状】 史跡の景観保護に対する管理・運営体制は存在しない。

【課題】 史跡の景観保全の方法を定めたうえで、管理・運営体制についても検討していく必要がある。

【D 区】(史跡地外に所在する史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等)

【現状】 築瀬二子塚古墳ガイダンス施設の日常的な管理は安中市シルバー人材センターに委託して行っている。シルバー人材センターには、朝夕の施設の鍵の開閉や施設の清掃業務を委託しており、異常が生じた際には安中市教育委員会へ連絡が入るようにしてある。その他に定期的に職員が見回り、その都度対応をしている。

【課題】 現状の体制を維持しつつ、今後、委託だけでなく市民等に関わって維持していける体制が必要となる。

第5章 大綱・基本方針

史跡築瀬二子塚古墳は6世紀初頭に築造された大型前方後円墳である。東日本で最初期の横穴式石室を有することで古くから大きな注目を集めてきた。また、現状で安中市唯一の大型前方後円墳ということもあり、安中市の歴史を学び、郷土愛を育むうえでも欠かすことができない史跡といえる。

本計画の「3. 史跡築瀬二子塚古墳の本質的価値」と「4. 史跡の現状・課題」では史跡が有する歴史的価値を整理し、史跡の現状からみた保存・活用・整備・運営体制に対する課題を抽出してきた。これらを踏まえ、史跡の価値を後世に継承していくための基本方針を以下のように定める。

史跡 築瀬二子塚古墳 基本方針

- 史跡を後世に護り伝えていけるよう、恒久的に保存・管理する。
- 史跡への理解を深める整備を実施する。
- 史跡の価値を継承していくための活用事業を充実させる。
- 地域に愛され、郷土愛をはぐくむ史跡とする。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

第3章第2節で特定した史跡の本質的価値を構成する要素を中心に保存・管理を実施する。また、第4章で提示した史跡の景観保護の範囲（C区）についても、史跡と一体的に保護していかなければならない範囲として、今後の保存・管理方法について検討する。

指定地内は全て安中市の公有地となっており、管理者である安中市が保存・管理に努める。現状、指定地外の古墳の範囲については、公有地部分は追加指定を目指し、私有地部分は地権者の理解と協力を得たうえで、順次、追加指定と公有地化を進めていく。これらの対象地域を地区区分し、区分ごとに保存・管理の方法と現状変更の取扱基準を定める。

第2節 保存管理の方法

将来にわたって適切な保存管理を行うための保存・管理の方法を示す。

なお、保存管理のための地区区分は5地区に区分した。地区区分は基本的に「第4章 史跡の現状と課題」で用いた区分を採用しているが、A区（指定地内）については、古墳の範囲（A-I区）とそうでない範囲（A-II区）の2地区に細分している（第37図、第6表）。

以下、地区ごとの概要を記し、現状変更の取扱い基準・発掘調査・追加指定・公有地化ならびに保存のための整備の進め方について述べる。

【A-I区】（指定地：古墳範囲）

指定地内には、古墳の墳丘・葺石・埴輪列・周壕・周堤・外周溝・横穴式石室等の重要な遺構等がある。これらについて日常的に見回りを行い、き損等がないか把握し、確実に保存する。

原則として、史跡の調査研究・保存活用にあつては、資する行為以外認めない。ただし、既存構築物の補修・改修については、史跡の本質的価値を損なわない範囲に限り認める。

構築物の内、史跡の本質的価値を構成しないものは、将来的に除去・撤去を検討する。現状を変更する場合は、事前に文化庁、群馬県文化財保護課と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

史跡の本質的価値を損なう恐れのある保護芝の張替えや一部遺構面が露出している箇所については早急に対応を検討する。将来的には保護芝の張替えや法面保護の整備を実施する。

【A-II区】（指定地：古墳範囲外）

現在では土系舗装、四阿、総合解説板、水飲み場等が設けられている活用にあつては、資する範囲となっている。史跡の本質的価値に直接影響を与える範囲ではないが、史跡の景観保全が推奨される。

原則として、史跡の保存活用にあつては、資する行為以外の現状変更は認めない。既存の施設・設備等の改修・補修については史跡の景観と調和する事を条件に認める。なお、現状変更にあつては、文化庁、群馬県文化財保護課と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

【B 区】（今後、保護を要する古墳範囲）

史跡指定地外であるが、古墳の周壕・周堤・外周溝に該当する範囲である。主に史跡地の北西側、北側、東側の隣接地が該当する。

周知の埋蔵文化財包蔵地でもあるため、掘削が生じる土木工事の場合は、事前に届け出の義務が生じる。その際には、地下の遺構へ影響を与えない工法を採用してもらうとともに、史跡の景観を著しく損なわないよう、地権者ならびに工事主体者へ理解と協力を求めていく。

現状、公有地化されている土地は史跡地に隣接する市道以外にはない。今後、市道部分の公有地部分については関係部局と調整を行ったうえで、追加指定を進める。民有地については地権者の理解と協力を得ながら、適宜、追加指定と公有地化を進めていく。

【C 区】（史跡の景観保護の範囲）

史跡の景観保護の範囲に該当するC区では、現状において史跡の景観保護のための規制・制度はない。一方でC区範囲内には文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地や安中市の景観条例、用途地域等で、建築行為に対して一定の制限が設けられており、この制限に該当する場合、関係部局への届け出等が必要になる（第2章第2節（8）関連法規参照）。

現状は、関係部局との連携を強化し、これら届け出の際に地権者や事業主体者へ史跡の景観に配慮してもらうよう理解と協力を得ていく。将来的には、史跡の周辺住民の理解と同意を得たうえで景観計画区域等の設定を検討していく。

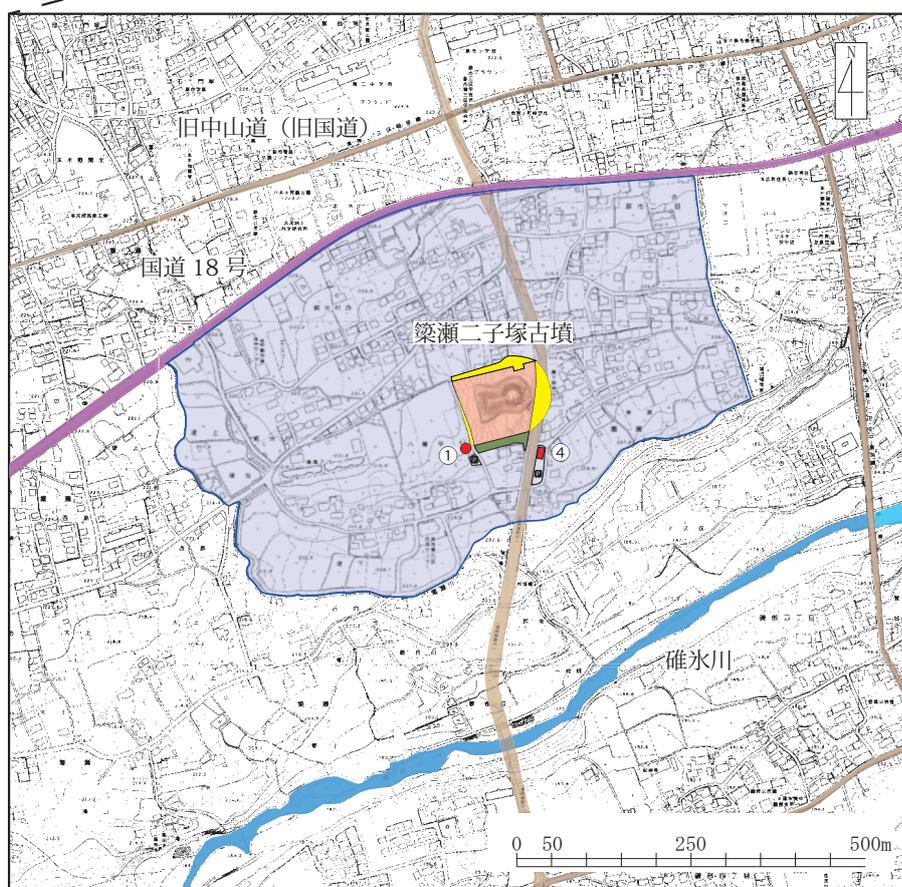
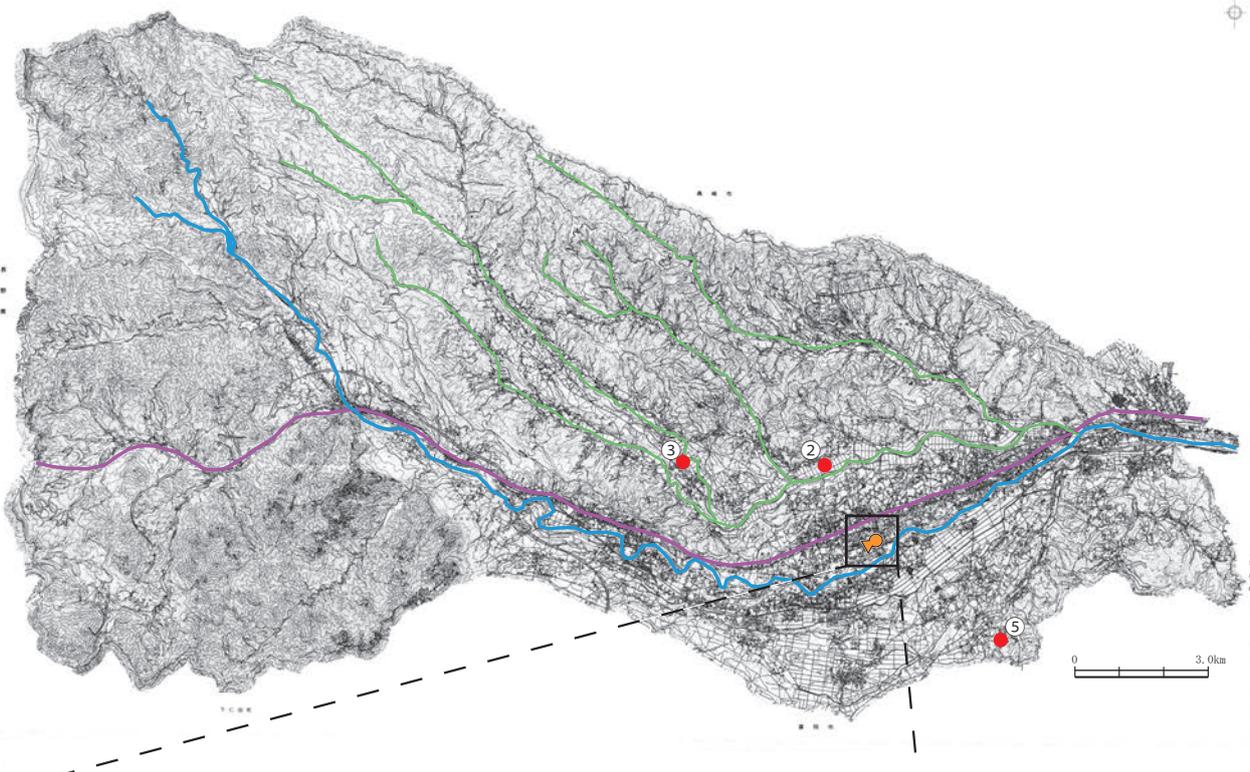
なお、C区内で史跡に直接関連する遺跡等が発見された際には、追加指定・公有地化を検討する。

【D 区】（史跡地外に所在する史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等）

D区は「第4章 史跡の現状と課題」のD区に相当するが、第4章で提示した個別遺跡や施設等の保存・管理については本計画書では扱わない。ここでは直接史跡と関連する築瀬二子塚古墳ガイダンス施設のみを取りあげる。

ガイダンス施設では、築瀬二子塚古墳の整備までの経緯や歴史的価値に関する基本的なパネル展示や映像展示を行っている施設であり、古墳来訪者の理解を促進させる施設でもある。また、来訪者のための駐車場も併設されている。

ガイダンス施設の鍵の開閉・清掃業務等は安中市シルバー人材センターへ業務委託をしている。ガイダンス施設の管理は、職員が日常的に見回り、施設の破損等が確認された際に、当該箇所の補修等の対応を行っている。なお、施設の大規模な改修・補修を行う際には、史跡の景観を損なわないように計画を立て、実施する。



凡例	
	= 梁瀬二子塚古墳
	= 現国道 18号
	= 主要道路
	= 碓氷川
	= その他の主要河川
地区区分	
	= A-I区 (指定地: 古墳範囲)
	= A-II区 (指定地: 古墳範囲外)
	= B区 (今後、保護を要する古墳範囲)
	= C区 (史跡の景観保護の範囲)
	= D区 (史跡地外の史跡を補充する要素)
①	= 梁瀬首塚古墳
②	= 後閑3号墳
③	= 下増田上田中1号墳
④	= 梁瀬二子塚古墳ガイダンス施設
⑤	= 安中市学習の森ふるさと学習館

第 37 図 保存管理に係る地区区分 A～D 区

第3節 現状変更等の内容と許可

【史跡指定地の現状変更等について】

文化財保護法第125条第1項に基づき、史跡指定地内において現状を変更する行為を行う場合、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合を除き、文化庁長官の許可が必要となる。

ただし、文化財保護法施行令第5条第4項に定められる行為については、文化庁長官に代わり安中市教育委員会が処理を行う。これらの行為を実施する際には、群馬県教育委員会と事前協議を行う。なお、遺構に影響のない日常的な維持管理のための行為については現状変更等に該当しない。

1. 許可できない現状変更の行為

- ・ 史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本書）に定められた保存管理の基準に反する行為
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
- ・ 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

2. 文化庁長官に許可申請が必要な行為

- ・ 土地の形状の変更を伴う行為
- ・ 建築物の新築・建替・増改築・除却（次項3の範囲を超えるもの）
- ・ 工作物の新設・改修・除却（次項3の範囲を超えるもの）
- ・ 木竹の植栽・移植・抜根（次項3の範囲を超えるもの）
- ・ 史跡の発掘調査および保存整備工事
- ・ その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

3. 安中市教育委員会の許可申請が必要な行為

- ・ 小規模建築物（階数が2階以下で建築面積が120㎡以下のもの）で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- ・ 工作物（建築物を除く）の設置、もしくは改修（設置の日から50年を経過していない工作物）
- ・ 道路の舗装もしくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの）
- ・ 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修（設置等に必要最小限度のやむを得ない規模のもの）
- ・ 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の設置又は改修
- ・ 建築物等の除却（建築または設置の日から50年を経過していない建築物等）
- ・ 木竹の伐採

4. 現状変更等の許可を必要としない行為

- 維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する規則第4条）
 - ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼ

すことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
 - ・ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
- 非常災害のために必要な応急措置
- 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

5. 現状変更等に該当しない日常的な維持管理

- ・ 既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・塀などの工作物の改修
- ・ 既存園路・水路の維持管理、清掃など
- ・ 史跡の維持管理：施設の保守点検、既存樹木・生け垣などの剪定や枝払い、除草、清掃等
- ・ その他上記に準ずる程度の日常生活や生業上必要なもの

第4節 現状変更の取り扱い基準（第5表）

現状変更の取り扱い基準について、その方針と具体的な取り扱い基準について以下のように定める。

【A-Ⅰ・Ⅱ、B区】（指定地、今後、保護を要する古墳範囲）

① 地形の変更

A-Ⅰ・Ⅱ区については調査研究・保存活用のために必要な場合に限り、現状変更は認めない。B区については追加指定、公有地化を随時進め、追加指定後はA-1区と同様の扱いとする。追加指定前のB区の扱いについては、史跡の景観への配慮や遺構に影響を与えないような工事方法に変更してもらうなど、地権者や事業者の理解と協力を得ていく。

② 建築物・工作物

A-Ⅰ・Ⅱ区、B区ともに原則として、新たな建築物や工作物の設置は認めない。ただし、遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に、史跡の保存と活用のために必要な階段や安全柵、排水溝等の工作物の新設・改修や、遺構表示等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置・改修は認める。

③ 植栽

A-Ⅰ区については遺構に影響を与えないことを条件に遺構面保護や遺構表示のための草木・低木類の植樹は認める。A-Ⅱ区については史跡の景観保護を前提とした植栽については認める。B区は追加指定、公有地化が済み次第、A区と同様の扱いをする。

A-Ⅰ・Ⅱ区、B区の植栽については史跡の景観を阻害する場合に限り伐採を行うが、遺構に影響を与える可能性がある伐根は行わない。

④道路

A- I・II区については道路法第30条に基づく道路構造令に準拠する道路は一切認めない。B区は追加指定、公有地化前は地権者や事業主体者の理解と協力を求めていく。追加指定、公有地化後はA区と同様の扱いとする。区域内にある既存道路については将来的に廃止等も検討していく。

⑤園路

A- I・II区は史跡の活用に資する見学路の新設や改修は、史跡に影響のない範囲で認める。B区も追加指定、公有地化後はA区と同様の扱いとする。

⑥埋設管

A- I・II区については原則として新たな埋設管の設置等は認めない。既存の埋設管については将来的に指定外への移設を検討する。B区は追加指定、公有地化前では、地権者等の協力を求め、追加指定、公有地化後はA区と同様の扱いとする。

⑦仮設物

A- I区については史跡の調査研究・保存活用に資するもの以外認めない。A- II区については史跡の地形に影響を与えないことと、景観との調和を図ることを条件に認める。B区について追加指定、公有地化前であれば景観を配慮したものとするよう、地権者に協力を求める。追加指定、公有地化後はA- I区と同様の扱いとする。

⑧行事・イベント

A- I・II区については、遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知するイベントの開催は認める。B区については追加指定、公有地化後にA区と同様に扱う。

【C区】（指定地、今後、保護を要する古墳範囲）

史跡の景観を著しく損なわないよう、地権者や工事主体者へ理解と協力を得ていく。その際には文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地等の既存の法令を活用する。

将来的には、周辺住民の理解と同意を得たうえで、景観計画区域等を設定するなどの方法を検討する。

【D区】（指定地、今後、保護を要する古墳範囲）

史跡の近くに所在する築瀬首塚古墳や築瀬二子塚古墳ガイダンス施設の大規模な整備、補修・改修の必要が生じた際には、史跡の景観を損なわないよう計画を立てて、実施する。

第6表 地区ごとの保存・管理の方法

区分	指定地内		指定地外			
	A-I区：史跡範囲	A-II区：活用に資する範囲	B区：今後、保護を要する古墳範囲	C区：史跡の歴史的価値を構成する範囲		
区分の性格	史跡の本質的価値を構成する古墳の墳丘・周溝・周堤等が所在する範囲	史跡の本質的価値を構成する遺構等は含まれないが、史跡の活用に資する範囲	史跡と同等の価値を有する遺構が所在する範囲	史跡と直接関連する遺構は確認されないが、史跡と一体とらえるべき範囲		
現状変更の取扱い方針	原則として、史跡の調査・研究、保存・活用に資する行為以外の現状変更は認めないが、既存の施設・設備の改修等については認める。		指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、遺構の重要性を考慮して、遺構に影響を及ぼす行為を行わないよう、地権者や事業者に理解と協力を求める。	文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地等の既存の法令を活用しつつ、地権者や事業者主体者には史跡の景観を著しく損わないよう、理解と協力を求める。		
発掘調査	調査研究、保存活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。					
追加指定	—		地権者の理解と協力を得ながら追加指定を進め、状況に応じて公有地化を進める。	史跡に直接関連する遺跡等が発見された際には、追加指定及び公有地化を検討していく。		
公有地化	—	公有地化済		— 公有地化済		
現状変更の内容	地形	史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。				
	建築物 工作物	・原則として、新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし、遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に、公開活用のために必要な階段や、安全柵、排水溝等の工作物の新設・改修や、遺構表示等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置、改修は認める。				
	植栽	・遺構に影響を与えないことを条件に、遺構面保護や遺構表示のための草本・低木類は認める。 ・既存の植栽が遺構に影響を与える、景観等を阻害するといった場合は伐採を行う。ただし、原則として伐根は行わない。	・構造物の遮蔽や、史跡の景観を守るための植栽については認める。 ・既存の植栽が史跡の景観等に与える場合は伐採を行うが、伐根は行わない。		・著しく史跡の景観（史跡から見た景観と周知から史跡を見る景観）を阻害するような建築行為等に対して、地権者や事業者主体者への理解と協力を得ていく。 ・将来的に周知住民の理解と同意を得られた際には「景観計画区域」（史跡の景観保護のための制限を設定できる区域）等の設定を検討する。	史跡地の周辺にある遺跡や施設（築瀬二子塚古墳ガイダンス棟、築瀬首塚古墳が該当）について大規模な整備、改修、補修の際には史跡の景観を著しく損なわないに計画を建てて、実施する。
	道路	道路構造令に準拠する道路は一切認めない		指定後はA区と同様の扱いをする		
	園路	史跡の活用に資する見学路の新設や改修は、史跡に影響のない範囲で認める。				
	埋設管	・原則として、新たな埋設管の設置等は認めない。 ・既存の埋設管については、将来的に指定地外への移設を検討する。				
	仮設物	史跡の調査研究・保存活用に資するもの以外認めない。	史跡の地形に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に認める。			
	行事・イベント	・遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知するイベントの開催は認める。				
					史跡の価値を高め、周知する行事やイベントの会場として積極的に活用する。	

第7章 活用

第1節 活用の方向性

本史跡は古くから当時の土地所有者等によって護り伝えられてきた経緯をもつ。その一方で、当時の史跡地は竹林が古墳全体を覆っていたことから、周辺住民や市民にとって古墳としての認知度はそれほど高くはなかった。平成26年に公園的要素を持つ市指定史跡地として整備され、古墳の全貌が視認できるようになったことで、徐々に古墳としての認知度が高まってきている状況である。

史跡の歴史的価値を将来にわたって確実に継承していくためには、行政だけでなく市民も主体的に史跡の保存・活用を促進するような環境づくりが求められる。現在の史跡地は住宅地の中の公園的要素を持つ史跡として、休日の余暇を過ごす周辺住民の憩いの場になっている。このことは、史跡に対しての愛着や郷土愛を育みやすいという利点につながる。

こうした史跡を取り巻く状況から、史跡としての認知度を周辺の住民や市民へ高めるための施策の推進を直近の目標として掲げる。将来的には史跡が地域づくりの中心となり、市民が主体的に史跡の活用を推進し、観光等にも寄与するような活用方法を検討していく。

第2節 活用の方法

1. 地域づくりの場としての活用

現在の史跡地は憩いの場として周辺住民に利用されており、住民にとって身近な史跡となっている。この特徴は引き継ぎつつ、史跡への理解を深めてもらうためのイベントの実施を計画し、地域ボランティアの募集・育成等を検討する。将来的には史跡地が交流拠点の一つとなることで、地域づくりや将来を担う人材の育成に寄与し、地域の中での原風景を継承していく。

2. 学校教育における活用

将来の史跡の保存・活用を担う小中学校の児童・生徒が築瀬二子塚古墳を理解し、かつ、愛着がわくような学びの機会の提供を推進していく。

現状、学校教育との連携は児童・生徒の史跡地での校外学習の際に、担当職員を派遣し史跡の解説を行っている。一方で、こうした取り組み以外の部分では十分に連携が確立されていないため、学校教育現場のニーズの把握や行政の支援策の情報共有など、連携を強化していく。

児童・生徒には史跡での校外学習や出前講座等を通して、史跡地や出土遺物を生で見学する機会を増やしていく。あわせて、史跡に関連した製作体験などを通して、大人になってもその時の思い出がモノとして残るような学習の機会を検討していく。

また、AR（拡張現実）等の仕組みを史跡地に導入し、古墳が築造された当時の姿を視覚的に体験してもらうなどの方法も検討する。

さらに次世代の若者を育てる教職員を対象にした活用も推進していく。研修等を通して史跡の本質的価値を現地で学ぶ機会を設けることや解りやすく授業でも使えるような資料を作成することにより、教職員への築瀬二子塚古墳の理解を深め、現カリキュラムとの相乗効果を目指す。

3. 生涯学習における活用

築瀬二子塚古墳が市民や史跡地周辺の住民にとって愛着ある史跡となり、市の誇りを育む史跡となるよう、生涯学習の場を充実させていく。

現在、安中市では担当職員を講師とした市民向けの出前講座を実施しており、史跡を中心とした歴史的な講座を行っている。今後、さらなる講座内容の充実と現地を散策しながらの解説や体験学習の企画等、より史跡を体感できるような学習の機会を充実させる。

史跡に関連する生涯学習の講座については、市のホームページと広報誌に情報が掲載されている。今後、より市民の積極的な利用を促進するため、情報発信の方法を増やしていく。あわせて、講座の様子を発信する等、気軽に講座や現地解説を市民が利用できるような方法を検討していく。

4. 研究交流における活用

築瀬二子塚古墳は古墳時代の一つの転換点を示唆する古墳である。史跡をより理解するためには史跡と同時期の市内外・県外の遺跡等と一体的に理解することが必要になる。そのため、史跡の周辺住民だけでなく、市全域や市外、県外に史跡の価値を広めるための活用も求められる。

市内を対象とした活用方法としては、史跡を中心に市内の遺跡を巡るツアーなどの活用方法を検討していく。その際には、第4章や第5章で提示したD区（史跡と関連する重要遺跡・施設等）に該当する遺跡（後閑3号墳や下増田上田中1号墳など）や施設（学習の森ふるさと学習館や築瀬二子塚古墳ガイダンス施設など）を積極的に利用する。これにあわせて、後閑3号墳や下増田上田中1号墳などの史跡と関連する遺跡の歴史的価値付け等も行い、その成果を積極的に公開・普及することで市民への史跡に対する理解の促進を図っていく。

市外や県外に史跡の価値を広めるための活用方法としては、学習の森ふるさと学習館を交流拠点とし、定期的に史跡に関連した特別展、シンポジウムや有識者等の外部講師を招いた講演会等の実施を検討する。その際、他市や他県と連携し、できるだけ史跡と同時期の関連のある市外や県外の遺跡も交えて実施するなど、より広い視点で史跡の歴史的価値等を参加者に理解してもらうような仕組みを考える。

また、上記のイベントの際には、その様子を動画配信するなど、遠方で当日会場での参加が難しい人でも、史跡の歴史的価値や安中市の魅力が伝わるような方法を検討する。

5. 観光資源としての活用

上述の「4. 研究交流における活用」でも述べた比較的大規模なイベント等を開催する際には市の広報や観光部局と連携を図りながら進め、市外・県外にも広く情報発信を行う。

また、史跡地自体にも市外・県外から訪れたいくなるような仕組みを検討していく。史跡指定前に行った整備事業の際に墳丘や石室の3D測量を行っている。これらのデータを利用しつつ、AR(拡張現実)等の来訪者が視覚的に史跡を体感できるような活用方法を検討する。

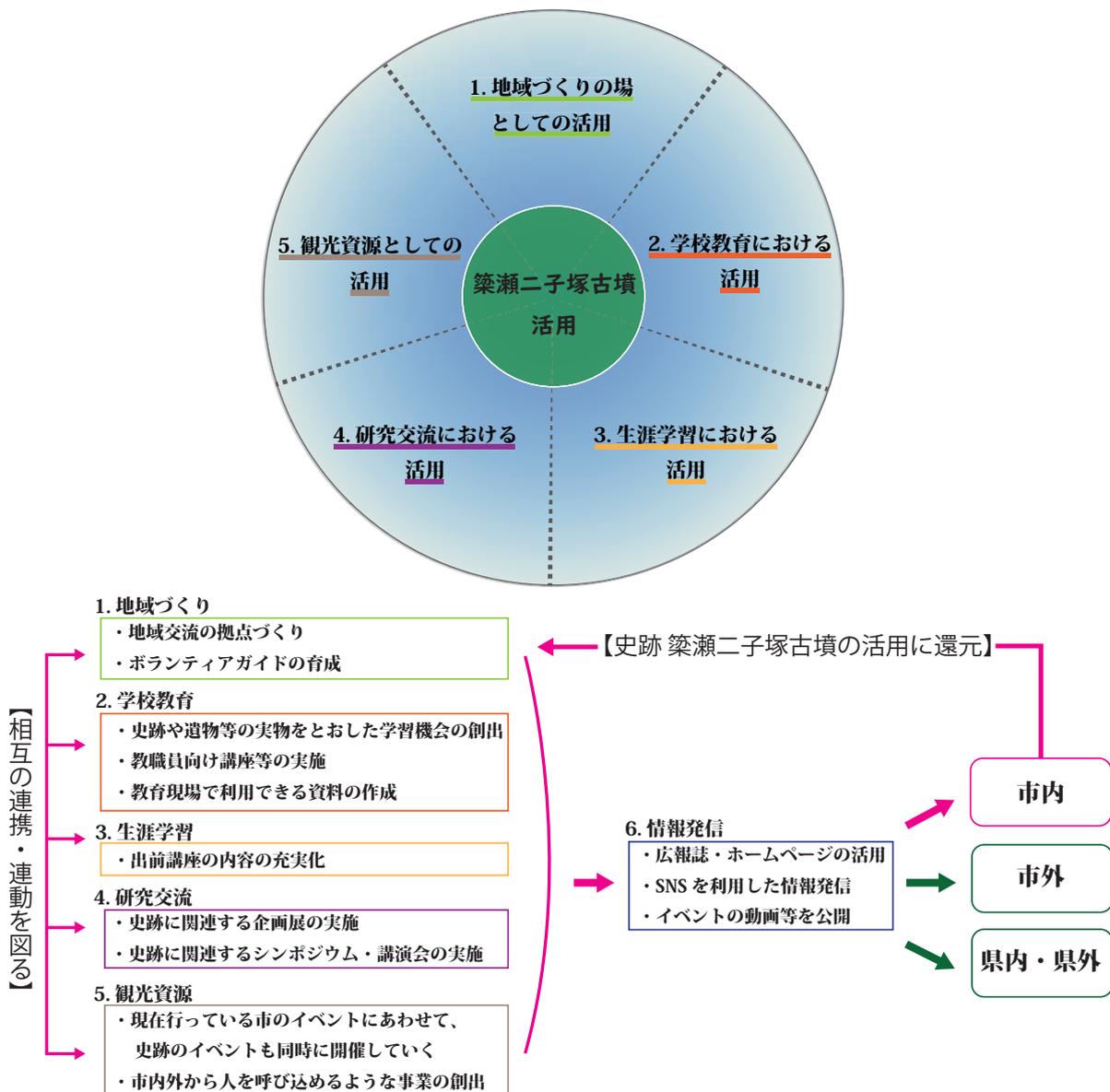
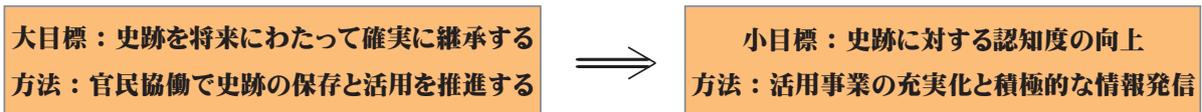
さらに、市のイベントに連動させて史跡を活用していくことも重要になる。安中市を挙げてのイベントに「安政遠足侍マラソン」があり、毎年、県内外から多くの参加申し込みがある。このマラソンでは、近世中山道ルートを踏襲したコースで、途中、史跡地の北側を通る。

その際に、沿道での応援者や見学者が築瀬二子塚古墳にも立ち寄るようなイベントを同時開催するなど、市のイベントをさらに盛り上げ、史跡の価値を広く知ってもらう活用方法を検討する。

6. 情報発信

史跡の価値を広く理解してもらうためには、積極的に情報発信を行っていく必要がある。すでに述べたが、講座等に関する主な情報発信の媒体はホームページと広報誌である。こうした媒体は継続的に利用しつつ、新たな広報媒体を活用し積極的に情報を発信していく。

安中市公式の広報媒体としては Twitter、インスタグラム、Facebook 等の SNS がある。こうした媒体の積極的な活用を検討していく。また、安中市の公式 You Tube チャンネルも開設されており、史跡の現地説明会、シンポジウム、講演会等の様子を配信することを検討していく。



第 38 図 史跡の活用実施モデル

第8章 整備

第1節 整備の方向性

史跡を確実に将来へ引き継ぐため、遺構の保存を第一として整備を行う。そのうえで、史跡の積極的な活用を図るための整備を行うこととする。

史跡地は平成23年度から平成26年度の4か年で保存整備事業を実施しており、史跡地全体で保存のための整備が完了している。一方で、整備完了より一定年数経過しており、整備時の施設や設備の劣化が進行してきた。また、過去の整備事業の際に不十分で、今後、遺構を傷める可能性が高い箇所も存在する。これら経年劣化がみられる箇所は、急を要して遺構に影響を及ぼす状態ではないが、整備の際には優先して行っていく必要がある。

築瀬二子塚古墳は現在、住宅地にある史跡として古墳見学者のみならず周辺住民の方々が訪れ、余暇を過ごす憩いの場にもなっている。こうした状況は市民と史跡の距離が近く、史跡に対しての愛着を育む大きなメリットになっている。そのため、現状の憩いの場としての史跡は引き継ぎつつも、より古墳来訪者が史跡の本質的価値を理解し、地域にとって誇りをもてるような史跡整備の方法を検討する。

第2節 整備の方法

1. 本質的価値の保存のための整備

- 平成26年度までの整備箇所について、経年や災害等で劣化し、かつ遺構を傷める可能性の高い箇所は優先して整備等を実施していくよう検討する。
- 史跡地東側中央入口部分の法面が露出している箇所は、現状でも崩落が確認されており、遺構を傷める恐れがあるため、法面保護の整備が必要となる。
- 経年劣化や災害により、古墳の一部がき損した場合は、応急的に現状復旧の措置を行う。
- 横穴式石室内部は、開口部に設置されている管理扉で嚴重に密閉されているが、このために石室内部の湿度が100%の状態になっており、かつ管理扉に設けられているのぞき窓から差し込む光によって、石室羨道部にコケやシダ系植物が繁茂してしまっている。長期的にみてこれらの植物が遺構に悪影響を与える可能性もあるため、管理扉も含めた石室開口部の整備方法の再検討が必要になる。
- 未指定であるが古墳の範囲である場所については、地権者の理解と協力を得たうえで、追加指定、公有地化を目指し、必要な場合に発掘調査を実施する。その成果に基づき整備の方法を検討する。

2. 活用のための整備

- 平成26年の整備箇所のうち遺構に影響を及ぼさない施設・設備については、史跡の活用を前提としたうえで再整備を検討する。その際には景観に配慮したものとする。
- 横穴式石室の活用のため、今後、見学者が石室内部を見学できる方向で整備方法などを検討していく。
- 解説板等の来訪者に史跡の情報を提供する設備は、整備の進捗や施設の老朽化に応じて計画的に更新・新設等を検討する。

- ・ 史跡来訪者が視覚的に当時の状況を体感できるよう、AR等の技術を用いた展示方法を検討する。
- ・ 史跡名称看板、園路、水飲み場、四阿、電気施設は、既存施設の配置や設備内容を精査し、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的に改修・新設する。
- ・ 指定外にある築瀬二子塚古墳ガイダンス施設は、来訪者へ史跡の本質的価値を伝える便益施設である。そのため、施設・設備の老朽化や史跡の情報更新にあわせて、史跡の景観を考慮しながら改修・補修や増築等を検討する。
- ・ ガイダンス施設に併設されている駐車場には、大型車等が駐車できない問題があるため、今後、土地の確保と大型車でも駐車可能な駐車場の設置を検討する。
- ・ 史跡やガイダンス施設及び駐車場への案内看板等のサインの新設を検討する。
- ・ 史跡と住宅地を視界的に分ける目的で植えられている植栽については間伐、伐採を行い現状を保つ。その際、伐根は行わないようにする。

【史跡の課題（詳細は第4章を参照）】

- ・ 平成23年～26年度に実施した整備箇所の経年劣化
- ・ 史跡の本質的価値が将来的にそこなわれる可能性のある個所が、一部未整備の状態
- ・ 現在の横穴式石室の整備状況では、史跡の保存と活用の面で不十分
- ・ 史跡名称看板や解説板等の史跡の理解を促進する設備が効果的に示されていない



【整備の方針】

史跡の保存を第一とし、そのうえで積極的な活用を図るための整備を実施する

1. 保存のための整備	2. 活用のための整備
<p>横穴式石室部分の検討・再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石室内の環境改善のための整備 <p>整備不十分箇所の検討・再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡地東側中央入口付近の法面整備 ・ 今後、追加指定と公有地化を行う箇所については発掘調査等を行い、その成果に基づいて整備を実施する <p>劣化・風化している整備済み部分の補修・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に整備を実施した箇所、経年等により遺構を傷める可能性がある個所は優先して整備を実施する 	<p>横穴式石室部分の検討・再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石室内部の見学ができるよう整備 <p>活用に資する施設・設備の改修・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解説板は整備の進捗や設備の老朽化に応じて、計画的に更新・新設 ・ 水飲み場や四阿、駐車場等の便益施設については、配置や設備内容を精査し、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的改修・新設する ・ 史跡の情報を来訪者に提供するガイダンス棟は、史跡の学術的な情報更新にあわせて計画的に改修・増設する ・ 解説板以外に史跡の来訪者が視覚的に当時の状況を体感できるような、AR等の技術を用いた表示方法を検討する

第39図 整備の方針とまとめ

第9章 管理・運営体制の整備

第1節 管理・運営体制の方向性

本市の貴重な歴史遺産である築瀬二子塚古墳の有効かつ適切な保存・活用に向け、運営・体制づくりの強化、充実を図る。

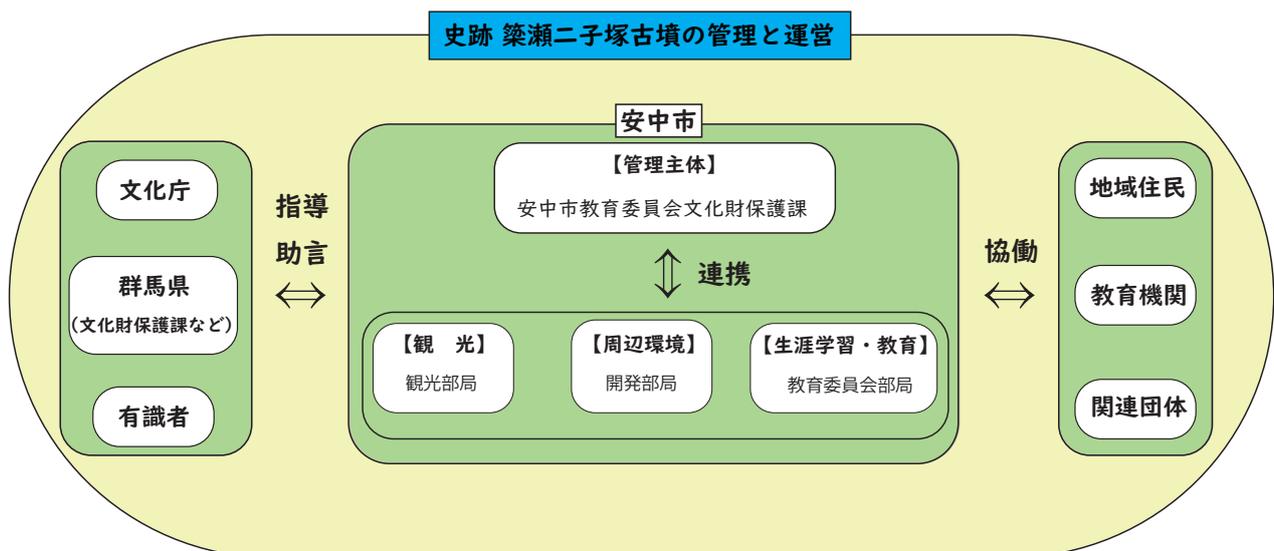
現在、史跡の日常的な維持管理については、安中市教育委員会を中心に行っている。しかし、史跡の維持・管理、活用などの多岐にわたる内容を将来にわたって遂行していくためには、現状の行政のみの体制では限界がある。

そのため、管理者を中心に市の関係部局、地域住民、教育機関などとの連携を強化し、官民協働で史跡の保存・活用を促進していけるような体制づくりを目指していく。

第2節 管理・運営体制の方法

運営にあたっては市関係部局間の連携を強化し、あわせて有識者（築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会等）・群馬県文化財保護課・文化庁に適宜、指導・助言を得て進めていく。

現在、築瀬二子塚古墳ガイダンス施設は、職員の定期的な見廻りとシルバー人材センターへの管理委託で運営している。今後、より多くの人に史跡と関わってもらうよう、史跡の理解を深め、保存と活用の機運を高めるような学習の場およびイベントを実施していく。こうした取り組みを推進し、将来的にはボランティアガイドの導入・育成や史跡の維持・管理に市民が主体的に関わるような体制づくりを目指す。



※ 令和5年3月31日現在

第40図 管理・運営体制のイメージ図

第10章 施策の実施計画

前章までに計画した保存管理・活用・整備・運営体制について、事業計画として整理する。令和5年度から令和9年度(2023～2027年度)までの5年間を短期、令和10年度から令和14年度(2028～2032年度)までを中期、令和15年度以降(2033年度以降)を長期として3段階に分け、計画を実施していくものとする(第7表)。

なお、第6表のスケジュールは最短の計画を示したものであり、実施状況等によっては計画やスケジュールの変更となる場合がある。

第7表 実施計画

	実施内容	短期					中期					長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降
保存管理	現状変更等に対し、地区区分毎の取り扱い基準に従って、遺構の保存に関する周知、協議による調整や発掘調査の実施											
	史跡と同等の価値を有する場所の追加指定・公有地化											
	調査研究(研究活動、発掘調査等)											
	周辺景観等の環境保全											
活用	地域づくりの場としての活用											
	学校教育における活用											
	社会教育における活用											
	研究交流における活用											
	観光資源としての活用											
	情報発信											
整備	横穴式石室部分の検討・再整備											
	整備不十分箇所の検討・再整備											
	劣化・風化している整備済み部分の補修・改修											
	活用に資する施設・設備の改修・新設											
	便益施設の新設・増設											
運営・体制	市関係部局との連携体制の強化											
	関係行政機関との連携											
	学校教育機関との連携体制の確立											
	地域住民との連携に向けた周知と人材育成											

= 重点的に取り組む期間
 = 恒常的に取り組む期間
 = 状況に応じて取り組む期間

※計画の進行、状況次第で予定は変更する場合がある

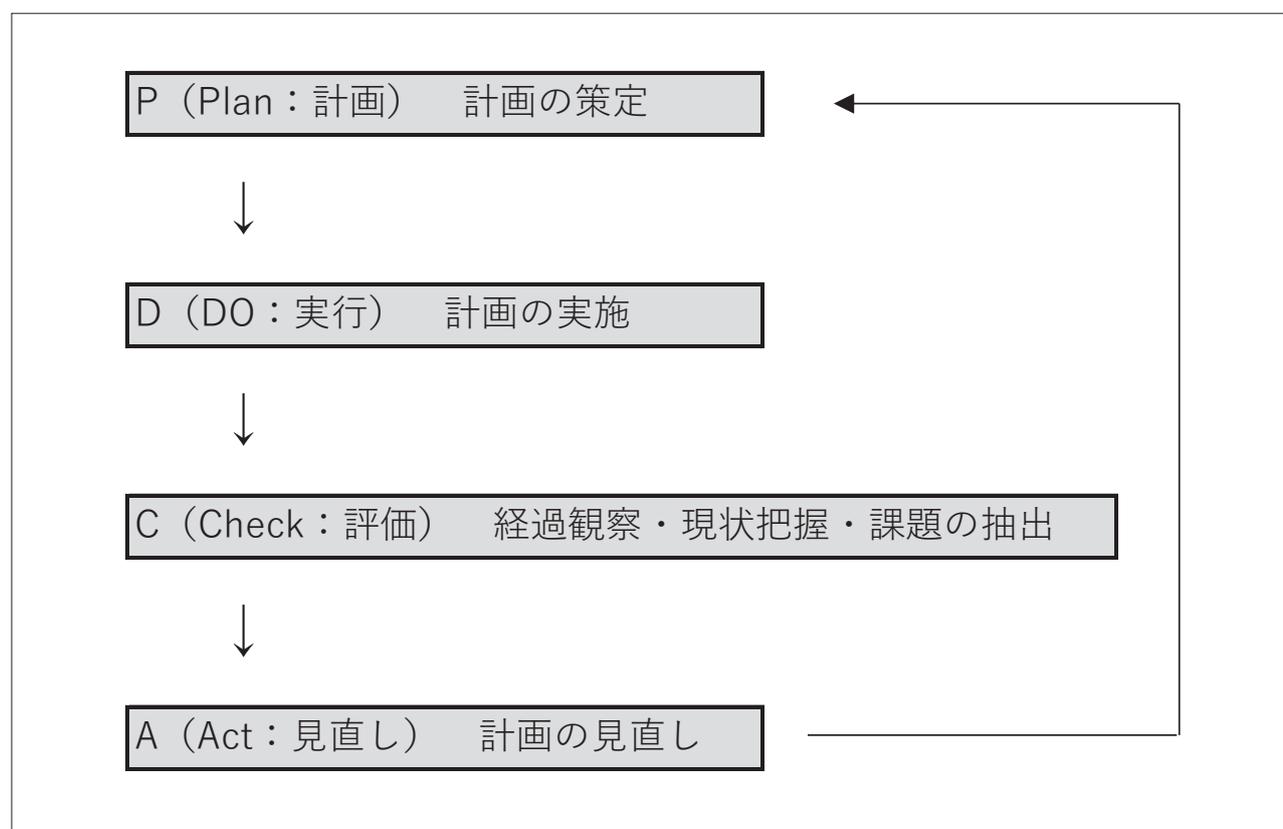
第 11 章 経過観察

第 1 節 経過観察の方向性

第 6 章以降で示した保存管理・活用・整備・運営体制の計画の推進と実現に向け、定期的に経過観察を行い、計画の実施・達成状況などの現状把握を行っていく必要がある。この経過観察の結果を受け、課題と計画の見直しを行い、計画を進めていく。

第 2 節 経過観察の方法

PDCA サイクルの考え（第 39 図）に基づき、計画を推進していく。史跡の保存管理・活用・整備・運営体制で示した計画について達成状況の可否を年度ごとに確認する。この経過観察を元に現状の確認・評価・課題の抽出を行い、必要な場合は計画を見直す。点検項目については第 8 表のとおりとする。



第 41 図 経過観察のサイクル

第8表 経過観察の観点

区分	点検項目
保存管理	・ 史跡指定時における本質的価値の把握
	・ 調査等による史跡の価値の再確認
	・ 現状変更許可基準の適切な運用
	・ 史跡等の劣化状況や保存環境に関する点検の実施
	・ 史跡と同等の価値を有する遺構の追加指定の検討
	・ 史跡等周辺の環境保全のための地域住民や関係機関等への周知
	・ 条例、規則、指針、計画に即した史跡等周辺環境の保全の措置
活用	・ 研究成果の公開活用
	・ 学校教育との連携
	・ 史跡の価値等の周知
	・ 適切な情報提供や発信の充実
	・ 周辺文化財との連動
	・ 周辺博物館施設等との連携
整備	・ 遺構の確実な保存
	・ 経年劣化等によるき損箇所等の点検及び応急措置
	・ ガイダンス施設での解説や展示内容の更新の検討
	・ 学術的根拠に基づく遺構表現や解説版の設置
	・ 活用に資する施設・設備の日常的な点検と修繕
	・ 樹木や樹種の適切な選定
運営・体制	・ 史跡の保存管理や活用に必要な体制の整備
	・ 関係団体の育成と支援
	・ 地域住民との協働での保存・活用の運営
	・ 国・県・市関係部局との情報共有と連携
	・ 維持管理・運営に必要な予算の確保

【卷 末 資 料】

關連法令

引用・参考文献

1 文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正：令和 3 年 4 月 23 日 法律第 22 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。)

(中略)

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第三章 有形文化財

(中略)

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しな

ければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の

一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

5 第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期

間)内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四款 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館(独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。)その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

5 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科

学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(損失の補償)

第五十二条 第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く。)は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
- 二 当該重要文化財の修理に関する事項
- 三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開を目的とする寄託契約に堰する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。
- 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第百五十三条第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出るこ

とをもつて足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長。第百八十三条の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければ

ならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁

の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければ

らない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(中略)

(遺失物法の適用)

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。」

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第一百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第一百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当

該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

(中略)

第一百五十三条 第一百五十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都

道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該

認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補足

(中略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

(中略)

第六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に記載する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

（中略）

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

（中略）

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

（中略）

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（中略）

（書類等の経由）

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（地方文化財保護審議会）

（中略）

（文化財保存活用支援団体の指定）

第九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援団体の業務）

第九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

（監督等）

第九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

(中略)

第十三章 罰則

(中略)

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施

行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなく、第二十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二十二條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなく、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第七十六条の十五（第九十条の十一

において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十九条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第一百二十条(第三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第一百二十条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第一百二十条、第三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第三十三条の三、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第一百五十五条第四項(第三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(後略)

2 文化財保護法施行令

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成31年4月1日政令第18号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。))を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による

届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わな

いものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(中略)

(事務の区分)

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(後略)

3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和26年3月8日政令第8号)

(最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第29号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積

その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(後略)

4 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第十10号)

(最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第7号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望
- (許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えないなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ばらう、を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法

第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

(後略)

5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)

(最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第7号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所

- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

6 都市計画法

(昭和43年6月15日庁保記第100号)

(最終改正：令和2年6月10日法律第43号)

第一章 総則

(都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的

条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

(中略)

(区域区分)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
 - イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
- 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居

住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二條第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

（中略）

（開発許可の基準）

第三十三條 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十四項に係る部

分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状態

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢いつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表

の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保に必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の

開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

5 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

7 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるもののほか、別に法律で定める。

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の申請の要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為

六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適

当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認め

る開発行為

（開発許可の特例）

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

（中略）

（工事完了の検査）

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認められたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

（建築制限等）

第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三

項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めるとき。
- 二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

(中略)

(建築物の建蔽率等の指定)

第四十一条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第八十八条第二項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

(後略)

7 景観法

(平成16年6月18日法律第110号)
(最終改正：平成30年法律第23号)

(前略)

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一

条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)による河川、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)による津波防護施設、海岸保全区域等(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。)に係る海岸、港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)による港湾、漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)による漁港、自然公園法による公園事業(国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。)に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であつて、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
 - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- 二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域

- における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
- ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。
- （策定の手続）
- 第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土

交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国立公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（中略）

第二節 行為の規制等 （届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第二十二條第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第八條第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八條第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 六 第五十五條第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五條の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八條第二項第四号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 八 第六十一條第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二條第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等(都市計画法第四條第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二條の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二條第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二條第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一條第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九條第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五條第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六條第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

8 景観法施行令

(平成16年12月15日政令第398号)
(最終改正：平成27年政令第392号)

(特定公共施設)

第二条 法第八條第二項第四号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業に係る土地改良施設
- 二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による保安施設事業

に係る施設

- 四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)による市民緑地契約に係る市民緑地
- 五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)による雨水貯留浸透施設(国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。)
- 六 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備
- 七 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設(国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。)
- 八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設(地方公共団体が設置するものに限る。)
- 九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

(自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの)

第三条 法第八條第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号(同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号)に掲げる行為とする。

(景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準)

第四条 法第八條第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。))その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。))の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)
- 七 火入れ

(景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第五条 法第八條第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等(法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。))又は工作物(建築物を除く。以下同じ。))の建設等(同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。))の制限は、次に掲げるものによること。
 - イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
 - ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四條第十二項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。))の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若

しくは盛土によって生じる法のりの高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)
第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項の許可若しくは同法第十八条第二項の規定による届出に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事実施計画

二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第六条第一項の共同溝整備計画

三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号)第五条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画

四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第五条第二項の電線共同溝整備計画

五 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の河川整備計画

六 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第十条第一項の推進計画

七 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法第十三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画

八 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第三条の三第一項の港湾計画

九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程

十 漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第三百三十七号)第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程

十一 自然公園法第七条第一項又は第二項の公園計画

十二 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画

十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の十一第一項の事業計画

十四 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画

十五 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

十六 特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画

十七 地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一条第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画

(中略)

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行

為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一

号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）
 第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
 四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第四条又は第五
 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外
 広告物を掲出する物件の設置

9 安中市景観条例
 (令和4年3月22日 条例第2号)

(前略)

第2章 景観計画

(景観重点区域)

第8条 市長は、景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成を図
 る必要があると認める地区を景観重点区域として景観計画に定めること
 ができる。

第3章 景観法に基づく行為の制限等

(行為の景観計画への適合)

第9条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、当
 該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出が必要な行為)

第10条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次
 に掲げる行為とする。

- (1) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、面積が500平方メートル
 以上のもの
- (2) 地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取で、面積
 が1,000平方メートルを超えるもの、又は法面の高さが5メー
 トルかつ長さ10メートルを超えるもの
- (3) 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれら
 の外観の変更で、高さ8メートル又は1面の表示面積が15平方メー
 トルを超えるもの

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は別
 表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

区域	行為
都市計画区域内の国道 18号沿道地区、上信越 自動車道沿道地区、西 毛広域幹線道路沿道地 区及び旧中山道沿道地 区以外の区域	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メー トル以下の建築物の新築、改築、増築又は移転
工業専用地域	建築物の改築又は増築であって行為に係る 建築面積が1,000平方メートル以下のもの

工業専用地域以外の景 観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建築物の改築又は増築で行為に係る部分の床 面積が10平方メートル以下のもの (2) 建築物の外観の模様替え又は色彩の変更で行 為に係る部分の面積が10平方メートル以下の もの
景観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柵、門、塀、擁壁に類するものの新築、改築、 増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、 高さ2メートル以下又は長さ50メートル以下 のもの (2) 電波塔、物見塔、装飾塔に類するもの、煙突、 排気塔に類するもの、高架水槽、冷却塔に類す るもの、鉄筋コンクリート、金属製又は木製の 柱に類するもの、電気供給又は有線電気通信 に供する電線路又は空中線系(その支持物を含 む。)、彫刻、記念碑に類するものの新築、改築、 増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、 高さ15メートル以下のもの (3) 観覧車等の遊戯施設に類するもの、アスファ ルトプラント等に類するもの、自動車車庫の用 に供する立体的施設、駐輪場の類、石油等の貯 蔵、処理施設、汚水処理施設等に類するもの又 は風力発電施設の新築、改築、増築、移転、外 観の模様替え又は色彩の変更で、高さ15メー トル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下 のもの (4) 太陽光発電設備の新築、改築、増築、移転、 外観の模様替え又は色彩の変更で、住宅の屋根 及び敷地に設置する10kw未満のもの (5) 工事・イベント等に必要な仮設の建築物・工 作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替 え又は色彩の変更 (6) 工作物の改築で外観の変更を伴わないもの (7) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、 建築物と一体となって設置されるものの新築で 高さ1.5メートル以下のもの又は建築物と一体 となって設置されるものの改築又は増築で高さ が改築前又は増築前の高さ以下のもの (8) 第10条第1号に規定する行為で、周囲から 見通すことができない場所での集積又は貯蔵 で、期間が90日を超えないもの (9) 土地の区画形質の変更で、次のア及びイのい ずれにも該当するもの

(中略)

(既存建築物等に係る要請)

第17条 市長は、建築物又は工作物、空地、物品の集積等が景観計画

に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を行うように要請することができる。

10 道路法

(昭和27年法律第180号)

(最終改正：令和2年法律第49号)

(前略)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(後略)

11 屋外広告物法

(昭和24年法律第189号)

(最終改正：令和2年法律第43号)

(前略)

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九十条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四百三十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう、、、

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件（広告物の表示 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないことその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、

意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

（後略）

引用・参考文献一覧（50音順）

- ・安中市教育委員会 1994 『九十九川沿岸遺跡群 3』
- ・安中市教育委員会 2003 『築瀬二子塚古墳・築瀬首塚古墳』
- ・安中市教育委員会 2008 『安中市の文化財』
- ・安中市教育委員会 2011 『安中市遺跡分布地図―市内遺跡詳細分布調査報告書―』
- ・安中市教育委員会 2012 『下増田上田中遺跡』
- ・安中市教育委員会 2012 『市内遺跡 1 ―八幡平遺跡・向山遺跡・小峰遺跡・安中 17 号墳―』
- ・安中市教育委員会 2014 『西横野東部地区遺跡群』
- ・安中市教育委員会 2016 『安中市指定史跡 築瀬二子塚古墳整備事業報告書』
- ・安中市誌編纂委員会 1964 『安中市誌』
- ・安中市市史刊行委員会 2000 『安中市史』 第一巻 自然編
- ・安中市市史刊行委員会 2001 『安中市史』 第四巻 原始古代中世資料編
- ・安中市市史刊行委員会 2003 『安中市史』 第二巻 通史編
- ・安中市ふるさと学習館 2003 『ストーンロード―縄文時代の黒曜石交易―』
- ・安中市ふるさと学習館 2016 『築瀬二子塚古墳の世界』
- ・尾崎喜左雄 1966 『横穴式古墳の研究』 吉川弘文館
- ・群馬県立歴史博物館 2021 『古墳大国群馬へのあゆみ』
- ・小林孝秀 2014 『横穴式石室と東国社会の原像』 雄山閣
- ・高田貫太 2016 「築瀬二子塚古墳の副葬品をめぐる地域間交渉」『築瀬二子塚古墳の世界』 安中市ふるさと学習館
- ・高田貫太 2021 『アクセサリーの考古学 倭と古代朝鮮の交渉史』 吉川弘文館
- ・原田道雄 1975 「関東地方の初期横穴式石室古墳」『駿台史学』 30 号 駿台史学会
- ・藤沢明・西願麻以・千田茂雄 2018 「築瀬二子塚古墳出土三連ガラス玉の自然科学的調査」『研究報告』 第 17 集 帝京大学文化財研究所
- ・文化庁文化財部 2018 『月刊文化財』 9 月号 第一法規出版株式会社
- ・松井田町教育委員会 2001 『松井田町の文化財―歴史散歩―』 (改訂版)
- ・右島和夫 1983 「群馬県における初期横穴式石室」『古文化談叢』 10 九州古文化研究会
- ・右島和夫 1994 『東国古墳時代の研究』 学生社
- ・右島和夫 2001 「築瀬二子塚古墳」『安中市史』 第四巻 原始古代中世資料編 安中市市史刊行委員会
- ・右島和夫 2003 「古墳時代」『安中市史』 第二巻 通史編 安中市市史刊行委員会
- ・右島和夫・千賀久 2011 『列島の考古学 古墳時代』 河出書房新社
- ・右島和夫 2016 「築瀬二子塚古墳の基礎調査とその成果」『安中市指定史跡 築瀬二子塚古墳整備事業報告書』 安中市教育委員会
- ・森田秀策 1964 「第一章 古代」『安中市誌』 安中市誌編纂委員会

史跡 築瀬二子塚古墳保存活用計画

令和5年3月24日 印刷

令和5年3月31日 発行

編集・発行 / 安中市教育委員会

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245

TEL 027-382-1111(代表)

印刷 / 上武印刷株式会社

